

常磐短期大学研究紀要

第 35 号

目 次

原著論文

- スチームコンベクションオープンで提供される料理の品質評価の研究
..... 富田教代・鈴木祐子… 1
- 母親の料理好きと幼児の食生活との関連
..... 武田佳奈子・大津美紀・中原経子… 7
- 現代世界の状況におけるカントの永遠平和論..... 三宅 光一…16
- 幼児の運動遊びプログラムに関する実践的研究
- 保護者からの評価と期待に焦点を当てて - 鈴木 康弘…35

研究ノート

- ライブドア事件
- 企業の社会的責任（CSR）と法令遵守（Compliance） - 松井志菜子…44
- 指導計画の作成と実践..... 山路 純子…70

助成研究報告..... 75

業績一覧 78

常磐短期大学

平成18年(2006)12月

常磐短期大学研究紀要寄稿規程

制定 昭和51.11.24 教授会

改正 昭和60.3.19, 平成2.4.18

平成10.7.14

(目的)

第1条 専門委員会の設置および運営に関する規程第4章に基づいて発刊する研究紀要の寄稿については、この規程の定めるところによる。

(寄稿資格者)

第2条 本紀要の寄稿資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 本学の専任職員であって、教員資格審査規程第2条に定める教員
2. 学内講師および本務校のない非常勤講師であって、委員会が寄稿資格を認めた者
3. 本学の事務員であって、1～2号との共同研究者
4. その他、学問的価値などを考慮して、特に委員会が認めた論文の寄稿者 (昭和60.3.19改正)

(未発表の原則)

第3条 寄稿論文は未発表のものに限る。

(論文の種類)

第4条 寄稿論文は原著論文のほか、研究ノート、報告、翻訳、書評、文献紹介などとする。(昭和60.3.19, 平成10.7.14改正)

(基準原稿枚数)

第5条 論文1篇の長さは、図・表・写真などを含め、400字詰用紙40枚を基準とする。(昭和60.3.19改正)

(1人1篇の原則)

第6条 寄稿論文は1人1篇とする。但し、共同研究の場合、もしくは2つ以上の原稿論文の合計が40枚を越えない場合には、複数の論文を認めることがある。

(原稿の訂正等)

第7条 委員会は、寄稿論文に対して必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは、掲載見送りを要求することがある。

(著者校正)

第8条 校正は著者校正とし、校正段階での原稿の変更は原則として認めない。

(抜刷)

第9条 抜刷は1篇につき40部を無料とし、それ以上については希望者の実費負担とする。(平成10.7.14改正)

(論文概要)

第10条 原著論文には、論文概要(例. 英文で200語程度)をつける。(平成10.7.14追加)

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
2. 昭和60年3月19日の改正により、第2条を削除し、第3条および第4条をまとめて第2条とし、以下2ヶ条ずつ繰り上げる。
3. この規程の改正条項は、昭和60年4月1日より施行する。
4. 校名変更に伴い、平成2年4月1日より規定名称を改める。
5. この規定の改正条項は、改正の日より施行する。

常磐短期大学研究紀要 第35号(2006年)

平成18年(2006)12月28日発行

発行者 常磐短期大学

〒310-8585 水戸市見和1丁目430番地の1

電話 029-232-2511(代)

印刷所 株式会社 あけぼの印刷社

〒310-0804 水戸市白梅1-2-11

編集委員会

委員長 三宅 光一

委員 濱崎 武子 紙透 雅子

李 精 佐々木 宏

瀧口 泰行

(アルファベット順)

スチームコンベクションオーブンで提供される料理の品質評価の研究

生活科学科 富田 教代
鈴木 祐子

A study on the score of the sensory evaluation by Steam Convection Oven

TOMITA Noriyo SUZUKI Yuko

We studied the changes in the quality (sensory tests) of 69 kinds of dishes by steam convection oven (SC). Steam convection ovens utilize two types of heating method: convection heating and steam heating.

The results are as follows.

- 1) The heating times and texture, the score of the sensory evaluation by SC were shorter significantly than those by an ordinary oven. ($p < 0.01$)
- 2) The heating times and texture, the score of the sensory evaluation by SC were shorter significantly than those by a steamer. ($p < 0.01$)
- 3) Chicken breast dishes which were used for the present experiments were evaluated significantly as suitable for heated by a convection oven. ($p < 0.01$)
- 4) Egg dishes which were used for the present experiments were evaluated significantly as suitable by a steamed oven. ($p < 0.05$)

緒言

近年フードサービス産業では、HACCPシステムやISO9000sの認証取得施設が増えている¹⁾。フードサービスの一つである給食施設においては、より短時間で簡単に品質のよい調理食品を得るために調理用機器の改善・開発も盛んである²⁾。その中でも加熱調理機器の開発も進んでいる。このような状況下、最近よく使われている加熱調理器にスチームコンベクションオーブン（以下スチコンと略す）がある。オーブン機能にスチーム噴射機能を追加し、温度コントロールを行えるようにした複合調理器で、蒸し加熱とオーブン加熱という二つの全く異なる加熱法をあわせもつ

ている³⁾。このオーブンの歴史は浅く1970年代の後半にドイツで開発され、1980年ごろから日本に輸入され、ホテルを中心に導入された。その後特定給食施設やレストラン等で広く用いられている⁴⁾。本学においても県内の栄養士養成施設では初めて給食実習室に2004年から備えられた。

この構造の概要は、熱源はガスと電気を使用するものがあるが、水蒸気の発生装置と加熱装置および庫内の気体を循環させるファンが付いており、庫内の気体温度と蒸気量を調節できるようになっている。大量調理ができるように機体は大きいものが多く、電気では電気容量の契約変更が必要であり、ガスでは配管が必要であ

る。同時に給水・排水の設備をつなぐ必要があり、さらに燃焼ガスや熱気、水蒸気が放出されるため排気設備が必須であり、設備はかなり大掛かりになる。庫内には数段から十数段の棚があり、同時に多くの食品の調理が可能である。また食品の内部温度の計測装置、加熱過程のプログラムのセット機能や使用後の庫内の洗浄装置等のついているものもある。

加熱の特徴は、蒸気過熱という従来からの蒸し加熱を考えがちである。蒸し加熱は水を加熱し沸騰の際に発生する蒸気で食品を加熱する方法であり、常気圧の下では温度は100℃以上になることはなく、むしろ火加減や蓋からの蒸散によって蒸気量を調節することで100℃以下の温度で加熱することも蒸し加熱の特徴と考えられている。食品の表面が100℃以下のときには蒸気は食品の表面で凝縮し潜熱が放出されるため食品の加熱は早く、水分が食品表面に付着し、蒸発による水分減少はない。

スチコンでも、100℃以下の庫内温度の加熱では蒸し器による加熱と同じである。しかし、蒸気発生装置によって発生させた蒸気を更に加熱する機能を持つスチコンでは、100℃以上の蒸気による加熱が可能である。100℃以上の蒸気による加熱の特徴は、食品の表面が100℃に達するまでは、蒸し器による加熱と同様に水蒸気の凝縮が起こり水分が付着すると同時に温度は速やかに上昇する。したがって、庫内温度100℃で蒸気を100%加えた場合のスチコンでの加熱は蒸し器での加熱と変わらない。機器的に温度コントロールが出来るので、難しいとされている100℃以下での温度設定が容易であり、茶碗蒸やプリンを作るには好都合である。

表面温度が100℃以上に達してからは、気体からの対流伝熱が起きる。従って伝熱の面では空気から伝熱加熱するオープンと差がないことになる。差がある点は、気体の種類であり、蒸気100%の設定ではほぼ空気0%となり、酸素が存在しないことが食品加工では1つの利点と考えられている。

加熱速度については、蒸気量が多くなり、庫内温度が高くなるにつれて早くなる。特に食品表面部の温度上昇は蒸気量大きく左右され、蒸気が多いと早くなり、庫内温度の影響が相対的に小さくなる。食品の中心温度の上昇は、水分蒸発の影響があるため、庫内温度が高く蒸気量が多い場合、庫内温度の影響が更に小さくなる⁵⁾。

食品からの水分の蒸発については、蒸気量0の場合はコンベクションでの加熱と同様に蒸発量は多い。蒸気量によって蒸発量は異なり、蒸気量が多いと蒸発は抑えられる傾向にあるが、庫内温度が高いと蒸気存在下でも食品表面からの蒸発が起こり、表面には焦げ色がつく。庫内温度が高い場合の蒸気の有無による表面状態の差は、初期には水分が付着する影響が現れて焦げ色の着き方などの若干の差が出る⁶⁾。

以上のような特徴を利用して、蒸し加熱はもちろんの事、水分を調節しながら表面に焼き色をつける焼き加熱、冷凍食品の解凍、解凍に引き続いての焼き加熱、ゆで加熱などに利用できる。また水分を抑えながら表面に焦げ色を付ける条件も設定できる。

そこで本研究では、スチコンの特色を生かした調理技術の標準化のための基礎資料を得る目的で調査を行い、従来の調理方法との比較検討を行い給食管理実習での教育効果を高めることを目的とした。

方法

1. 調査方法

茨城県にあるT短期大学の栄養士養成課程における給食管理実習Ⅰ・Ⅱにおいて平成16年4月より平成17年7月までスチコン(T社製TSCO6GB)を使用して実施した料理(表1に示す)について官能検査を行い従来の調理法との検討を行った。

2. 調査内容

(1) 官能検査

パネリストは通常の方法で調理した料理を試食し品質の確認をした。

表1 スチームコンベクションで分析した料理
コンビ料理一覧

分類	料理名
肉類	豚肉 ピーマンの肉詰め ノンフライ豚カツ ミラノ風豚肉のチーズ焼き ミートボール グリーンミートローフ ポークピカタ ポークソテー シャキシャキメンチカツ なすと豆腐入り肉団子 肉団子 油揚げの肉詰め 豚のしょうが焼き ポークソテー 豚肉の粒マスタード焼き 豚でチーズサンド 豚肉のヘルシー巻き
	鶏肉 アスパラのささ身巻き つくね焼き ささ身のホイル焼き 鶏肉のレモン風味焼き 鶏肉のマヨ焼き チキンソテー 鶏肉のハーブ焼き 鶏肉のマスタード焼き 鶏肉の梅照り焼き 鶏つくねハンバーグ 鶏肉の野菜巻き 鶏肉の豆乳クリームがけ 鶏肉のトマトソース 鶏のつくね焼き つくね焼きバーグ 鶏ささみのカレーチーズ焼き
	牛肉 牛肉のゴマソースサンド
魚介類	鮭のタルタルソースがけ(鮭を焼く) 白身魚のムニエル たらのホイル焼き いわしの蒲焼 ぶりの照り焼き 鮭のムニエル カジキマグロの和風ステーキ 鮭の味噌チーズ焼き 白身魚の甘酢あんかけ 鮭のムニエル 鮭の照り焼き
卵類	-
豆類	和風豆腐ハンバーグ 豆腐ハンバーグ 豆腐ハンバーグ 豆腐の照り焼き
野菜類	-
いも類	ベイクドポテト
穀類	抹茶カップケーキ ケーキのスポンジ生地 パンを温める(焼く) 抹茶カステラ パンを温める(焼く) ロールパン パンを温める(焼く) 胚芽パン ほうれん草のどら焼き
その他	ヨーグルトチーズケーキ

スチーム料理一覧

分類	料理名
肉類	豚肉 豚肉の冷しゃぶ
	鶏肉 -
	牛肉 -
魚介類	-
卵類	抹茶プリン カスタードプリン
豆類	-
野菜類	ブロッコリーの和え物(蒸し) マッシュマロあんの茶巾絞り(かぼちゃ蒸し) ブロッコリー(蒸し) アスパラ(蒸し) ブロッコリー(蒸し) ブロッコリー 人参(蒸し) ブロッコリー(蒸し) 人参(蒸し) ブロッコリー(蒸し) 人参(蒸し)
いも類	-
穀類	桜餅
その他	-

スチコンおよびオープンによる料理の品質評価項目は、味(おいしい-まずい)、食感(ふっくら-固い)、焼き加減(よい-悪い)、見た目(よい-悪い)、時間(早い-遅い)、総合評価(良い-悪い)について5段階評点法を用い、良い(5点)、やや良い(4点)、普通(3点)、やや悪い(2点)、悪い(1点)とした。パネリストは給食実習生の本学学生(1年84名、2年87名)である。

3. 集計および解析方法

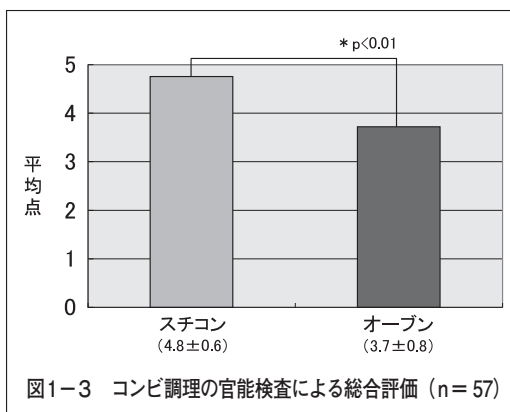
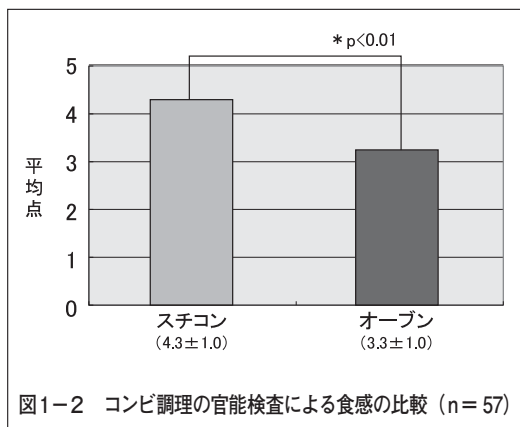
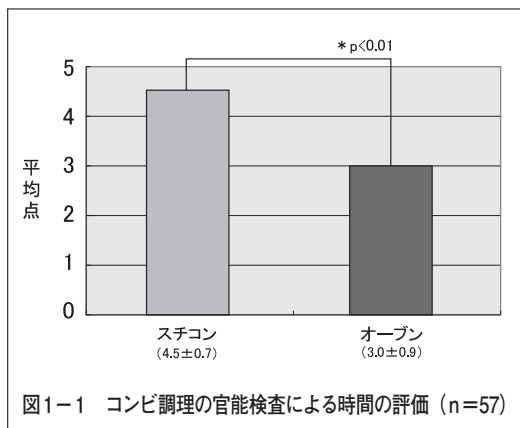
調査は、Windows Excel Ver5.0によって集計した。各測定項目は平均±標準偏差で表示し、2群間の平均値の差の検定には対応のないt検定を用いた。なお検定に際しての有意水準は5%未満とし、統計解析にはEXCEL統計2000ソフトウェアを用いた。

結果

(1) コンビ調理の官能検査結果

官能検査の結果を図1-1~3に示す。

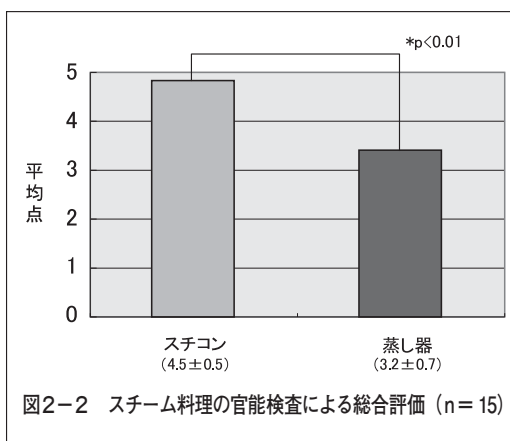
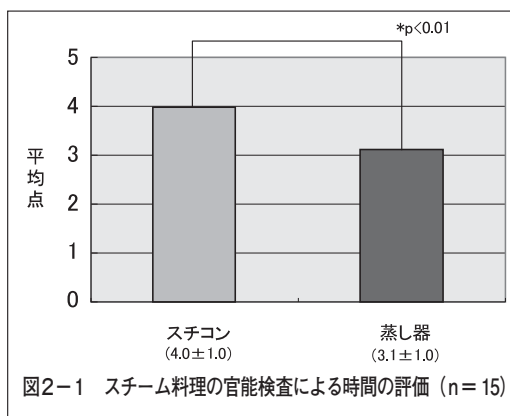
スチコンのコンビ調理の官能検査による評価と従来のガスオープンでの官能検査による評価を比較して有意差が認められたものは、時間、食感、総合評価であった ($p < 0.01$)。



(2) スチーム調理の官能検査結果

官能検査の結果を図2-1~2に示す。

スチコンのスチーム調理の官能検査による評価と従来の蒸し器での官能検査による評価を比較して有意差が認められたものは、時間および総合評価であった ($p < 0.01$)。



(3) コンビ調理での食材による比較

従来のガスオープンおよびスチコンのコンビ調理での総合評価における平均値を食材別に比較した結果を図3に示した。スチコンのコンビ調理における品質がガスオープンによる調理と比較して有効性が認められた食材は鶏胸肉を使用した料理である ($p < 0.01$)。

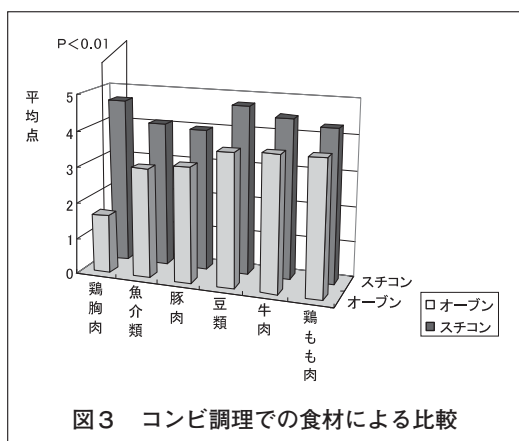


図3 コンビ調理での食材による比較

(4) スチーム調理での食材による比較

従来の蒸し器およびスチコンのスチーム調理での総合評価における平均値を食材別に比較した結果を図4に示した。スチーム調理における品質が蒸し器による調理と比較して有効性が認められた食材は卵を使用した料理である ($p < 0.05$)。また豚肉は蒸し器による調理と評価は同じであった。

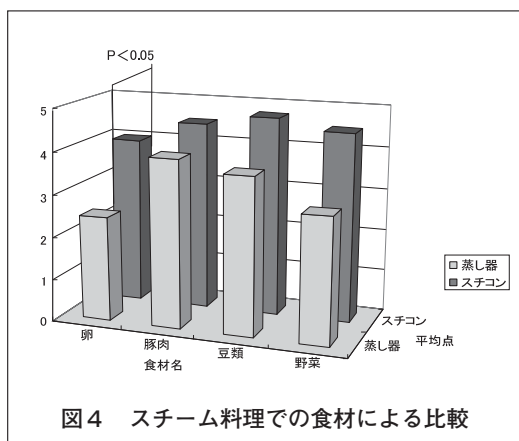


図4 スチーム調理での食材による比較

考察

スチコンを使用した調理法は、コンビ調理、スチーム調理の2つの方法での比較とした。官能検査による従来の調理との比較では、コンビ調理においては、時間・食感・総合評価で、スチーム調理においては時間・総合評価で高い評価を得られた。以上の結果からスチコンを使用することは、従来の調理法より作業効率の面で優れていることが示唆された。一方、コンビ調理の有効性が顕著な料理として、鶏胸肉を使用した料理が確認できた。鶏胸肉は加熱すると固くなり、高齢者での給食については細かく刻んで提供しなければならなかったが、スチコンの使用により今後メニューの幅が広がると期待できる。またスチーム料理では卵に有効性が認められた。しかし、従来の調理法と比較して評価が同じ料理もあるので、食材および調理法については今後検討が必要である。

給食施設では限られた時間の中での効率化と品質管理の向上が求められている。スチコンを使用して品質管理の向上と作業の効率化の為、従来の調理法との比較検討をさらに行っていく必要がある。

今後病院や介護施設等で新調理機器として益々普及していくと思われるスチコンである。学生への教育方法とさらに詳細な研究の必要性があると思われる。

本研究の一部は第53回日本栄養改善学会学術総会で発表した。

参考文献

- 1) 鈴木久乃、太田和枝：給食マネジメント論、第一出版、東京、p.174-221 (2004)
- 2) 平岡雅哉：厨房設計の知識、72-73、鹿島出版 (1999)
- 3) 小沼博隆：調理施設と食品製造における衛生管理に関する研究、食品衛生研究、41-67 (1999)
- 4) 森年樹：スチームコンベクションオープンについて、エレクトロヒート、9-11、日本

電熱協会 (2003)

- 5) 山田晶子、杉山智美: スチームコンベクションオーブンの加熱特性、日本家政学会誌、53、4、331-337 (2002)
- 6) 洪川祥子: 調理における加熱の電熱的解析および調理成績に関する研究、日本家政学会誌49、949-958 (1998)

母親の料理好きと幼児の食生活との関連

武田 佳奈子*・大津 美紀**・中原 経子***

Effects of the Cook-Loving Mother on the Dietary Life of Preschool Children

TAKEDA Kanako* OTSU Miki** NAKAHARA Kyoko***

In the past, it has been already reported by some researchers that the dietary life of a child depends greatly on his mother's influence. Especially, it is known that the mother's much concern for her child's proper meals and the dietary habits have close relation to this issue.

The aim of this study is to approach the issue practically by investigating how both the child and his mother lead a dietary life everyday. The subjects ranged in age from 3 to 6, and there were a total of 88 nursery school children and 164 kindergarten children. At the same time, the survey was also conducted on their mothers.

The results of those surveys were as follows: in the case of the cook-loving mothers' children better results were observed in regard to the frequency of the morning-dish taking, a variety of dishes at breakfast and supper, and the cooked-dish servings. And moreover, these children tended to have the good table manner and to help their mothers with the work in the kitchen.

I 緒言

食生活の多様化や簡便化、情報の氾濫といった食環境の変化の中で、食教育のあり方について再検討が必要とされ、特に子どもに対しては、望ましい食習慣の形成を図るための「食育」が喚起されている。

平成17年6月には食育基本法¹⁾が成立し、その前文には、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも“食”が重要である」と謳われている。そして、食育を、「生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの」と位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

平成18年2月に策定された食育推進基本計画²⁾

2006年11月10日受付

*TAKEDA Kanako 生活科学科食物栄養専攻・助手

**OTSU Miki 生活科学科食物栄養専攻・専任講師
(臨床栄養学)

***NAKAHARA Kyoko 生活科学科食物栄養専攻・
非常勤講師 (応用栄養学)

では、「健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない」としている。そして、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指すため、平成22年を目途とした数値目標が示された。

子どもにとって食生活は、単なる身体の伸びのためではなく、心の充実・発達のために得られるものは大きい。また、食事から感性が、情緒が育てられる。心豊かな子どもを育てる上で食は重要と言えよう³⁾。このような子どもの頃の食習慣や食体験は、将来、本人自身やその家庭の食生活に及ぼす影響が大きいと考えられる。

食育基本法をはじめとする法整備が進む中^{1), 2)}、家庭における「食」に対する関心や食育の重要性、必要性への認識は十分ではなく、今後、食育の実践を進めていく上で、幼児の食習慣や食環境の実態の把握が必須であると考えられる。幼児にとっては、家庭での食事が中心であり、保護者の食生活や食意識が子どもの食習慣に与える影響は少なくない。例えば、家庭において食欲がない子どもは食欲のある子どもと比べると朝食を子どもだけで食べている、つまり、子食の割合が高いという報告がある⁴⁾。

これまで、保護者の食事意識^{4)~7)}や母親の就

労形態別による幼児の食生活^{8), 9)}に関する調査などが実施されているが、本調査では調理担当者である母親の料理好きが幼児の食生活に、どのように影響しているかについて分析することを目的とした。また、母親の生活習慣及び食習慣についても分析を加えた。

II 調査方法

1. 調査の対象者と時期

調査は本学付属幼稚園の園児164人 (65.3%) および水戸市内の2施設の保育園児87人 (34.7%) の計251人と、その保護者を対象として行った。調査時期は平成17年5月である。調査方法は質問紙法により、各施設の教職員を通して、家庭へ調査用紙の配布と回収を依頼して行った。

調査を集計するにあたり、得られた回答の中で不完全なものは除外した。有効回答率は97.3%であった。

幼児の年齢構成は3歳児65人 (25.9%)、4歳児92人 (36.6%)、5歳児83人 (33.1%)、6歳児11人 (4.4%) であり、平均年齢は 4.16 ± 0.86 歳であった。対象となった母親のうち、専業主婦は174人 (69.3%) であり、施設別では、幼稚園137人 (83.5%)、保育園37人 (42.5%) であった (表1)。

表1 対象者の属性

幼児の年齢	男	女	合計
3歳	29	36	65 (25.9%)
4歳	40	52	92 (36.6%)
5歳	41	42	83 (33.1%)
6歳	5	6	11 (4.4%)
合計 (人)	115	136	251

母親の就労形態	幼稚園	保育園	合計
専業主婦	137	37	174 (69.3%)
パート	16	28	44 (17.5%)
自営業	4	5	9 (3.6%)
常勤	7	17	24 (9.6%)
合計 (人)	164	87	251

表2 母親の料理好きと就労形態

	専業主婦	パート	自営業	常勤	合計
好き	54	17	2	7	80 (31.9%)
ふつう	102	26	7	15	150 (59.7%)
あまり好きではない	18	1	0	2	21 (8.4%)
合計 (人)	174	44	9	24	251

「母親の料理好き」の程度は、「好き」80人(31.9%)、「ふつう」150人(59.7%)、「あまり好きではない」21人(8.4%)である。母親の就労形態別による「料理好き」の割合は、パートで17人(38.6%)とやや多い傾向を示した。

2. 調査の内容

調査の内容は、①幼児の生活習慣（日常生活、健康状態など）、②幼児の食生活（朝食の喫食、朝食・夕食の種類、食事の挨拶、会話、手伝い、食生活上の問題点など）、③母親自身の食生活（料理が好きかどうか、食事への関心、朝食の喫食、調理済み食品の利用、挨拶の指導など）である。

3. 集計方法

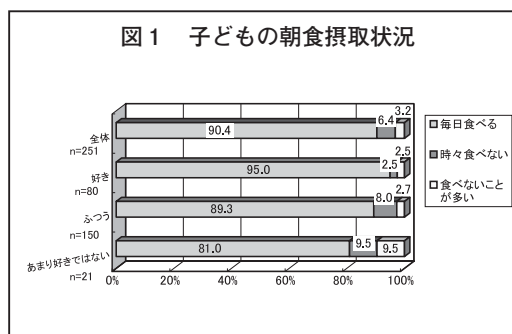
各調査項目について、単純集計をした後、母親の料理好きか否かでクロス集計を行った。検定は、統計ソフトはSPSS (Version14.0) によるPearsonのカイ二乗検定を行い、有意水準は5%とした。危険率0.05以下 (*), 0.01以下 (**)と表した。

Ⅲ 結果及び考察

1. 幼児の生活習慣及び食習慣

i. 朝食の摂取状況

朝食摂取状況については、全体として「毎日食べる」が90.4% (227人)、「時々食べない」が6.4% (16人)、「食べないことが多い」が3.2% (8人)であり、「食べない」の回答はなかった(図1)。



朝食を「毎日食べる」子どもは、母親が「料理好き」、「ふつう」、「あまり好きではない」でそれぞれ95.0%、89.3%、81.0%であり、有意な差はなかったものの、「料理好き」の母親の幼児でよく食べている傾向を示した。

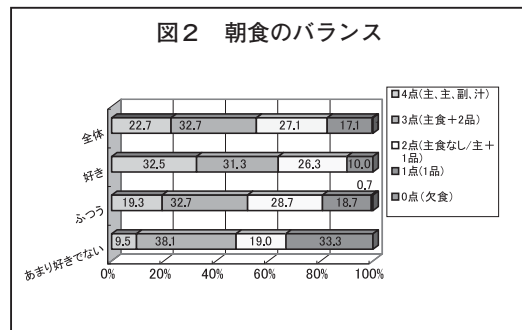
母親が、料理が好きで毎日朝食を作っているからこそ、子どもは自然と朝食を「毎日食べる」習慣がつけられると推察される。

ii. 朝食のバランス

「子どもが今朝の朝食にどのようなものを食べたか」という質問で、回答された食事内容を主食、主菜、副菜、汁に分け点数化し、“主食、主菜、副菜、汁が揃った食事”を4点、“主食、ほか2品”を3点、“主食、ほか1品もしくは主食なしの2品の食事”を2点、“1品のみの食事”を1点、“欠食”を0点として、その結果を図2に示した。“主食、主菜、副菜、汁”が揃った朝食を摂っているのは22.7%であり、約1/4の幼児であった。“主食ほか2品”は32.7%であり、最も多かった。“一品のみ”という回答も17.1%あり、朝食を摂っているものの、幼児の朝食の

内容に問題はあった。

「母親の料理好き」の程度別で食事内容を見ても、「4点」は「好き」で32.5%、「ふつう」で19.3%、「あまり好きではない」で9.5%であった。



母親が料理「好き」群で、朝食に“主食・主菜・副菜・汁”が揃った食事、バランスの良い食事である幼児が多かった。また母親が料理「好き」であるほど料理の品数が多い傾向がみられた。一方、“1点”は「好き」、「ふつう」、「あまり好きでない」でそれぞれ10.0%、18.7%、33.3%であり、「あまり好きではない」群が最も多かった。

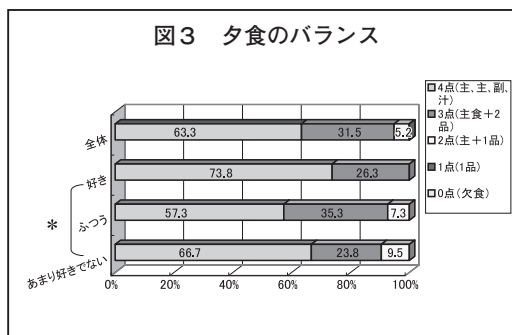
前述の回答結果と合わせて考察すると、母親が料理好きで品数の多い朝食であると、子どもの食欲を促し朝食の摂取の習慣化に影響するのではないかと推察できる。

iii. 夕食のバランス

夕食についても朝食と同様に点数化を行い、評価をした(図3)。63.3%の幼児が“主食、主菜、副菜、汁”が揃った食事をしており、朝食(22.7%)より高い割合であったのは、時間に余裕があること、夕食に重きを置いていることが窺える。“主食、ほか1品”の回答は5.2%(13人)であった。その内容は、カレー・オムライス・グラタンなど主食と主菜が一緒になったものが多かった。

母親の料理好きの程度別で見ると、料理が「好き」群で、「ふつう」「あまり好きではない」群よりも、夕食の品数が多かった($p < 0.05$)。「好き」では“4点”が73.8%であり、“2点以下”の回答はなかった。「ふつう」と「あまり好きでは

ない」群では、“2点”が7.3%、9.5%見られた。“1点以下”についてはなかった。



朝食同様夕食についても、母親が料理好きほど有意に品数が多いことがわかり、バランスの良い食事につながっていることが確認された。

このことから、家庭で喫する朝食、夕食ともに、母親の料理が好きかどうかという「料理」に対する意識の差が、直接献立の品数やバランスに影響していることが考えられた。つまり、食卓の彩りや賑やかさ、料理の品数は、調理従事者の料理に対する考え方に関連があることが推測される。

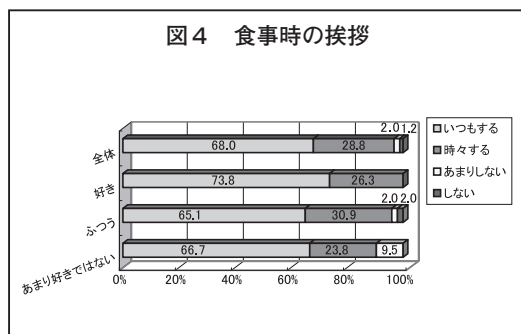
幼児期において、食生活は両親や家族に依存するところが大きい。そのため望ましい食習慣の確立にはやはり保護者、とりわけ調理従事者への栄養教育は欠かせない。

食育推進基本計画²⁾においても、「朝食の欠食」や、「孤食」や「個食」等に触れており、「父母その他の保護者や教育、保育等の場が果たすべき重要な役割についての自覚を促すとともに、相互の密接な連携の下、子どもが楽しく食について学ぶことができる取組みが積極的に推進されるよう施策を講じるものとする」とある。幼児期の食事の方針は、楽しい雰囲気の中で望ましい食物摂取の仕方、食事マナーを身につけられるよう配慮し、朝食、夕食はできるだけ家族揃ってとるようにすることが望まれる¹⁰⁾。

iv. 食事時の挨拶

食事時の「いただきます」や「ごちそうさま」等の挨拶について、“いつもする”が68.0%、“時々

する”が28.8%、“あまりしない”が2.0%、“しない”が1.2%であった(図4)。

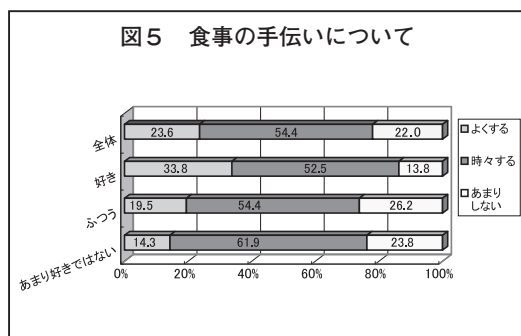


母親の料理好きの程度別で見ると、「好き」群では、「いつもする」は73.8%であり、「ふつう」の65.1%、「あまり好きではない」の66.7%より高かった。一方、「あまりしない」「しない」については「好き」では回答がなかったが、「ふつう」でそれぞれについて2.0%あり、「あまり好きではない」で「あまりしない」が9.5%見られた。

平成14年に報告された茨城県の調査¹¹⁾では、挨拶を自ら行っている幼児では、「朝食を毎日食べる」、「家族全員で食べる」、「会話をする」、「食事の手伝いをする」などで、よい結果がみられ、「挨拶をする子」の、食生活が良いことが認められている。今回の調査ではいつも挨拶をする子どもの割合は茨城県の調査(54.2%)より多かった。

v. 食事の準備や片付け

食事の準備や片付けなどの子どもの手伝いに関しては、「よくする」が23.6%、「時々する」が54.4%、「あまりしない」が22.0%であった(図5)。



手伝いを「よくする」子どもは、母親の料理「好き」群で33.8%、「ふつう」で19.5%、「あまり好きではない」で14.3%であり、料理「好き」な家庭ほど、幼児が手伝いに参加している傾向であった。料理が好きな母親では、調理の品数も多く、調理時間も多いと推測できる。その間に子どもに積極的に手伝いをさせるなど、よい影響があるのであろう。

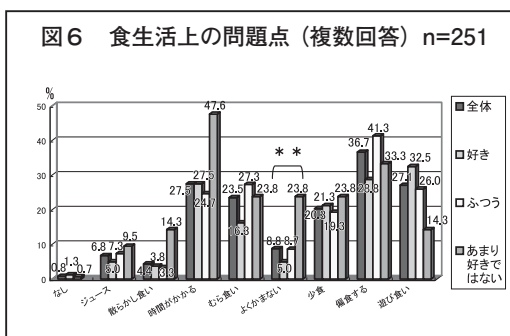
手伝いの体験の間に、子どもは、食べ物に親しみを持ち、食べる意欲も生まれる。また、手伝いが出来たことに満足感を感じ、親子の触れ合いもあるなど、手伝いから得られるものは大きい。やがて、成長とともに、食文化や地域の食物にも関心を持つであろう。積極的に手伝いに参加させたいものである。

vi. 食生活上の問題点

「幼児の食生活で母親が困っていること」では、「偏食する」36.7%、「時間がかかる」27.5%、「遊び食い」27.1%の順で多かった(図6)。

料理の「好き」な群では、「偏食」「よく噛まない」「時間がかかる」「散らかし食い」「ジュースの飲み過ぎ」「食べ過ぎ」の項目で、問題点が少ない傾向がみられた。そのうち、「よく噛まない」については「好き」ほど有意に少なかった($p < 0.01$) (5.0%、8.7%、23.8%)。

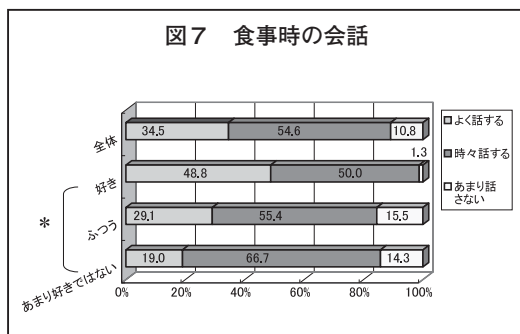
一方、料理が「好き」な群で多く見られたものとして「遊び食い」がある。幼児期は、食欲のムラや食物に対する好き嫌いも出てくるが、無理強いはせずに、数多くの食品を用いて、楽しく食べられるようにすることが食事の方針とし



て望ましい¹⁰⁾。

vii. 食事時の会話

「食事時の会話があるかどうか」の質問では、「よく話す」34.5%、「時々話す」54.6%、「あまり話さない」で10.8%であった(図7)。



母親の料理好きの程度別で見ると、「よく話す」、「時々話す」など、話すものは、「好き」群で98.8%であったのに対し、「ふつう」で84.5%、「あまり好きではない」で85.7%と有意に低かった ($p < 0.05$)。料理「好き」なほど、食事時に子どもとよく話をしているという結果を得た。

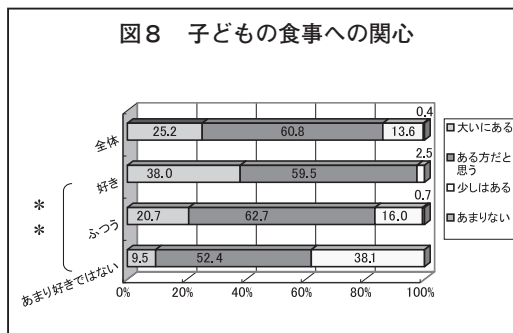
母親が料理好きなほど、子どもの食形成に必要な環境作りへの積極的な関わりが見られる。真名子ら⁵⁾は、両親と食事を食べる幼児は、母親のみと食べるまたは子どものみで食べる幼児に比べて「よく食べる」と報告している。

料理が「あまり好きではない」群に注目して、「食生活上の問題点」、「食事時の会話」の項目を見てみると、「食事に時間がかかる」(図6)としている一方で、「共食者との会話がなない」(図7)という結果であった。食事をするということは、栄養素等の摂取のみが目的ではなく、その場の雰囲気を楽しんだり、心を落ち着かせるなどの情緒を育む場でもある。そのため、食生活指針¹²⁾では「食事を楽しむ」という項目があり、そのための実践には、家族の団らんや人との交流が大切である、としている。

2. 母親自身の生活習慣及び食習慣

i. 子どもの食事への関心

「母親が子どもの食事に関心があるかどうか」については「大いにある」が25.2%、「ある方だと思う」が60.8%、「少しはある」が13.6%、「あまりない」が0.4%であった(図8)。

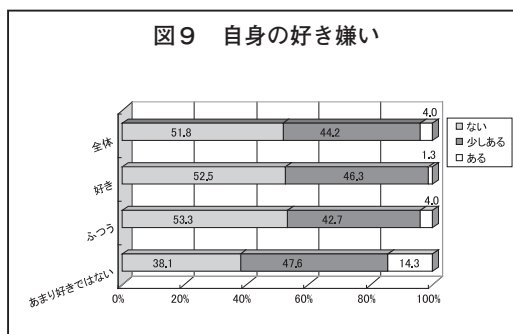


料理が「好き」群で、「大いにある」の者が38.0%と多く、料理が「あまり好きではない」群で、関心が「大いにある」とした者は9.5%であった ($p < 0.01$)。

前述の子どもの挨拶(図4)や食事の準備や後片付けなどといった手伝いの結果(図5)と併せて考えると、関心があるという意識だけではなく、手伝いへの参加などが実践されていることが確認できた。

ii. 母親自身の好き嫌い

「母親自身の好き嫌い」については、「ない」が51.8%であり、およそ半数の母親で何らかの好き嫌いがあった(図9)。

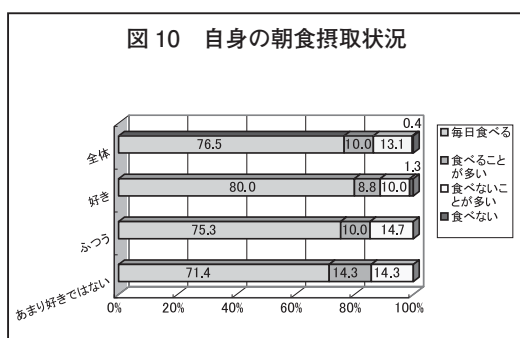


料理が好きな程度別で見ると、「好き嫌いがあある」と回答したものは、料理が「あまり好きでない」で多かった。先に示した、幼児の食生活上の問題(図6)からも、母親が、料理が好

きな場合に、幼児の偏食は少ない傾向を示した。母親の偏食と子どもの偏食に関連性があることを示唆した内容と考える。

iii. 母親の朝食摂取

「母親自身の朝食摂取状況」については、「毎日食べる」が76.5%、「食べることが多い」が10.0%、「食べないことが多い」が13.1%、「食べない」が0.4%であった（図10）。子どもの朝食摂取状況（図1）と比較すると、「毎日食べる」子どもは、90.4%であり、母親自身の朝食欠食の方が多かった。



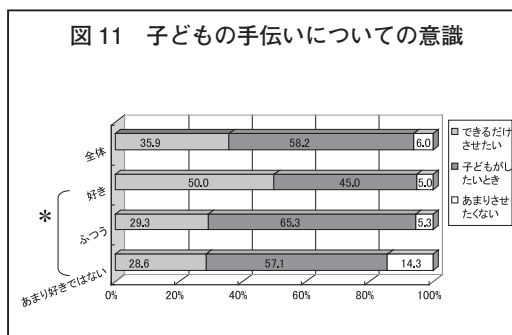
また、料理が「好き」なほど、朝食摂取状況が良い傾向であった。

平成17年度乳幼児栄養調査(厚生労働省)¹³⁾で、母親の朝食摂取が「毎日食べる」方が、子どもの朝食摂取もよい結果が示されている。子どもの朝食欠食を改善する上で、まず母親が朝食を摂取するようにする必要がある。

iv. 子どもの手伝い

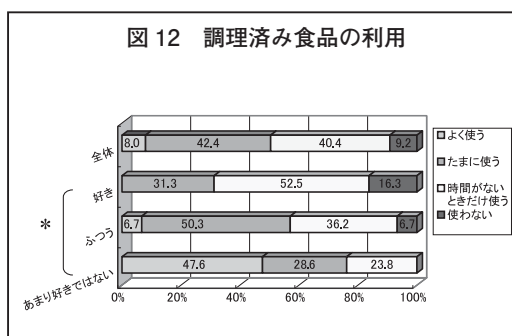
「子どもの食事作りの手伝いについてどう思うか」については、「できるだけさせたい」が35.9%、「子どもがしたいとき」が58.2%であった（図11）。一方、「あまりさせたくない」が6.0%見られた。料理が好きな程度別では、「好き」群ほど、有意に「出来るだけさせたい」という回答が多く（ $p < 0.05$ ）、料理の好きな母親では、子どもの手伝いについても積極的であった。子どもは、手伝いの体験から、食べ物に関心を持ち、食べる意欲も湧いてくる。また、手伝いに

より、作る喜びや親子のコミュニケーション、手伝いが出来た満足感などが生まれる。それはまた、食文化や郷土の料理にも視野が広がっていくなど、手伝いはさまざまな効果を持っていると考える。



v. 調理済み食品の利用

「調理済み食品などの利用状況」について、「よく使う」が8.0%、「たまに使う」が42.4%、「時間がないときだけ使う」が40.4%、「使わない」が9.2%であった（図12）。調理済み食品の利用について、「よく使う」と回答した者は、料理が「好き」な母親では0%であったのに対し、「ふつう」は6.7%、「あまり好きでない」では47.6%であり、好きでないものでは有意に多かった（ $p < 0.05$ ）。

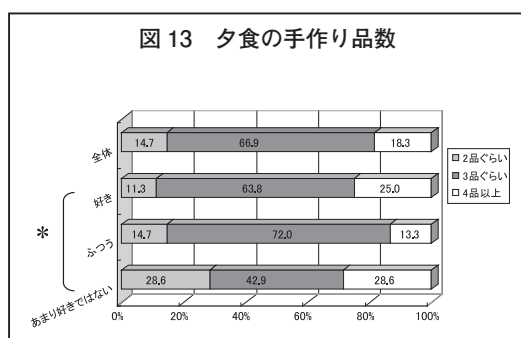


vi. 夕食の手作り品数

「日頃、夕食に何品くらい作るか」では、「3品」の66.9%が最も多かった（図13）。前述の夕食の内容を問う設問では、「主食、主菜、副菜、汁」が揃った「4点」の回答が63.3%と最も多かつ

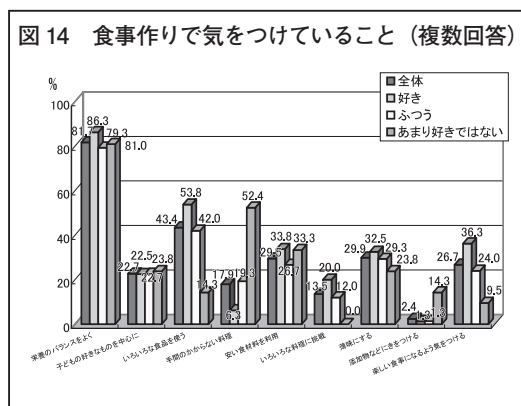
たことから、夕食のうち何れかの料理に調理済み食品等の利用をしている家庭も多いとは考えられないだろうか。ただし、家庭により、何を“手作り”とするかは異なるので、今後は手作りの内容を問う設問を加えたいと考える。

母親の料理が「好き」、「ふつう」、「あまり好きではない」群で比較すると、「好き」な群では、品数が有意に ($p < 0.05$) 多いという結果が得られた。



vii. 食事作りで気をつけていること

「食事作りで気をつけていること」については、“栄養のバランスを良く” 81.7%、“いろいろな食品を使う” 43.4%、“薄味にする” 29.9%の順で多かった (図14)。



「気をつけていること (複数回答)」として選択した数の平均をみると、料理が「好き」群では9項目中3.28項目、「ふつう」群は2.79項目、「あまり好きではない」群は2.52項目であり、料理「好き」な母親では、子どもの食事への

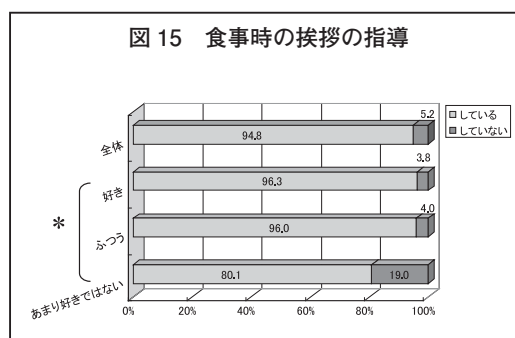
関心 (図 8) だけでなく、家族の食事作りで気配りが多い傾向が見受けられた。

幼児期から、食事は主食・主菜・副菜を組み合わせ、栄養バランスを摂るとともに、食事を規則的にし、朝食の欠食、間食の摂りすぎ、遅い夕食にならないよう注意すること、また、生活習慣病予防の基礎づくりとして味つけは薄味にすることが大切であり、これらについての実践がなされていると考える。

viii. 食事時の挨拶の指導

「食事時に挨拶の指導をしているかどうか」では、“している”が94.8%、“していない”が5.2%であった (図15)。料理好きで分けると、“している”について料理が「好き」群で96.3%、「ふつう」群で96.0%、「好きではない」群で81.0%であり有意に差がみられた ($p < 0.05$)。一方、“していない”について、「あまり好きではない」群で19.0%と多く見られた。

幼児の食事時の挨拶と母親の指導について相関を見てみると、母親が指導を“している”幼児は挨拶を“いつもする”が71.0%であったのに対し、指導を“していない”幼児は15.4%であった。幼児の食事時の挨拶やマナーは、母親の指導により多大な影響を受ける。保護者の指導が重要であることが示された。



要約

本調査は、食習慣形成のために最も重要な時期にあたる幼児期の食生活について、母親の料

理好きの程度がどのように影響しているかを分析することを目的とした。調査は幼稚園児及び保育園児251人と、その保護者を対象とした。結果は次のようである。

- 1) 朝食摂取状況は、母親が料理「好き」群で、「ふつう」「あまり好きではない」よりも“毎日食べている”が多い傾向を示した。
- 2) 朝食・夕食の品数で、母親が料理「好き」な方が他の群よりも品数の多い傾向を示し、特に、夕食については料理「好き」で有意に多く、バランス良く摂れていた ($p < 0.05$)。
- 3) 幼児の食生活上の問題点については、“ある”とした者が多く、各群で問題点の内容に違いが見られた。料理が「好き」な母親は“遊び食い”をあげたものが多いのに対し、「ふつう」「あまり好きではない」母親は“よく噛まない” ($p < 0.01$) “偏食する” “時間がかかる”としていた。また、母親自身の好き嫌いについては、料理「好き」な方が少ない傾向があった。
- 4) 食事の準備や片付けなどの手伝いについては、母親が料理「好き」な幼児ほど行っている傾向があった。また、母親の意識でも、料理「好き」で“出来るだけさせたい”としており、積極的であることがわかった ($p < 0.05$)。
- 5) 調理済み食品の利用状況は、母親が料理「好き」な方が「ふつう」「あまり好きではない」よりも、少ない頻度であった ($p < 0.05$)。
- 6) 食事時の挨拶に関して、母親が料理「好き」で指導を実施していた ($p < 0.05$)。

- 1) 内閣府：食育基本法（2005）
- 2) 食育推進会議：食育推進基本計画（2006）
- 3) 中原経子：食育と子どもの心 心と社会, 37, 2, 92～97（2006）
- 4) 真名子香織, 久野一恵, 荒尾恵介, 水沼俊美：朝食の食欲がない幼児の夕食の食欲と生活時間・共食者・健康状態との関係, 栄養学雑誌, 61, 9～16（2003）
- 5) 富岡文枝：幼児への食教育と両親の食意識及び食行動との関わり, 栄養学雑誌, 57, 25～36（1999）
- 6) 綾部園子, 小西史子, 大塚恵美子：朝食からみた幼児の食生活と保護者の食事意識, 栄養学雑誌, 63, 275～283（2005）
- 7) 森脇弘子, 小田光子, 佐久間章子, 寺岡千恵子, 岸田典子：小学生の食生活・生活習慣に及ぼす調理担当者の意識, 栄養学雑誌, 64, 87～96（2006）
- 8) 中原経子, 田中景子：母親の就労が幼児の食生活に及ぼす影響, 常磐短期大学研究紀要, 28, 65～75（1999）
- 9) 田中景子, 中原経子：幼児の食生活に関する調査研究, 常磐短期大学研究紀要, 28, 103～111（1999）
- 10) 伊澤正利ほか：応用栄養学実習, 69～71（2005）, 学建書院
- 11) 子どもの食育に関する実態調査報告書：茨城県保健福祉部・茨城県栄養士会（2002）
- 12) 文部省・厚生省・農林水産省：食生活指針（2000）
- 13) 厚生労働省：平成17年度乳幼児栄養調査

謝辞

終わりに、アンケート調査にご協力頂きました茨城県水戸市内の2保育施設の園児並びに保護者の皆様、調査用紙配布・回収にご協力を頂きました教職員の皆様、またデータ整理にご協力頂きました常磐短期大学 広瀬真弓さん、古内由美さん、増子優香里さん、横山恵さんに深謝致します。

文献

現代世界の状況におけるカントの永遠平和論

三宅光一

Kant's doctrine of "perpetual peace" in today's political situation

MIYAKE Mitsukazu

The problem of "perpetual peace", Kant's conception of the final goal of politics, seems to be of the uppermost importance to such people who are not indifferent to the ethical problems. My purpose in this study is to suggest Kant's attitudes and ideas about the political theme of peace in the essay on "perpetual peace", published in 1795, and also to estimate his plan for international politics as coherent whole, united by his moral philosophy.

In his essay it is noteworthy that Kant provides concretely the surest basis for achieving peace. In Kantian view, mankind should be in obedience to the two groups of laws. One is the "Three Definitive Articles" which are all intended to be immediately "prohibitive law", therefore represents the positive conditions for peace. The other group is the "Six Preliminary Articles" which are called the "permissive laws", i.e. the preconditions for peace. In this respect these latter articles don't need necessarily be executed at once, insofar we don't forget our final aim. Both groups of the articles are followed by two Supplements and two appendices which seek to support and reinforce the claims made in the articles of the treaty.

Now, judging from the point of today's political view, what Kant had ever foreseen and proposed in this essay, appears in such phenomena as the historically epochmaking transition from the despotic state to the democratic commonwealth, the new appearance of the nation state, the increasing migration beyond the border lines, and establishment of The United Nations, or the like. So we can recognize him to have very remarkable insight into the historical events of humanity. But no one at this time will take Kant's sketch of a plan seriously, when Kant goes much further and asserts the belief that we can shortly attain the "perpetual" state of peace, not the temporary state. The idea of perpetual peace implies an ideal seldom recognized as even possible, particularly in comparison with the severe predicament of today's international circumstances. This kind of problem has not yet been

solved, and probably will prove insoluble in the future, because there continues much possibility that the danger of war might arise everywhere on the earth at any time.

Nevertheless, in Kant's attitude towards the aim of political peaceful order he himself is most insistent on the point that we shouldn't deny the hope and expectation of ultimate success. For this reason, he is often accused of being an optimist or a Utopian. As to his view on the relation between war and peace, however, it matters little to him whether this ideal can be realized among states at the international level. His optimism about the future of an international society follows directly from the belief that Nature, namely, divine Providence, will achieve this great work. Though every action must be, Kant emphasizes, based on the practical reason of the moral sense, he doesn't seem to expect mankind to attain "perpetual peace". This concept is nothing but the Idea that practical reason postulates. The assumption that man is morally free – this is one of three so-called "postulates of practical reason", the other two being the assumption of man's immortality and the assumption of the existence of God. Every one can act significantly, Kant indicates, based only on the Ideas of God, freedom, and immortality. Similarly, mankind can do his best by postulating the Idea of "perpetual peace". Even if our efforts might fail in the task of bringing harmony to the international relations of states, and of creating an ideal community of rational being, we need neither be discouraged by our failure nor fall into despair. Thus, from Kant's thought is to be concluded that we have only to devote ourselves heartily to the task of moral improvement, and that the doctrine of "perpetual peace" is closely linked to his theory of moral philosophy.

(Bulletin of Junior College, Tokiwa University No.35)

(1) 戦争の多面性

「いかなる戦争もあるべからず¹⁾」これはカントの道徳的実践理性における絶対命令の要求である。「戦争は、自然状態で（この状態にあっては、法的な拘束力を持って判決を下す裁判所がないのだが、）暴力によって自分の権利を主張するといった悲しむべき窮余の手段にすぎない²⁾」。戦争とは人類特有の闘争である。元来、

集団的に組織化して、自己生存の保障を図ろうとする点では、一部の動物も人間と同様である。しかしながら、ライオンたちが徒党を組んで、獲物を狙い、狩りを行なっても、空腹を満たす以上には無闇に攻撃することはない。必要以上に、つまり生存の本能以上に、破壊と殺戮を繰り返す愚行は人間にのみ見られる現象である。本能以外に、理性や知性を兼ね備えているが故に、人類は輝かしい文明の建設に励むのだが、反面でその知性を悪用して、無益な殺生を遊び感覚で実行することも平気である。俗に言う通

2006年12月1日受付

* MIYAKE Mitsukazu 現代教養講座・教授（思索と思潮）

り、人間というものは、ゲーテのファウストのように神に近づくことも悪魔に墮することも可能な存在なのである。人類は科学技術などの発達のために、ますます大がかりな殺戮兵器を發明し、今では大国が、地球全体を破滅に導く核爆弾を何万発も保持するに至った。それでも、新たな国が核兵器を求めて、日夜その製造に狂奔している。核兵器を保有すれば、唯一の超大国の米国でさえ攻撃をしてこないという歴然たる事実が存在するからである。生存本能が知性とない混ぜになった極端な例である。ただ、フロイトの「死の本能」やフロム「破壊への逃避」の見解によれば、人間の心の奥には漆黒の闇が広がり、時として破壊性向が突出して、不合理に外部世界を壊してしまうという。実に不可解な生き物が人間である。そうだとしたら、不可解な精神の所有者である人間が共同社会を築いて以来、戦争の発生が止むことがなかったというのも何ら不思議なことではあるまい。

ドイツは厳しい東西冷戦において主要正面域に位置して、あまつさえソ連とは陸続きの中欧という苛酷な軍事的状況に置かれていた。東側から圧倒的な数のソ連軍戦車が、中欧平原を突進し始めると、一週間でパリに辿り着くと予測されていた。戦争は野蛮人のすることだなどと、ごく単細胞的に高言すれば、きっと憤慨しただろう。現在ですら幾多の自民族の生存の危機に直面する当事者たちはきっと激怒するに違いない。このように戦争の勃発には、内的要因もあれば、外的条件にも原因がある。歴史的に見れば、人類の自然状態や人間特有の共同体の形成にまでさかのぼる根深い問題として、彼のいわゆる「根本悪」が人間性の内部に喰い込んでいる。そうした事柄を、ごく情緒的に軽薄に評されては身も蓋もなからう。

第二次世界大戦後に、連合軍はナチス党のメッカだったニュルンベルクと東京市ヶ谷の旧参謀本部で、戦争犯罪の裁判を行ない、正義の名の下で日独を厳しく断罪した。それで、根源悪と認定された侵略戦争やその惨禍が、この

世からなくなったのか。答えは否である。例えば、裁いた側の英国はマレーやビルマ、インドの再植民地化を目指して、軍隊を進駐させ、またスエズ動乱、朝鮮戦争、フォークランド戦争などを戦い、フランスも相変わらず、アルジェリア戦争やベトナム戦争など、旧植民地の独立闘争に激しい攻撃を加えた。大戦勃発時にソ連は、独ソ不可侵条約を後ろ楯にして、ドイツとのポーランド分割とバルト海三国の併合、フィンランドへの侵攻を推進した。そのために、国際連盟から除名されたが、後に英国側についていたので、戦勝国の一員に名をつらね、「正義の裁判官」の席に着いた。

また侵略を受けた中国は、満州や新疆ウイグル地域や内モンゴル地帯を失地回復と称して、自己の版図に組み入れた。それを手始めにチベット介入の戦争、中印国境戦争、朝鮮戦争、中ソ国境戦争、中越戦争など、今度はこちらが国の威信を誇示する番だと言わんばかりに、立て続けに周辺地域での拡大戦争に邁進する。欧米や日本による半植民地化の一時期を除いて、およそ秦・漢帝国以来の二千年有余にわたる陸地での膨張主義を停止する気配がない。中国は海洋制覇を試みたことがないことを誇って、本質的に侵略主義国家ではないと強弁する。海を「暗い水」と見なして、中国人は恐れたので、明のペルシア・トルコ系の色目人であった鄭和による遠征を除けば、海洋に乗り出すのをためらったが、現在、中国はユーラシア大陸の大国として海の覇権の奪取を企図して、西太平洋への攻勢を強めようとしている。中国の軍事白書が示しているように、日本列島－沖縄－台湾－フィリピンの第一列線の以西を内海化する。そこを最終防御ラインにすると同時に、その東側から小笠原諸島－マリアナ諸島－グアム島の第二列線までの海域は、機雷を敷設し攻撃型潜水艦を展開して、米海軍の機動部隊の自由な行動を阻止する。深縦な防御線を構築する戦略構想を描いている。ロシアの南下政策ならびに東進政策というかつての遠大な野望は、海洋に乗り

出すことなくその波打ち際に頓挫した。ロシアと同じように、中国の企てが挫折するかどうかは、神のみぞ知るという状況下にある。米ソは言うに及ばず、地球上のどの地域もどの国も枚挙のいとまがないほど、いまだに戦争に参与し続けている。

このように現代に至るまでの歴史的事実を踏まえていくと、カントの説く恒久的な戦争の撲滅などは、観念で描いた画餅にすぎないと思わざるをえない。だが、それだからこそ、逆説的にカントの平和論に傾聴すべきだとも言えよう。というのはカントは、道徳的理念の論理体系から導き出した必然性に基づいて提起しているからである。またそもそも人間にあっては、現実と理想の狭間で試行錯誤しながらも、理想を目標に掲げることが、何よりも肝要だからである。過度の悲観に陥らず、さりとして楽観主義へ安易に流されず、厳然と戦争と平和という事態を見究め、判断することが求められる。軍事攻勢に対しては、自己存続の「最終手段 (multima ratio)」として、どの民族もどの国家も反撃する権利を有している。欧米の近代法ならずとも、国家の交戦権は、国家のそもそもの成り立ちから言っても、是認されて当然である。カントですら、その基本的権利はあだや疎かにはしない。追い掛けられて疲労困憊した駝鳥は、最後には砂場に頭を突っ込んで、危機を逃れたような気になるらしい。「戦争、おお嫌だ、嫌だ」という感情を表明していれば、戦争が起こらないという気分になる者は、まさにこの滑稽な駝鳥そのものである。政治軍事の大戦略家・リデル・ハートは「平和を欲するならば、戦争を理解せよ」という言葉を残しているが、私たちはその真意を銘記すべきであろう。

欧州にあっては、ローマ帝国の版図に吸収された時代もあったが、概して文明の辺境の時代から小国分立の状態だった。欧州の国際関係史は絶えざる戦争と平和の繰り返しであった。従って、皮相な感情論が蔓延する余地はなかった。それほど過酷な現実の渦中で各国は、生

存の浮沈を賭けて切磋琢磨し、外交術や交渉能力、戦力を飛躍的に向上させていった。クラウゼヴィッツの有名な言葉に「戦争は、外交とは別的手段を用いた政治の継続にすぎない³⁾」という名言があるが、欧州列国は日本人の想像を超えた国際感覚を身につけている。英国は日本と同様に、ユーラシア大陸から離れた島国である。東アジアには、不幸にも中国という唯一の絶大な国家が存続して、内乱状態や混乱の極みに陥っても、結局はその分裂から解体へと至ることはなかった。一方、東アジア地域とは異なり、欧州には同等の国々が乱立していた。日本が外国慣れすることなく、往々にして現実を直視しない「観念の檻」に閉じこもり、非国際的な独自の社会を形成したのに対して、英国は大西洋に向かっては海外雄飛に乗り出すと共に、欧州大陸に対しては勢力均衡の政策を敷いて、大陸での大国の出現を必死で防いだ。「愚神礼賛」でローマ教会の組織への非難を強めたエラスムスは今度は、『平和の訴え』を通じて、領土拡張を目的とした戦争、そのための常備軍の増強に努める君主の愚行を非難した。それでも、一切の戦争放棄を制定するほどまでに現実離れた措置は、欧州では想像の域を越えている。日本では、それだけ無責任な旧軍が、長期にわたって国民に過酷な犠牲を強要したということだろうが、少なくとも現状ではカントの提唱する予備条項の第3項が、世界に先駆けて日本で実現した恰好である。欧州に関して言えば、自らの地を戦場の主要舞台とした二度の大戦を乗り越えて、ヨーロッパ連合 (EU) の誕生を迎えた。これも、「国際連盟 (Völkerbund)」の提起などと共に、カントの思想に認められる国際的な構想に沿った出来事であった。カント的理想が現実の場で実現するとなれば、多民族を大々的に併合して大国となった米国やロシア、中国などの人工国家 (現時点ではマルクス主義イデオロギーを脱却したロシアは人工国家から除くべきだが、広大な領土を占める大国には相違ない) は、一民族一国家の原則に基づいて解

体されない限り、カントの提起する世界連邦国家や国際連盟に関して真の意味での確立はない。最近起きているヨーロッパの新たな政治的経済的動きは、このことを如実に物語っている。ともあれ、その点からは、カントの理想的な未来への一歩が現実世界に刻まれたのであり、彼の提起が確実に未来の方向であることを立証したと言ってよい。確かに、常備軍廃棄の論点からではなくて、むしろこのような現実直視の観点から論じられるカントの平和論は、今日の話題として注目に値する。では、200年ほど前に書き残された彼の平和論が、どのような特徴をもつものなのか。次節以下で、そのことについて検討していきたい。

(2) 『永遠平和のために』の執筆動機

カントの『永遠平和のために』（以下で『永遠平和論』と略記）を執筆した直接の背景には、まずアベ・サン・ピエールの『永遠平和の構想 (Projet de Paix Perpetuelle)』の存在がある。これは3巻にも及ぶ大部なもので、カントはルソーによって紹介されたその概要、すなわちく *Extrait du projet de paix perpetuelle de Saint-Pierre* (1760年) を通じて、その構想に触れていたようだ。ピエールは欧州に平和をもたらす施策を考えた結果、欧州24カ国のキリスト教国が互いに協力し、永遠平和の連盟を創設すべきだとの結論に達した。そして避けがたい国際紛争に際しては、仲裁裁判所を設けてその調停に委ねることを構想した⁴⁾。その構想はEUや国際裁判所の創設に対応しており、カントの考え方にも色濃く反映している。

カントはサン・ピエールの他にも、人間の自然状態こそは平和そのもので、国家の形成段階で戦争が起きたとするルソーや三権分立説のモンテスキュー、契約国家論を展開したホッブズ、航海の自由や国家の安全保障を論じたグロチウスなど、欧州に広がっていた国際関係の主張や政治思想の影響をいろいろと受けていたのは確かだろう。だが、直接の執筆の契機として

は、やはり1795年のバーゼル条約の締結に求められるべきである。1789年に近代国家の出発点とも称されるフランス革命が勃発した。それが過激な方向に走り、国王ルイ16世の処刑にまで発展した時、周辺国は驚いた。革命の余波が自国にも及ぶのではないかという危機意識が芽生えて、対仏干渉戦争を引き起こす。けれども、そのことはフランス民衆の愛国心を痛く掻き立て、却って国民軍の結成を招いた。ここに民衆から編成された革命軍と、旧来の絶対王政下での傭兵組織軍との間で戦争が展開されるのだが、無償の祖国愛に目覚めた国民軍は、祖国の名誉と自己犠牲の精神で勇敢に戦ったので、無類の強さを発揮した。1794年には国内での危機的状況が去り、一転してフランス革命軍はドイツに侵攻して、次々に諸侯国を征服していく。1795年4月、プロイセンは対仏同盟から脱退して、和議を結んだ。これがバーゼル条約である。カントが憤慨したのは、そこに含まれた秘密条項を通じて、有利なポーランド分割を望むプロイセンの野心が露骨に窺えたからであった。そのような欺瞞性に満ちた和解の条約は、真の平和条約と呼べるようなものではなく、新たな戦争までの小休止にすぎなかった。カントはそれを告発すべく、ただちに平和論の草稿に取り掛かったのだ。

『永遠平和論』は1795年にケーニヒスベルクで公開され、翌年には新たに追加条項の(二)を増補した形で出版された。その内容は、「予備条項 (die Präliminarartikel)」6項目と「確定条項 (die Definitivartikel)」の3項目、さらには「追加条項 (Zusatz)」の2項目、「付録 (Anhang)」の2項目から構成されているが、これは秘密条項 (der geheime Artikel) を入れれば、当時の一般的な平和条約の形式であった⁵⁾。カントの論文では、追加条項の(二)が「秘密条項」となっている。このように当時の条約の擬似形式で展開するところに、現実政治に対する彼の並々ならぬ意気込みと対抗心を読み取らないわけにはいかない。

カントは執筆を始めるに当たって、プロシア当局への弁明を行っている。当該書の執筆時期というのは、彼の独特な宗教論の展開のために、当局の弾圧を受けてしまった時期と重なり、宗教に関する一切の著述活動を封じられた直後のことだった。この平和論についてもカントは、あまりにも生臭い現実政治の批判と受け取られることを何にもまして恐れた。過激に未来志向的な思想を繰り広げると、革命分子や反体制思想家のように、危険因子をそこに嗅ぎ取られることを懸念したのである。そこでカントは、論述の冒頭で自らの言い分を示して、そのような危険性を回避しようとした。その箇所によれば、自分のような机上の仕事に携わる哲学者が、どのような政治理念を説こうとも、いささかも国家に対して危険をもたらすことはないことを強調する。国事は経験的な現実の原則から出発するものである。また現実の政治家の立場からは、机上の空論を展開する思弁哲学者の発見などは取るに足りないものと見なされるだろう。実際、自分の主張は政治には無害で、まったく気にする必要のない意見である、とカントは述べた上で、「以上の留保条款によって、この考察の執筆者は、悪意に満ちたあらゆる解釈から最良の形で保護されんことを希望する⁶⁾」と締めくくる。だが、本心はこの謙虚な姿勢とは裏腹であった。カント自身、単なる学者の戯言ではなくて、永遠平和の不滅の理念を樹立したいのだ、と真剣に考えていた。そのような自負心は、晩年の小品『哲学における永遠平和のための討議の近い終結の告知』（1796年）にも表明されている。

カントの秘密条項はただ一つあるのみである。すなわち「公の平和を可能にする諸条件について哲学者が持つ格率 (Maximen) は、戦備を整えている諸国によって忠告として受け入れるべきである⁷⁾」という命題がそれである。彼はこの条項で、プラトンが構想したような哲人国家を念頭に置いたわけではない。そのような越権行為的な主張は決して必要としない。ただ、為政者が哲学畑の意見に傾聴することを

願っているだけである。仮に哲学者が国王となって、最高権力を掌握する事態にでもなれば、「権力の所有のせいで、どうしても理性の自由な判断が損なわれるからである⁸⁾」。それよりはむしろ、国王は哲学者たちに命じて、理性によって課せられた義務として自由な意見を公然と披瀝させるべきである。そして国王は、その理念に導かれて政治行動をとるのが適切な方法である。つまり、カントは哲学と政治、理性の働き場所と権力に携わる職分とを、明確に区別するのである。

では、なぜ政治家は、公然と語る哲学者の声に耳を傾けなければならないのか。政治家と哲学者とは、どういった補完関係にあるのか。次に、こうしたことが問われなくてはならない。「付録」の(二)でカントは、端的に「(目的を捉え損わないためには) 公開性 (Publizität) を必要とするすべての格率は、法と政治の両方に合致する⁹⁾」という原理を立てる。彼は政治的あり方を、「実地の法学と理論的な法学である道徳」との二つに分けてするが、上述の「法と政治の両方」のうちの「法」とはもちろん、道徳に根ざした法律のことを意味する。そしてこの原理と共に、「他人の権利に関する行為で、その格率が公開性と一致しないものは、すべて不正である¹⁰⁾」という原理を、先験的な公法に関する定式として措定する。従って、この原理に依拠する限り、国際的な条約で敢えて匿名にしようとするのは不正ということになる。

道徳を無視して政治を優先する者とか、ひたすら国益に合致させようと道徳を歪曲する者とか、あるいは道徳家ぶる政治家などは、非道徳的な政略論の立場に立脚した「国家政略 (Staatsklugheit)¹¹⁾」に走りがちである。彼はその具体例をいくつか挙げているが、「まず実行し、そのあとで申し開きをせよ (Fac et excusa)」、「汝が行なってしまったのなら、否定せよ (Si facisiti nega)」、「分割し、そして支配せよ (Divide et impera)」などの格言がそれである。こうした不遜な政治姿勢や政治的格

率は、マキアヴェリの典型的な手法である。道徳や法律を無視しても、国家の維持および国力の発展が図られれば、それで満足だ。冷徹な現実政治を見詰めたマキアヴェリにとっては、手段を選ばずに勝利を獲得することが、何にもまして重要なことであった。その際、人民は愚民視されるのだが、人民は事態の外見とその成り行きばかりに心を奪われ、事の本質に関心を向けないのだ、と彼は見切っていた。彼の政治にとって、正義はむしろ邪魔であった。

政治は現実の利害得失や対策に基づいて行動をする限り、客観的普遍的な妥当性を獲得することは困難である。カント的視座から展望すれば、マキアヴェリの政治信条は人間の邪悪さに源を発しており、道徳に全く反した詭弁である。なぜなら、カント哲学にあっては、政治家の行動は、無制約的必然性を伴わなければならないからである。『実践理性批判』においてすでに確立済みの実践理性の原理は、「(目的が何であれ) 汝の意志の格率が、つねに同時に普遍的立法の原理となるべきことを意志するように、そのように行なせよ¹²⁾」という定言的命法の根本方式であったわけだが、実はこの命法を政治の世界に適用したものが、「公開性」に関する原理に他ならないからである。「まず第一に純粋実践理性の王国とその正義とを追求せよ。そうすれば、汝の目的(永遠平和という恵み)はおのずから叶えられるだろう¹³⁾」。カントは政治家の責務を、道徳との一致に求める。公開性の原理を立てた上で、政治行動の格率がそれと合致しなければ、それは不当なものとなしてよい。ここでは共和制を理想とし、従ってマキアヴェリの発想とは正反対の立場に立つのであるが、多数の人民の意向を最重要視するカントの政治姿勢が認められる。政治の中で明確に公開性を是認すれば、平和の実現の可能性が一段と高まると説く。その根拠については、彼は戦争の負担や災厄一切がのしかかる人民は、戦争の開始に賛成するはずがないという点に求める。カントの場合、秘密条項の内容に公

開性の承認を充当するところに、政治と道徳との密接な関係が暗示されており、哲学者の自由な議論を重視する態度が表われている。また「秘密」条項にもかかわらず、その反意語となる「公開性」に結びつく哲学者の格率を、カントはその条項に盛り込んだ。この点は、バーゼル条約に対する彼の痛烈な皮肉を効かせたと見られないこともない。

(3) 永遠平和のための確定条項

国際間の諸課題は、つねに国内事情と密接な関連にある。例えば、典型的なものとして現代におけるWTOの体制下における貿易交渉を挙げることができよう。現在、どの国も一括交渉が重要だとの認識を持ちながらも、なかなか前進しない。世界規模の交渉では議論百出し、利害得失が至る所で噴出するので、多国間交渉は仕方なく断念し、二国間での自由貿易協定を結ぼうとする。それですら、政府が交渉に交渉を重ねて合意に達しても、国際的取り決めよりも国内事情が優先しがちである。国際間の平和の追求でも、同様の事態に、つまり国内事情優先の事態に直面するはずである。カントは鋭くこのことを洞察し、国内法と国際法との緊密な関連から出発して、第一の確定条項では「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない¹⁴⁾」ことを掲げる。永遠平和を実現できないような阻害事項を取り上げ、その禁止を提言したものが「予備条項」である。これに対して、「確定事項」とは永遠平和を積極的に実現するための条件である。共和的体制は、市民状態の基本原理が見出されてこそ、そのようなものとして承認できる。具体的に言えば、その原理は「社会の成員の(人間としての)自由」、「すべての人間の(臣民としての)唯一にして共同な立法への従属」、「全員の(国家市民としての)平等¹⁵⁾」であるが、これらア・プリオリな三原理に基づいて、共和的な体制が樹立されることになる。

そこでは、最終的に構成員が、全員で合意形成を遂げた形で、普遍的意志が働く。従って、

この体制こそは、「民族の合法的な立法のすべてを基礎づける根源的契約の理念、そこから生じる唯一の体制¹⁶⁾」と言うことができよう。共和国の政治は本性上、永遠平和を志向し、この目標を積極的に実現する条件を自らの内に含んでいる。なぜなら、繰り返すことになるが、この体制では、戦争を開始するかどうかの決定に関しては、国民の同意が必要であり、その結果、ほとんどの国民は戦争に慎重になるからである。戦争が起きるとなると、戦場に駆り出されたり、戦費負担や私有財産の喪失などのように戦争に起因する苦難を背負い込んだりするのは、結局は国民なのである。それ故、国民には根本的に戦争忌避の傾向が見られる。カントは、共和的体制こそが、真の意味で永遠平和への展望を持つことができるとする。

これに対して、元首が国家の成員ではなくて、国家の所有者である専制政体 (Despotismus) の場合は、戦争が遂行されているからと言って、それが原因で、元首自身の生命および彼の離宮や贅沢な狩猟趣味、祝宴の食卓について何ら損うことがないわけである。権限を一手に引き受ける元首は「取るに足らない原因から戦争を一種の物見遊山のように決定し、ただ仲裁を繕おうとして、常時待機中の外交組織団に戦争の正当化を任せて、自分は無頓着でいられる¹⁷⁾」。だから、戦争は専横的に振る舞う国家体制において発動しやすい。

カントの執筆当時、欧州の主要な国々は、革命による国内の混乱状態が収束に向かったフランス政府を除いて、すべて絶対主義国家であった。当時の常識では、国家の所有者は国王であり、軍隊は国王の傭兵であった。アメリカ13州の独立は、英国王室の所有財産であったアメリカ東部の植民地が、植民地移住民の手へと移管させることを意味した。独立州が <state> という名称とは別に、「市民の共有の財産」という意味で <commonwealth> としばしば呼称された所以である。フランス革命後の「国民国家 (État-Nation)」も、君主の地位や身分、財産

の所有権は、その正当な相続人として国民 (nation) に譲渡されたことを意味した¹⁸⁾。つまり「国民主権」の明確化、法制化である。絶対主義王政下にある傭兵軍とは、職業軍人の集まりのことである。傭兵は戦争ゲームの駒であるけれども、その名に反して、意外にも弱兵の集団にすぎなかった。給料の遅配や食料の不平不満などで、すぐに戦線離脱を行なった。その意味では、現代の戦争とはまったく趣を異にしていた。「戦争は外交の一手段である」という場合の効果的な戦争は、実質的に銃後を含めて殲滅を意図した絶対戦争ではなくて、きわめて限定して戦略目標を設けるといった性格を帯びていた。少なくともそれに徹しなければ、効果ある外交カードとは言えない。絶対君主制時代のフリードリヒ大王の戦争は、見事なまでの制限戦争であった。それと比較して、国民主権の理念に基づいた議会運営によって政治体制を固めた「国民国家」にあつては、軍隊は祖国愛に裏打ちされた国民軍であった。そのために、使命感に燃えた彼らは、命を賭けて必死に戦った。強力なナポレオン軍がその先駆であるが、それ以後、どの国家もフランスに倣って、徴兵制を敷き国民皆兵の軍隊組織を編成するに至った。ドイツの哲学者・フィヒテは、ナポレオン軍に占領された祖国の状況をつぶさに眺めて、フランスのような国民国家がないことに強い衝撃を受けた。事実として三十年戦争の終結(1648年)以後のドイツは300以上の群小な領邦国家の乱立した状態だった。18世紀ドイツの政治活動は、神聖ローマ帝国の皇帝の下に集中することもなく、中世時代の多様な分離が残存していた。領邦国家と言われるもの以外にも帝国騎士領や、また帝国直属ではないが、独立的に支配する他の領主群を含めると、権力者の数は300どころか、3000近くに上った¹⁹⁾。彼の名演説『ドイツ国民に告ぐ』は、そうした嘆きに突き動かされて止むに止まれぬ行動だった。ウラウゼヴィッツはナポレオン戦争から教訓を得て、『戦争論』を執筆した。その理論の影響の下に戦わ

れたのが第一次世界大戦だった。しかしながら数百キロに及ぶ塹壕戦、重砲陣地からの無数の砲撃、銃後や兵站線の破壊を狙う徹底攻撃という具合に、殲滅戦 (bellum internecinum) へと質的な転換を遂げた。これなどは到底、カントの同時代人の想像の及ぶところではなかった。つまり、現代戦というのは、それ以前の戦争とは比較を絶するものだったのである。

近代から現代に至るまで、戦争の主因の一つに「民族主義 (Nationalismus)」の昂揚が挙げられる。それは、国家形成を成就できないまま、他国に併合された地域の住民が、民族意識の自覚と共に、領土承認と国家建設を要求する運動であり、従ってその言葉を「国家主義」という訳語を充てるのは不適切である。カントの時代には、こうした現象はまだ顕著に現われていなかった。殊にアジア・アフリカでの動向はほとんど顧慮する必要がなかったので、国家制度が共和的であれば、戦争は起こらないとの判断を下したのだった。カントの主張では、近代戦以前の或る種牧歌的雰囲気についてしか想定できなかったのではなかろうか。だが、非西欧地域に視野を広げると、当時は植民地主義が始まっていたわけだから、国家の成員が自己利益を狙って欧州外での戦闘を支持し続ける状況は確実に存在したのである。欧州列国は国民国家となった後では、一段と強力となった国力を振るう帝国主義の時代を迎えたのであり、直接的にも間接的にもその恩恵に浴する国民の数が増加の一途を辿っていった。一例を挙げれば、本国オランダの国民は、資源宝庫の植民地・インドネシアを失って、食卓の料理が半分になるまでは、生活の豊かさを満喫した。戦争では勝者と敗者との区別なく、だれもが痛手を負う、だから戦争はだれも望まないのだという論理は、心地よく耳元に届いてくる発言であるが、それは不正確で偽善的な言い方である。だれにせよ、不幸に見舞われた者は、確かにそうである。だが、その比率は戦禍の甚大な敗戦国側が高い。反対に勝者の圧倒的多数は、自国への利益

や矜持、さらには自分への利益還元に歓呼の声を挙げるだけである。第一次ならびに第二次世界大戦を経て、世界の中心的地位を確立し、< pax americana >を演じている米国がよい例である。ベトナム戦争は忌わしい戦争であり、両大戦は記憶すべき輝かしい栄光である。この点に限っては、カントは人類の未来を読み違えたのではなかろうか。これに加えて、道徳性の高い人格者の数は、時代が経つにつれて増大するのだと考えていたわけで、そのあまりにも楽観的な予見の故に、ますます人間性の本質を捉え損ねていたことになりはしまいか。

ところで、国家形態に関してカントは、単に共和的政体を保っていれば、それでよいのだとは言わない。第一の確定条項における成立条件には、さらに十分条件として啓蒙された国民、自律的個人の確立が不可欠であるとする。共和政体の本質は、すべての国家市民が集合して、国民の名において選出された代議員を通じて自分たちの権利を守るという代議制度 (das repräsentative System) の採用にある。それは今日の代議制度を通じて国民自らが主権を行使する体制でもある。従って、自己の理性を使用し得る自律的個人の支えがなければ、代議制はその真価を発揮できず、空虚な衆愚政治に変質して、専制政治にさえなりかねない。つまり彼は、国家という種概念と比べて、それを構成する個というものの実質を優先的に重視し、評価基準に定める。この姿勢からは、国家支配の形態 (forma imperi) よりも統治形態 (forma regiminis)、つまり主権の運営方法のほうが重要だとの結論が導き出される²⁰⁾。プロイセンの啓蒙君主・フリードリヒ大王治下のような君主制の統治でも、または貴族制の治世下でも、どのような国家権力の行使を試みるのか、そのやり方しだいで、共和的な民主体制の実現が可能であると断言する。ジョン・ペインは『コモンセンス』を公刊して、君主制以外の可能性を強く訴えた。その影響を受けて、アメリカ植民地の住民が独立戦争に立ち上がり、今度はその成

功に勇気づけられたフランスで、暴力革命による君主制の打倒から共和制が誕生した。それ故、当時の欧州にあっては善し悪しは別にして、ほとんど例外なく君主国であった。哲人カントは、時代の申し子の域を抜け出ながらも、他方で彼の卓越した論理思考をもってしても、時代の制約を抜け出られない事柄もある。見方によれば、このようにも言えようが、さし当たりここでは、国家の一員としての権利と義務、換言すれば自由の自覚と共同の立法に従う平等意識の熟成度への注視が、カントの判断基準の根本にあることを確認できれば、一応の結論としては十分である²¹⁾。

次いで第二の確定条項に移ると、それは「国際法は自由な諸国家の連盟の上に基礎を置くべきである²²⁾」というものである。共和国家の樹立は、恒久平和を確立するための基本的条件であるが、もちろんそれのみでは国家間の戦争を解消するには至らない。カントに言わせれば、国家間はそれだけでは自然状態である。ルソーでは自然状態は平和の状態を意味するが、カントの場合は、個人間であれ国家間であれ、自然状態というのは、法的な組織がまだ未整備であるが故に、無秩序状態を意味する。このような状態にあっては、諸国家がその権利を要求するための方法は、戦争という手段しか選択の余地がないという。

実践理性は「道徳的に立法する最高権力の玉座から、訴訟手段としての戦争を絶対に許さず、反対に平和状態を直接の義務であるとする²³⁾」。しかしながら、このような平和状態は、民族間の契約がなければ、その樹立の可能性も樹立後の安定的保障もなされない。その基盤となるのは、「平和連合 (Friedensbund)」のような特殊な国家的連帯である。そこでカントは国際法に従う自由な諸国家の連合制を構想して、それを「国際連盟 (Völkerbund)」と呼んだ。平和の条約は当事者間で一つの特定の戦争の終結を目的とするが、この国際連盟は広く、諸国家の自由維持と存立保障を目指すものである。つまり

は諸国家が自国の安全と権利の保障を獲得せんがために、普遍的法則下に結集するのである。

社会や国家の結成に当たって、自然状態の人間が拘束を受けるのとは異なり、国際関係では、公法の下で強制を受けたり服従したりする必要はない。国家の有する自主的主権は尊重されるのであり、内政不干渉の原則は堅持される。第5の予備条項で挙げられた内容からも判明するように、この国際通念にはカントも従う。彼におけるそのような是認の表明は多分に、当時の諸外国がフランス革命を弾圧するために、フランスの体制や統治に干渉したことと関係している。カントの指摘によれば、国内の騒乱状態につけ込み、武力によって内政干渉することは、国家の自立性や人格的尊厳を危うくするので、厳に戒めるべきである。他面、自発的に武器を取った義勇兵を組織して、外国からの攻撃に備えることは肯定的に評価する。第2の予備条項では、当時のポーランド分割を念頭に置きながら、一箇の独立国家は他国に併合されないことが謳われる。この条項は、個人の場合と同様に、国家についても揺るがせにできない人格論を志向することから発想される。カントは個人と同様に、国家にも国際法上の人格の相互承認を要求する。これは現代の国連活動でも、基本的には同じであり、それほどに国家主権は重みを持っている。自由裁量を保持したままに諸国家が一つの連盟を築く。強力な啓蒙された共和国はこの連盟の要の役を果たすのである。「その結果、諸国家はこの結合に加盟し、国家の自由状態は国際法 (Völkerrecht) の理念に即して保障され、この種の結合を通じて連盟は、徐々にすべての国家の上に広がっていくのである²⁴⁾」。国際法は国内法のような強制力を発揮できないが、このような平和の連盟を前提として、その機能を十分に働かせることができる。

重要な課題は、どのようにして独立国家を「平和連盟」としての「国際連盟」に参加させたらよいのかということである。上述のようにカントは、独立国家は外部からの法律的強制に屈伏

せず、このことに国家の威厳の所在を認めている。当時の文明に縁遠い未開人は「法に縛られない自由で執着して、彼ら自身で法的な強制を作り、それに従うよりも、むしろ争い合うことのほうを好み、従って理性的な自由よりもおろかな自由を好む²⁵⁾」と記述される。カントに言わせれば、文明人がそうした粗野で野蛮な動物的状态を脱しようと努力していると巷間言われているのに反して、事実は欧州列国も「ヨーロッパの未開人」と呼ぶべき性質を帯びている。しかしながら、わずかでも期待できるのは、法尊重の精神がうかがえる点であるとする。戦争の遂行に際して、国家は自国の利害を基本に画策や行動を試みるのが普通である。国際法の重要性を声高に唱えようとも、活動単位としての国家に勝る権力を持たない。国家は自己正当化のために戦争を仕掛ける。成程、確かにそうだが、同時にその為政者は、法概念への敬意を払うといった普遍的観点の兆候を垣間見させている。欧州列国は、謀略や欺瞞、裏切り、非人道的行為など非欧州地域でどれほど露骨な侵略を働いていようとも、「それでも人間の内にまだ眠っている一層大きな道徳的素質²⁶⁾」の働きがあって、それが認められる限り、いつかは人間の内部の悪の原理を克服するだろう、とカントは推察するのである。

戦争は無法状態のことであり、そこから脱するためには、国家が無法則の自由を放棄し、公的な強制法に服し、世界共和国 (Weltrepublik) を創設して、そこに帰属する他ない。この理念は『人倫の形而上学』(1798年)で強く打ち出されるが、その眼目は地球上の諸国家が共通の世界市民法 (Weltbürgerrecht) に従うところにある。世界共和国とは、地球の諸国家が共同して、世界市民法を高く掲げ、それに従う国家のことである。「諸民族合一国家 (civitas gentium)」とも称され、諸国家が普遍的人類国家の市民として包摂された一大世界国家を具現したものである。従って、カント哲学にあっては、このような政治形態は種概念を克服して、類的概念へ

と昂揚された次元と見てよい。ところが、各国家は総論としては肯定できても、具体論になると、根強くその方向を忌避する。だから、一つの世界共和国という積極的な理念は、保留せざるを得ない。その代わりに彼は、次善の策として国際連盟の構想を提唱するのである²⁷⁾。これならば、分離独立する諸国家の立場の維持を前提に置いているし、その前提のまま平和のために諸国連合を結成すれば、その組織は、国際法を立法措置化する基盤として大いに貢献できる。この方策は「もっぱら国家それ自体のための自由と、それと連合した他の諸国家の自由とを維持し、保障する²⁸⁾」のであって、「しかも諸国家はそれだからと言って、(自然状態にある人間のように) 公法や公法の下での強制に服従する必要はないのだ²⁹⁾」と主張する。

「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなくてはならない³⁰⁾」。これが第三の確定条項を構成する。大航海時代以来、国際関係が西欧世界と非西欧世界との間で盛んに取り結ばれ、新大陸発見の報がヨーロッパにもたらされた。遠隔の大陸との交易と交流を通じて、世界は歴史的にも時空間的にも一体化した。平和な関係のうちに交易を図り、交流を密にすることは、当事者双方の利益と豊かさを約束する。さらに重商主義の国家権力において、何よりも財政力に関心を寄せるので、商業活動や海外との通商は優先事項となっている。そうした実績を積み重ねるうちに、世界の緊密化の推進、延いてはそこからグロチウスが発想したような公法的な関係、あるいは新たな次元の世界市民の概念が作り出されるであろう。国際的な海港地ケーニヒスベルクに居を構えたカントは、世界市民的体制へと近づける可能性を、国際的な相互交流に見て取った。そのためには外国人が訪問した場合、友好的に歓迎する権利が担保されなくてはならない。「この訪問権 (Besuchsrecht) は、地球の表面を共同で所有する権利に基づいて、互いに交際を申し出ることができる、といったすべての人間に属してい

る権利である³¹⁾」。

ところで、カントは各人の地表上での居住権については、人類の原初段階に立ち戻って考察する。「もともと人間はだれ一人として、地上の或る場所にいることについて、他人よりも多くの権利を所有しているわけではない³²⁾」。だから、来訪する異邦人に対して非道な取り扱いをすることは、自然法に反すると結論づける。今日の我々は、人類の起源を「アフリカの角」の地に求めうることを、人類学的証拠から獲得している。その地で生活環境が手狭になったネアンデルタール人、それに後続するクロマニヨン人たちが、新天地を求めて故郷を旅立った。やがて地球に広がった住民は、生存条件の厳しさから激しい抗争を繰り返し、その結果、敗者は極寒の極北や乾燥した砂漠地帯、熱帯地帯などの各地に分散して、定住するに至った³³⁾。だが、カントの見解によれば、それは究極的には自然の配剤ないしは摂理によるものとする。というのは、人間同士の敵対関係、軋轢抗争などの現象は、自然的素質を發展させるのに使用する手段と見なすべきで、結局は社会の合法的秩序を築き上げる要因となるからである。戦争と両立できない商業精神を涵養していけば、実際的な方法として戦争防止、国際平和の促進に大きく寄与し、「このような仕方では自然は、人間の傾向そのものに備わる機構を通じて永遠の平和を保証するのである³⁴⁾」と考える。従って、本来の地球市民 (Erdbürger) の意識を自覚していけば、訪問権は地球に住む者の正当な要求であることが分かる。そしてそれが地球住民の国境を越えた普遍的な権利として、相互に承認されることになれば、人々は晴れて地球市民 (Erdbewohner) になるとする。

(4) カントの理念としての平和

前節までで検討した通り、カントの平和への試論は、現実を踏まえたほぼ妥当な見解が認められよう。すなわち、よく誤解を受けるのとは案に相違して、世界共和国を目指す究極の構想

を示す一方で、国家人格の尊重という観点から国家主権の重みを考慮に加えるのである。伝統的な形式論理学における「個-種-類」の三概念区分のうち、種概念を無視したような空想的平和論ではないことが、そのことから判明する。戦後日本の場合、種概念の喪失という事態を迎えた。90年代のソ連圏の解体と共に、共産主義社会の国家といったような理想郷は、もはや想定図が描けなくなったことから、なおさら個への傾斜に拍車がかかった。家族や社会、国家などの種的な観念を憎悪する、という反社会的態度を是認し、なおかつ類的観念 (人類愛) への飛躍をいきなり説くに至る。日本国の国権の発動に際しては、どのような問題であれ、いかなる理由をも問わずそれを嫌悪し、その阻止に全力を傾けるのである。こうした奇妙な風習が出来上がる。ヨーロッパは個の権利と自由を認める一方で、個における義務の履行と責任の分担を迫るのである。個の基本的な権利の要求を掲げて、歴史の中で苦勞しながら、自分たちの土着の国家モデルに辿り着いたので、たとえ「平和思想家カント」といえども、現実を完全に無視して平和志向に走るわけではない。それがヨーロッパの国際感覚の蓄積というものであろう。

それにまた、第三の予備条項は常備軍 (miles perpetus) の漸次全廃というカントの規定であるが、全廃という画期的な内容なので、誤解を招きやすい主因でもあったが、この画期的な平和への条件は、諸般の事情に応じてその執行を延期できる猶予付きの許容法 (leges latae) であった。国際政治に関するカントのこの主張から200年も過ぎた今日だが、軍備撤廃の思想を継承する徴候は一向に窺えない。日本の軍備廃止の場合も、米国が日本からの報復を懸念して、用意周到に実施された策謀の一つにすぎなかった。それに過酷な犠牲を強いられた国民の平和志向の総意が付加されて、一種の「不磨の大典」視を受けて、半世紀以上の歳月が流れるに至ったのである。国家が自らに軍備を課さ

ないということは、裏返せば、国家権力が自己の重責を全うせず、自国の安全を他国の庇護に委ねるということの意味する。何の報酬も期待せず、他国の安全を担うわけではないので、ある意味で自国の生殺与奪の権を譲渡した保護国になったということである。国家の存立根拠を考えれば、世界中で軍備廃絶の気配すら感じられないのは致し方ないが、夜警国家的使命を担う国民国家というものは、国内外からの暴力による騒乱を鎮圧し、秩序と治安を回復維持することをもって最大の使命とする。それが実行できないなら、その国家組織は不要である。この画期的な条項を、即座に禁止を迫る厳格な法 (*leges strictae*) に組み入れなかったカントの扱い方は、思慮深く現実感覚に根差したものだと言えよう。

さらに同じ趣旨に基づいて、『人倫の形而上学』では彼は自衛の戦争をも容認する。戦争の布告に傾斜しがちな君主制の弊害からカントは、共和制的な組織体が望ましいと提言していたことは、前節で言及しておいた。とは言え、こうした問いかけとは別に、さらに「或る国家が或る国家に対して権利を追い求める、すなわち自らが別の国家によって侵害されたと信じる³⁵⁾」に足るような事態が問題となる。本来、国家というものは、国民の自由と生命と財産を守るための組織である。人類が自然状態から共同体へ移行したのは、このことのためである。すなわち国際的には他国からの侵略、あるいはまた国内的には不当な権利侵害に対処するためであった。後者の権利侵害に際しては、法治国家の体制が整っている限り、訴訟手段が用意されている。だが、国際的には実効力のある裁判は望めない。現代でもハーグの国際裁判所に提訴できるのは、紛争当事国双方が同意した時に限られている。さらにまた、その結果を誠実に受諾するかどうかに関しては、当事国の判断に委ねられている。その点、国内法が国際法的処置に優先するのであって、それを逆転しようとするなら、外交攻勢を企てるか、米国のように

圧倒的軍事力で強引に屈服させるかのどちらかである。カントの言い分としては、侵略を受けるとなれば、国家は道徳的な人格者としての存在を否定され、単なる物品にまで貶められることを意味する。従って、いわれなき侵略に対しては、自身の威力を抛り所にして、自らの権利を追求する方法が採られるべきであり、それが「戦争への権利³⁶⁾」という言葉の意味に他ならない。

このような考え方は、近代の欧州に起因する現代国家の基本的かつ重要な要件に帰属する。だから、20世紀の戦間期に平和志向の昂揚に後押しされて、ケロッグ・ブリアン条約が締結された際も、ケロッグ自身ですら自衛戦争を認めたのであって、それも自衛がどういうものかに関しては、全くもって諸国家自身の判断に委ねられていた。日本国憲法の場合ですら、自衛権が認められている。「戦争放棄」、「陸海軍その他の戦力の不所持」を憲法で明記しているのに、それに反することが認められている。だが、そこでの法解釈は国家の無視すべからざる根幹を考慮したからではない。拠って立つ根拠は個人の正当防衛である。それを国家次元に拡大解釈して、国家に適用している。どこまでも種概念を前提にしないのである。従ってカントの見解と同一歩調がとられないが故に、「軍隊」を条文に明記していない。「軍隊」と呼べない自衛隊、「戦力なき軍隊」といった言葉のレトリックで曖昧模糊とした状態に薄めてしまう。法治国家でありながら、ごまかしの通用するところがきわめて日本的である。欧米諸国であれば、解釈の隙間があまりにも広がりすぎると、条文で明確に規定するはずである。

現在、日本は内閣法制局が示す解釈の、そのまた解釈という具合に処理をしていく。たとえば、集団的自衛権という権利は認めざるを得ないが、現実にはその権利は行使できないなどと、複雑怪奇な政府見解に陥る。議会ではなくて、政府内の一部署にすぎない内閣法制局が絶対的な権威を持つ反面、憲法の条文は一字一句の変

更も許さない拘束をはめられている。この種の危険性は、かつて明治憲法が「不磨の大典」化して、統帥権の拡大解釈に陥った悪しき先例がある。天皇の大権に属する統帥権は、戦時における軍隊を動員する権限であり、宣戦布告は内閣の責任事項であり、戦争予算の承認は議会の責任による専権事項であった。在郷軍人会を選挙基盤とする政友会の党首・犬養毅は、時の浜口内閣の軍縮条約締結を弾劾するために、統帥権の干犯というスローガンを持ち出して世論を味方に付けようとした。その際、腹心の部下・鳩山一郎は熱心な旗振り役を演じた。政治に関与した軍部はその効用に目覚め、何かというと統帥権干犯を持ち出して、政治の中核に食い込んでいった。歴史の皮肉ながら、5. 15事件で犬養首相は海軍の反乱分子の凶弾に倒れ、その時の「話せばわかる」という末期の言葉が、戦後日本で「話し合い信仰」の絶対的なスローガンを誕生させた。また鳩山一郎は戦後、日ソ国交回復を遂げて、平和主義者のイメージが定着した。解釈に解釈を重ねて、結局のところは現実と法律が乖離してしまう。戦争という名称を抹殺したいがために、条文の硬直化と共に定着した用語の極端な拡大解釈に走る。これは悪しき日本精神の一つなのである。この調子だと、事態が戦争状態に発展しても、それは戦争に近いが、あくまでも戦争とは違うと言い張るかもしれない。それでも日本人は、あまり気にかけないのである。

カントは、戦争当事者間にはいかなる懲罰戦争 (bellum punitivum) もありえないこと、国家の性格として正邪の判定も本来考えられないことにも理解を示していた。国際法に基づく協調的な秩序を希求したグロチウスは、国家意志を実現するための最終手段 (multima ratio) としての戦争だけは容認した。例えば、防衛戦争、財産回復のための戦争、懲罰を加える戦争などは正当視した。このような現実志向的な傾向は、ヨーロッパの国際関係、端的に言えば戦争と平和の反復といった歴史的経過を踏まえた

ものである。古代ゲルマンの慣習から継承された中世のフェーデ (Fehde) が物語るように、戦争は獲物の獲得のための一種の狩猟行為から発展した。宣戦布告、敗戦の側の賠償責任や領土分割などの諸規定は、そこから歴史経過を経て、ローマ法の導入と共に具体化して全世界に拡大していったのである。それに対して米国が、正義の戦争といった観念を導入して、第一次世界大戦後に国際軍事裁判を開き、ヴィルヘルム2世を戦争犯罪人として裁こうとした。ヴィルヘルム2世はオランダに亡命して、裁判は実現しなかった。人工国家・米国は建国以来、例えば先住民族の撲滅の戦いとか、パハマ港の米軍艦の謎の爆沈が戦端となった米西戦争とかのように、敵側を悪の権化に見立ててから、戦争に突入する。どのような場合でも、十字軍の宗教的イデオロギーのように、露骨な国益追求を旗幟の下に忍ばせながら、「正義は我にあり」の立場を貫き、後世の歴史的評価を気にするあまり自国を正義の士にしようと意図して、戦争と道徳とを結びつけるのである。

カントも彼の哲学体系の内部で、戦争を道徳問題と関連づけようとした。無論、米国のように、自己本位で独善的な見方から両者を結びつけるわけではない。必然的な関連は、認識論から道徳論、美的判断力へと、種々の領域にわたる人間の能力とその行動の意味を探求した一連の人間学的な思索の帰結に関係していた。言い換えれば、平和思想は彼の倫理学の体系を背景にして出てくるのである。『実践理性批判』で彼は個人的努力で最高善を目指す実践意志を重視し、有名な四つの定言的命法と人間性の原理に基づいて、道徳行為を実践することを要請した。「あらゆる敵意の終末³⁷⁾」を意味する真の平和は、カントにとって各人の心の平和から諸国家ないしは国際社会を貫いて浸透していき、実際行動の中で樹立されるべきものだった。カント思想が「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」というユネスコ憲章の精神に通

じるというのも、個の倫理学を出発点とするからであろう。『永遠平和論』の論述展開では、国内法、国際法、世界公民法といった三段階に対応して、段階ごとに永遠平和への条件が模索されていた。しかも、先行段階から次の段階へとステップを踏むのである。このようにカントの平和論は、結論として着実な現実重視の特徴が見られることがまず指摘できる。

ところで、そうだとにしても、次の指摘としてカント思想における非現実的理想論的な側面をも取り上げねばならない。戦争につながる平和状態、個人の次元での抗争が皆無である平和状態が、永遠に持続可能なのだと予見すれば、それはあまりにも現実離れしていて、達成不可能な性格を帯びてくる。『永遠平和論』では、先述の三段階が実現可能だという見通しが盛り込まれるけれども、『人倫の形而上学』第一部では矛盾するかのように、前二段階すなわち国内法および国際法は実現可能だが、最後の世界公民法の段階は実現不可能だと言明する。カント自身に解釈の揺れがあるようだが、追加条項(一)の内容のように「自然の合目的性」「自然の摂理」の洞察に強く傾く場合には、理想に向かってカントの楽観的見方が支配的になり、全段階の成就、従って永遠平和の達成が期待できるような論述を示す。確かに、こうした考え方を導入すれば、ヘーゲルの精神のように、森羅万象、自然の一切合財を精神の必然性が貫き、精神の自己運動において諸段階を昇華し、思想的に究極段階に到達することは困難ではない。実際のところ、カントは三段階目の世界公民法に基づく世界市民的社会を「理念」的課題と捉えており、それが「構成的原理」と対比された「統制的原理 (das regulative Prinzip)³⁸⁾」に基づく問題提起に他ならないと述べる。

永遠平和という課題が人知の及ばない理念的領域の問題だとすれば、私たち人間の実践行動はそれとどのように絡んでくるのか。常識的に考えれば、私たちの目標としては眼前から消え失せるはずではなかろうか。だが、カントはあ

くまでも実現へ向けての「連続的な接近」を強調して、このように述べる。

「かくして永遠平和(国際法全般の最終的目標)はもちろん一個の実現不可能な理念である。だが、その状態を目指す政治的諸原則、すなわちその状態への連続的な接近に役立つような諸国家の諸結合を形成するための政治的諸原則は実現不可能ではない。そうではなくて、そうした接近が人間たちと諸国家との義務に基づいて、従ってまたこれらの権利に基づいて設定された課題である限り、確かに実現可能なのである。³⁹⁾」

カントのこのような理念論に、プラトン哲学とキリスト教という西欧思想の二大根幹の影響を嗅ぎ取ったのは、ニヒリストのニーチェである。カントの道德規範は、理念としての性格上、認識論的に決してその根拠を論証することはできない。このことはニーチェの表現を借りると、人類の目標が「現実の中へ決して落ち込むことなく、一種の彼岸として現実を超えた所に掲げられる⁴⁰⁾」という人類の幻想願望にまで還元されていくことを意味する。カントは、純粹理性によっても把握できない三つの課題を浮き彫りにした。すなわち靈魂の不滅つまりは不死性と人格の自由、神の存在の三つである。学的な論証として解決できないこれらの不可知論的な課題は、実践理性の場で前提として活用される。靈魂の不滅や神の存在が想定されるからこそ、現世の道德的行為に大きな意義が賦与される。もしそうした「理念 (Idee)」と呼ばれる絶対要件が前提になれば、道德行為の必然的な根拠は崩れてしまう、とカントは考えた。だが、世紀末のヨーロッパでは、現実の悲惨さの中で神存在を証明できないために、その基盤の上に築かれた道德律は動揺をきたすのである。ドストエフスキーの手になる『カラマゾフの兄弟』に登場するイワンは「神が存在しなければ、何事も許される」という衝撃的な信念を抱き、愛す

る弟の魂におぞましい無神論的な言辞を突きつける。それに対して、この清浄な魂と純粋な信仰心を持った若き神父は慄くばかりである。神の存在証明と同じ意味で永遠平和の理念についても、実現の確証を持ってないことは、カントも先刻承知の上である。それにもかかわらず、カントは人間に対して感性に触発されただけの意志を振り切り、「…すべきである (sollen)」という命法を求める。何故なら、カントに言わせれば、内面で呼びかける良心に応じて、理性の命ずるままに自らの意志を規定するところに、人間の価値があるからである⁴¹⁾。

プラトン以来の西欧形而上学の価値転倒を果たしたニーチェの確信するところでは、人間は「…すべき」存在ではなくて、「ただ在るところのものと成るに過ぎない (nur das wird, was man ist.)⁴²⁾」存在なのである。彼は例えば、次のように説明して、カントの道徳哲学に論駁を加える。一個の人が道徳的に善なる人間であると仮定すれば、その結果が実現するのは、当人が環境に恵まれたとしても、生れつき良い本能を備え、本性的に善良な人間だからである。人間は誰でも、当人に備わっているものに成るのであって、その人以上の存在に変貌を遂げるのではない。従って、カントの道徳実践の要請は、原因と結果との関係を逆転した考え方にに基づき、因果律の単なる結果にすぎないものを目的や目標に設定し直す。その上で、万人に対してその目的や目標を強要するのである。カントの言う背徳や不道徳は行為の原因によるのではなくて、不当にもその結果に判断基準を求めている。しかし、当人が望ましい形で関与できなかった道徳的事柄は、結果として達成できなかったからと言って、不道徳だとは決して非難できない。道徳的判断の評価は、当人の本来的能力によるべきだというのが、ニーチェの立場である。つまり、実践において本来の自己能力を発揮できたかどうか、唯一の評価基準である。このような同一律の論法で彼は、キリスト教の彼岸思想や神の存在、理想、道徳的最高善などの虚

構性を暴いた。もちろん、永遠平和の理論も、こうした虚構の観念体系の一部に含まれていよう。さりながら虚構の体系であろうとなかろうと、そのような価値づけがないと、人間は生きていけない。ニーチェは、自ら強調するように「強いニヒリスト」としてニヒリズムの極地に立とうとして、その拠って立つ無意識な生存の前提を、虚妄と考えるが故に身をもって否定した。ニーチェは、虚構に執着して、理念を捏造する人間は、生の弱さであると言う。弱者—それはそうかもしれないが、有限な人間の特性であることは疑いを容れない。冒頭で指摘しておいたように、ヨーロッパの有力な国家起源説に即して言えば、人間は弱くなければ、共同体や国家組織を作ることでもなかったはずである。ニーチェも当然のごとく、この種概念の起源説を踏襲しているのである。

だが、フォイエルバッハが提唱するように、人間は必ずしも個の弱さの弱点を穴埋めするために、共同体を組むのではない。人間の本質は個の実存であると同時に、本来的に他者との共同存在でもあるのだ。「一杯のコーヒーがあれば、外部の世界はどうなろうとも、構わない」と言わんばかりの発言は、ドストエフスキーの『地下生活者の手記』の主人公によってなされた実存的個の自覚の極致を表明するものである。裸の個の存在に徹するのは、よほど特殊な人間である。古代の犬儒派の哲人・シノベのディオゲネスは、その赤貧洗うがごとき無所有と無意欲、根本的に他者との連帯と社会の因習を拒んだ。それ故に、彼にまつわる多くのエピソードが後世に伝わったのだが、なかでも有名なのがアレキサンダー大王の訪問の挿話である。ディオゲネスは樽を棲家としていたので、「樽の人」という綽名をもらっていた。大王はその賢者に敬意を表して、はるばる訪ねてきたのだった。そして何か望みがあれば、申し出でよ、と尋ねた時、ディオゲネスは「日陰になる。そこに立たないでくれ」と答えたという⁴³⁾。人間の存在の真実を一心にわが身に引き受けるの

が、実存の立場に他ならない。それを深化させていけば、己の死の問題に逢着する。だが、樽の人は唯我論的に最低限の自足の生活を生涯貫いたが、実存の概念に達するためには、人間の有限性の意識の自覚からその時間的有限性へと深化させる必要があった。キエルケゴールやハイデガーのように自己の「死に至る存在 (Sein zum Tode)」に思い至ることなく、実存的契機に覚醒する手前に留まった。

実存の概念づけは、個の意識の絶対化から誕生した。けれども、実存の概念づけに当たっては、これとは別に共同現存在 (Mitdasein) との深い関連を見出して、「通心 (Kommunikation)」や「愛 (amour)」、「関与 (engagement)」といった用語で幅広く実存解釈を提唱する一派も存在した。その代表的人物がヤスパースやフランスのマルセル、サルトルなどである。実存が孤立した唯我論に陥るのではなくて、水平方向に他者なる人間との連携を模索する以上、道徳的志向、社会の安寧や世界における平和確立の意志など、そういった類の事柄に関心を寄せることは、人間の心底からの当然な欲求なのである。パスカルは神の不可知論を認めた上で、神の存在論証明に対抗して、私たちの情熱に訴えかけて、神の存在に賭けてみないかと呼びかける。何故なら、ここでは知的な真偽の問題に関係するのではないからである。何らかの意思決定が試されている。カントが究明したように、この種の問題、すなわち理念の核心は純粋理性の権限と能力の域外に措定され、知的な真偽の問題から離される。その上で、人間の行為に関連して、理念としての神存在と同様な意味で、永遠平和の理念が要請されるのである。従ってカントの理念的課題は、必ずしもニーチェ流の無用論で切り捨てていいものではあるまい。

論の最後を締め括るに当たって、カントの永遠平和の思想に一定の評価を加えなければならないだろう。何がどうあれ、どのような事態にありとも、自由な実践理性の意志に基づいて究極の課題の克服にむかって惜しまず努力せよ

—これがカントの道徳実践の態度決定である。

「かくして永遠平和がありうるとかありえないとか (ein Ding oder Unding)、たまたしありうると仮定するなら、私たちは自己の理論的判断において自らを欺いているのではないかということは、もはや問題ではなくて、私たちはおそらく存在しない永遠平和を、あたかも存在するかのように行為しなくてはならないのである。⁴⁴⁾」

『永遠平和論』の序文でカントは、オランダの宿屋に掲げられた「永遠平和のために」と刻まれた看板に触れて、すべての人間が墓場で葬られることにでもなれば、永遠平和が訪れるだろう、と語る。実は『永遠平和論』の原題は、<Zum ewigen Frieden>となっており、その説明にオランダの看板が持ち出されたのだった。見方によれば、この比喩的表現にはカントの自嘲気味な気持ちがこめられているようにも思える。これは、ハーワード・ウイリアムズの指摘である⁴⁵⁾が、確かに人間の欲望や欲求が途絶えない限り、永遠の平和の構築は容易に信じられるものではない。それでもカントはこうも言う。

「ただ限りなく前進をしながら近づいていく、という仕方ではあっても、公法的状態を実現することが、義務である場合には、同時にその実現の希望も十分に根拠を有するものである場合には、従来は間違っって平和条約と呼ばれてきたもの (実は休戦に過ぎないもの) に代わって現われる永遠の平和は、決して空虚な概念ではなくて、課題なのである。この課題は徐々に解決され (中略)、その目標にたえず近づいていくであろう。⁴⁶⁾」

ここにカント哲学の要諦が明らかにされている。理念の内実が神の存在や人間の不死であっても、あるいはまた永遠平和という国際平和の

課題であっても、そしてそれがたとえ虚妄な観念であろうとも、何ら変わりがないのである。カントは、パスカルと同様な情熱を心に秘めながら、もっぱら人間の尊厳、その人格性を見詰めるのである。「汝はなすべきであるが故に、なしあとう (Du kannst, weil du sollt.)」一有無を言わず、その強い倫理意識に支えられているという事実こそが、カントの道德哲学を、現代に継承する一つの遺産にさせている理由である。

付記) つくば国際大学の講義「国際関係論」では、若干ながらカントの平和論に言及している。カントの言説を通じて、人類の行くべき理想に思いをこらすことも大事だからである。だがもっと重要なことは、国際政治や歴史の現実 に即して世界を分析し、理解することである。カントの言説は若干触れるに止めることの必然性がそこにある。

注

- 1) Kant Werke, Bd.7, Hrsg.von Wilhelm Weischedel, Wissenschaftliche Buchgesellschaft Darmstadt 1981,S.478.
- 2) Immanuel kants Werke, Bd. VI, Hrsg.von A.Buchenau, E.Cassirer, B.Kellermann, Verlag Dr.H.A. Gerstenberg Hildesheim 1973, S.431.
- 3) Carl von Clausewitz:Vom Kriege Hinterlassenes Werk, Ullstein Verlag Berlin 1998, S.44.
- 4) 藤田昇吾『カント哲学の特性』(晃洋書房 2004年) 198～199頁。
- 5) 小牧治『国家の近代化と哲学』(御茶の水書房 1978年) 129頁。
- 6) Immanuel Kants Werke, Bd. VI, S.428.
- 7) ebd. S.455.
- 8) ebd. S.456.
- 9) ebd. S.473.
- 10) ebd. S.468.
- 11) ebd. S.460.
- 12) ebd. S.464.
- 13) ebd. S.465.
- 14) ebd. S.434.
- 15) ebd.
- 16) ebd.
- 17) ebd.S.436.
- 18) 《Nation》は元来、ラテン語の《natio》(「生まれ」の意味) に由来し、中世最古のボローニャ大学では出身別に編成された学生の互助組織に対する呼び名だった。それが近代になって、現在の「国民」や「民族」の意味で拡大適用ないしは変更使用された。
- 19) W.H.ブリュフォート「18世紀のドイツゲテ時代の社会的背景」上西川 章訳(三修社 2001年) 11頁。
- 20) 啓蒙思想家ルソーに傾倒したカントにしては、フランス革命の評価は諸手を挙げて賛辞を評するといったものではなかった。国外からの攻撃に対しては、武器をもって対抗する自衛行動は是とする一方で、国内での民衆の反乱は、順法精神という観点から最高の犯罪に属すと判断した。暴政と同様に、民衆の抵抗権にも何らの権利も認めない。民衆による法の破棄は、立法権の基礎、それ故共同体形成の根拠を破壊するからである。カントと暴力革命との関係については、以下を参照のこと。Karl Vorländer:Immanuel Kant. Der Mann und das Werk, Felix Meiner Verlag Leibzig 1924, S.215～233.
- 21) ヤースパースのカント解釈に基づけば、民衆にとって重大な統治形態とは、具体的には憲法のことを意味する。そして憲法の理念は「法に従属している者が同時にまた等しくみな立法的たるべし」ということなのである。参照、ヤースパース『カント』重田英世訳(理想社 昭和50年) 288頁。
- 22) Immanuel Kants Werke, Bd. VI, S.439.

- 23) ebd. S.441.
- 24) ebd. S.442.
- 25) ebd. S.439.
- 26) ebd. S.440.
- 27) カントの「国際連盟」についての最初の論
究が見られるのは、『世界市民法的地に
おける普遍史の概念』（1784年）の第七命
題においてである。
- 28) Immanuel Kants Werke, Bd.VI, S.442.
- 29) ebd.
- 30) ebd. S.443.
- 31) ebd.
- 32) ebd. S.443f.
- 33) ebd. S.449.
- 34) Immanuel Kants Werke, Bd.VI, S.454.
- 35) Kant Werke, Bd. 7, S.469.
- 36) ebd.
- 37) Immanuel Kants Werke, Bd.VI, S.427.
- 38) Immanuel Kants Werke, Bd.V, 1973, S.147.
- 39) Kant Werke, Bd.7, S.474.
- 40) Friedrich Nietzsche, Der Wille zur Macht,
Kröner Verlag Stuttgart 1996, S.22 6.
- 41) Vgl.Immanuel Kants Werke, Bd. V, S.171.
- 42) Friedrich Nietzsche, Der Wille zur Macht,
S.229.
- 43) Bertrand Russel, A History of Western
Philosophy, Unwin Hyman Ltd London,
1989, P.241.
- 44) Kant Werke, Bd.7, S.478.
- 45) Haward Williams, Kants Political
Philosophy, Basic Blackwell Publisher Ltd
Oxford, 1983, P.245.
- 46) Immanuel Kants Werke, Bd.VI, S.474.

幼児の運動遊びプログラムに関する実践的研究 － 保護者からの評価と期待に焦点を当てて －

鈴木 康 弘

Practical research on an exercise play program for children
－ With focus on parents' evaluation of and expectations for the program －
SUZUKI Yasuhiro

In this research, we analyzed an exercise play program for children with the following two objectives: 1) to comprehend parents' perception toward the effects of the exercise play program on the children's life, and 2) to clarify the parents' implicit demands in the program. The final purpose was to identify ways to improve the program contents based on the analysis results.

The investigation was conducted for 125 parents of the children. The exercise play programs were provided 6 times, from October through December, 2005. After each program, we carried out a questionnaire asking about the contents of the activities, duration of the activities, child's degree of participation, effects of the program, and others. Consequently, it was found that the exercise play may stimulate children's interest in outdoor play by participating in the program as part of kindergarten activities. However, the effects of the program on children's time and rhythm of living were not confirmed in this research.

Regarding the contents of the program, many parents wanted the exercise teaching to be increased. However, the purpose of exercise play is to provide various experiences through playing, such as to experience enhanced feelings of being good at exercise, to experience various movements and to obtain the social experience of obeying rules, and to deepen the acquired feelings and experience through the program, rather than to acquire exercise techniques. If children mastered the exercise technique, their parents would be satisfied, because the effects of the program can be easily confirmed. However, many technical books have pointed out the harmfulness of prioritizing acquisition of exercise techniques

over enjoying exercise as a form of play, for children at this age. As a result of this research, we considered that it is vital to explain the meaning of the exercise play program to the parents, when the exercise play program is to be extended to the children within the nursery time of kindergartens.

1. はじめに

杉原らは、1966年、1973年、1986年、1997年、2003年とほぼ10年毎に全国規模での幼児の運動能力テストを行い、幼児の運動能力発達の時代的变化を報告している¹⁴⁾。調査結果から、1986年から1997年にかけての10年間で、測定した運動能力のすべてが低下し、1997年から2002年の5年間ではほぼ変化が認められない事が明らかにされている。

子どもの運動能力低下の問題に関しては、その背景として、子ども用のビデオやテレビゲームの普及、習い事の早期化、屋外の遊び場(空き地)の減少、少子化による兄弟や遊び仲間の減少、子どもをねらう犯罪の増加等、昨今の子どもを取り巻く環境の変化が考えられている¹⁰⁾。

上記に述べたような環境の変化は、大人が自身の生活の利便性のみを追求し、環境を整備してきたこと(社会の情報化や都市化等)と無関係ではあるまい。現代社会に生きる子どもたちは、大人の都合を優先して作り上げてきた社会の中で、子どもらしく生きる機会を失い、この時期に必要なとされる多くの経験を積み残したまま、早く大人社会の仲間入りをすることを求められているようにも見えるのである。

養老氏はこの点に関して、「本当に大人は子どものことを心配してはいないのではないか」といった指摘を行っている。そして、下記のような文章を記している¹⁷⁾。

「たとえば徹底的な車社会をつくりあげた。その結果、子供はうかうかと外に出られなくなった。それはおかしいだろうということは誰も言わなかった。子供を歩かせなくて車に乗せているのだから大事にしているだろう。その程度の考え方をしている人が多かったのではないのでしょうか。

外で危険な人に襲われないように家の中でゲームをさせる。お客が来たら、子供がうるさくてしょうがない。昔は外に行けと言ったけれども、今はテレビでも見ていなさいという話になる。それも安易にやっている。子供をそういうふうになんか扱っていいものかということを考えていない。」

このような社会の中で、子どもに身体を思いっきり動かすことの楽しさを経験する機会をできるだけ保障していこうという思いから、本研究はスタートしている。減少しつつある子どもの外遊びの機会を補う手段として、園での運動遊びプログラムの可能性と限界を検証すると共に、子どもの発達に寄与できる運動遊びプログラムのあり方を検討していきたいと考えている。本研究では、運動遊びプログラムが、保護者にとってどのように受け止められているのかに焦点を当てて検討した。

2. 研究の目的

本研究では、①運動遊びプログラムが子ども

の生活に及ぼす効果について、保護者がどのように捉えているかを把握すること、②保護者に内在する運動遊びプログラムへの要望を顕在化させること、の2点について分析を行う。分析内容を整理し、幼児の運動遊びプログラムの充実させるための視点を得ることが本研究の最終的な目的である。

3. 研究の方法

3.1. 調査対象

水戸市のT幼稚園に在籍する年中児63名（男児29名、女児34名）、年長児62名（男児25名、女児37名）、計125名の保護者を対象とした。

3.2. 運動遊びプログラムの提供

2005年10月～12月の間、10月11日、10月18日、10月25日、11月22日、12月6日、12月12日の6回にわたり、運動遊びプログラムを提供した。プログラムは1回約30分であった。

運動遊びプログラムを作成するにあたり、幼児体育を専門とする研究者が原案を考えた。運動遊びプログラムの原案は、幼児の運動遊びに関する文献^{2)、3)、5)、6)、15)、16)}を参考とし、運動遊びが苦手な子どもでも楽しめるような内容となるように工夫をした。原案の作成後、プログラムを実施している園の教諭やプログラムに指導者として参加している幼児教育を専攻する短期大学学生（10名）との話し合いにより原案に修正を加えた。

1回のプログラムでは、幼児約30名に対して、10名の指導者が担当した。プログラムを子どもたちに提供する際、下記の3点に留意した。

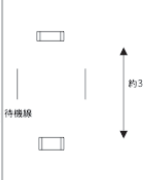

- ①子どもの待ち時間が少なくなるよう、1クラス（約30名）の子どもを2グループに分けてプログラムを展開した。各グループは5名程度の指導者が担当し、子どもたちの活動を援助した。
- ②なるべく多様な動きが保障されるようなプログラムとした。それぞれのグループの活動内容を15分を目処に交代した。例えば、1回30分のプログラムの中で、前半に縄跳びを行っ

たAグループは後半ではサッカー遊びを行い、前半にサッカー遊びを行ったBグループは、後半では縄跳びを行うようにした。

- ③運動遊びが苦手な子どもへの配慮として、サブプログラムを用意し、一律に同じ運動を強制するような事を避けた。また、積極的な参加態度ではないと感じられるような子どもに対して、プログラム担当者が声かけを行ったり、遊びの援助を行うように心がけた。

プログラムの指導内容の例として、第5回わくわくチャレンジ指導案（年長クラス）と、プログラムでの子ども達の様子（写真①～④）を以下に示す。

第5回わくわくチャレンジ指導案（年長クラス）

12月6日 火曜日 天気(晴れ) 30分			
ねらい ①サッカー遊びのルールを理解する ②ボールを蹴る遊びに楽しむ ③なわとびに自分なりのめやすを持って挑戦する			
時間	予想される幼児の活動	指導・援助の留意点	環境の構成
4分	準備運動 おこし(しっぽとり鬼) 指導者のしっぽを子どもたちが追いかけて取る。 鬼ごっこ終了後に2組に分かれて活動を行う	子どもたちが密集しないように、鬼はなるべく広敷する。	(準備するもの) ゴール 2つ ボール(ビーチボール) 1個 ラインカー 1個 たすき10本 大縄2本 短縄幼児各自
13分	説明を聞く サッカーのゴール近くに集まり、ルールについての説明を聞いた後にサッカー遊びに取り込む ①3チームに分かれる ②1チームは初めは応援として、ラインで待つ。 ③試合を行うチームは帽子で色分けをする。 ④キーパーを決める ⑤先生の笛からプレーを中断すること。ゴールキーパー以外は、手を使わずにはいけないことを確認して試合を行う	今回は、手を使わずに足だけでプレーすることを強調する。 花壇に踏まてある花に留意し、花壇には入らないことを強調する。 どうしても、サッカー遊びになじめない幼児への援助として、ボール投げやボール振りの遊びを行うスペースを設けておく。指導者はサッカー遊びにだけ込めたいような子どもには進言をかけ、ボール遊びという選択もあることを知らせるようにする。	 約30歩
13分	なわとび 短縄は各自で目標を立て、目標達成に向けて挑戦する。 大縄の遊びを通して友だちと一緒に体を動かすことの家しさを味わう。	縄跳びは、跳べる子どもがわりと多いので、目標を自分で決めさせ(指導者が積極的に聞く)、それに助けて挑戦するように促す。 縄跳びが苦手な子どもを中心に声かけ、援助を行う。段階(右図)をおいて縄跳びを指導することで、子どもができる範囲を明確にし、そのことを褒め、次のステップに繋がらうような援助を心がける。 大縄跳びでは、子どもの好きな数え歌を尋ね、子どもの思いを組み入れるように心がける。子どもたちの意見の良い悪いが見られるようなときは、お互いの話し合いで解決するように促す。	
備考 〇は前回の反省をもとに改めた部分です。			



(写真① サッカー遊びの様子)



(写真② なわとび遊びの様子)



(写真③ おにごっこ遊びの様子)



(写真④ 鉄棒遊びの様子)

3. 3. 保護者への質問紙調査

運動遊びプログラムの活動内容や活動時間、頻度に関する質問紙調査を幼稚園に在籍する保護者を対象として行った(2006年3月第1週)。調査用紙は担任教諭を通して配布し、自宅で記入後、幼稚園へ提出してもらった。回収率は74%であった。

回収した調査結果は、統計解析ソフトSPSS 11.5J for Windows Base Systemを使用して分析を行った^{11)、12)}。

4. 結果と考察

4. 1. 運動遊びプログラムが子どもの生活に及ぼす効果について

運動遊びプログラムが子どもの生活にどのような影響を与えているかについて尋ねた保護者

からの回答を表1、表2、表3に示した。

「子どもの戸外遊びや運動遊びへの興味や関心が刺激されたと感じますか」といった質問項目に関しては、「そう思う」と回答した保護者が43名(49%)、「どちらとも言えない」と回答した保護者が25名(29%)であった(表1)。意見の相違が統計的に有意であるかどうかを確認するため、カイ2乗検定を行った。その結果、5%水準で有意な差が認められた。

「子どもの生活時間(寝つきがよいなど)へ良好な影響を与えていると感じますか」といった質問項目に関しては、「そう思う」と回答した保護者が27名(31%)、「どちらとも言えない」と回答した保護者が34名(39%)であった(表2)。意見の相違が統計的に有意であるかどうかを確認するため、カイ2乗検定を行った。そ

の結果、統計的に有意な差は認められなかった。

「子どもの生活リズム（動と静、緊張と弛緩など）を刺激する活動として意味があると感じますか」といった質問項目に関しては、「そう思う」と回答した保護者が33名（38%）、「どちらとも言えない」と回答した保護者が30名（35%）であった（表3）。意見の相違が統計的に有意であるかどうかを確認するため、カイ2

乗検定を行った。その結果、統計的に有意な差は認められなかった。

以上の結果から、運動遊びプログラムを経験することで、子どもの戸外遊びへの興味や関心が高まる可能性のあることが示唆された。生活時間や生活リズムへの影響に関して、本研究ではその効果を明確に確認することはできなかった。

表1 「子どもの戸外遊びや運動遊びへの興味や関心が刺激されたと感じますか」についての回答結果

とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	わからない
9	43	25	3	0	7

表2 「子どもの生活時間（寝つきがよいなど）へ良好な影響を与えていると感じますか？」についての回答結果

とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	わからない
7	27	34	9	3	7

表2 「子どもの生活リズム（動と静、緊張と弛緩など）の刺激する活動として意味があると感じますか」についての回答結果

とてもそう思う	そう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	まったくそう思わない	わからない
5	33	30	11	2	5

4.2. 保護者の運動遊びプログラムへの要望について

「お子様の降園後の1年間の生活（2005年度）を振り返って、子どもが好んで行っていた遊びは何だと思えますか。主なものを2つあげて○をつけてください」といった質問を行い、子どもの降園後の遊びの様子を調査した。回答の分布を表4に示した。結果として、子どもたちの降園後の遊びの傾向として、「家の中での遊びとテレビゲームの組み合わせ」30名（35.7%）、「家の中での遊びと外での遊びの組み合わせ」33名（39.3%）を選択した保護者の多いことが明らかになった。「家の中での遊びとテレビゲームの組み合わせ」を選択したグループ30名を「室

内遊び群」、「家の中での遊びと外での遊びの組み合わせ」を選択したグループ33名を「外遊び有群」と名付けた。

「外遊び有群」と「室内遊び群」に対して、幼児の運動遊びへの志向性に関する質問の結果をクロスさせた（表5）。

「外遊び有群」の中で、子どもが運動遊びを自ら好んで行う方だと思えますかといった質問に対して、保護者が「とても思っている」と回答した11名を「高活動群」、「室内遊び群」の中で、子どもが運動遊びを自ら好んで行う方だと思えますかといった質問に対して、保護者が「どちらとも言えないと思っている」と回答した7名、「あまりそう思わない」と回答した3名、「まっ

たくそう思わない」と回答した2名の計12名を 「低活動群」とした。

表4 降園後の子どもの遊びに関する質問の回答結果 (2つ選択)

	テレビ・ビデオ視聴	テレビゲーム	家の中での遊び	外での遊び	その他	合計
テレビ・ビデオ視聴	0	2 (2%)	30 (36%)	4 (5%)	0	36 (43%)
テレビゲーム	2 (2%)	0	5 (6%)	1 (1%)	0	8 (10%)
家の中での遊び	30 (36%)	5 (6%)	0	33 (39.3%)	6 (7%)	74 (88%)
外での遊び	4 (5%)	1 (1%)	33 (39.3%)	0	3 (4%)	41 (49%)
その他	0	0	6 (7%)	3 (4%)	0	9 (11%)
合計	36 (43%)	8 (10%)	74 (88%)	41 (49%)	9 (11%)	84

家の中での遊び：本、模型、パズル、描画、工作
外での遊び：サッカー、公園での遊び：鬼ごっこ

表5 外遊び有群と室内遊び群の運動遊びへの志向性
運動遊びを自ら好んで行う方だと思いますか？

	外遊び有群	室内遊び群
とてもそう思う	11 (34.4%)	4 (14.3%)
そう思う	16 (50%)	12 (42.9%)
どちらとも言えない	4 (12.5%)	7 (25.0%)
あまりそう思わない	1 (3.1%)	3 (10.7%)
まったくそう思わない	0	2 (7.1%)
合計	32 (100%)	28 (100%)

「外遊び有群」、「室内遊び群」、「高活動群」、「低活動群」の保護者が園で行われている運動遊びプログラムに対してどのような期待を抱いているかを分析するために、プログラムの内容に関して、技術指導の志向性（鉄棒や縄跳び、跳び箱等の技術指導をもっと充実させてほしい）と遊び重視の志向性（技術指導の方向性よりは、遊び的な要素を維持し、身体活動の楽しさを味わえるような内容にして欲しい）に関する質問を行った。結果を表6、表7にそれぞれ示した。調査結果を概観すると、運動遊びプログラムの

中での技術指導への期待に関しては、子どもの活動性や外遊びの有無と言った子どもの状況に限らず、どの保護者も少なからず期待を抱いているということが明らかになった。また、遊びの要素への期待は、全体的に技術指導への期待よりも高い傾向が認められた。2つの結果を合わせて考えると、遊びの要素を重要視しながら、技術指導も行って欲しいというのが運動遊びプログラムに対する保護者の期待であり、それは子どもの活動性に限らずどの保護者もほぼ同様に抱いているものであることが示された。

表6 運動遊びプログラムでの技術指導の志向性に関する回答結果

鉄棒や縄跳び、跳び箱等の技術指導をもっと充実して欲しい

	外遊び有群	室内遊び群	高活動群	低活動群
とてもそう思う	4 (12.9%)	6 (22.2%)	3 (30%)	3 (30%)
そう思う	15 (48.4%)	13 (48.1%)	5 (50%)	4 (40%)
どちらとも言えない	8 (25.8%)	6 (22.2%)	1 (10%)	2 (20%)
あまりそう思わない	4 (12.9%)	2 (7.4%)	1 (10%)	1 (10%)
まったくそう思わない	0	0	0	0
合計	31 (100%)	27 (100%)	10 (100%)	10 (100%)

表7 運動遊びプログラムでの遊びの志向性に関する回答結果

技術指導の方向性よりは、遊び的な要素を維持し、楽しさを味わえるような内容にして欲しい

	外遊び有群	室内遊び群	高活動群	低活動群
とてもそう思う	8 (27.6%)	5 (18.5%)	2 (20%)	3 (30%)
そう思う	9 (31.0%)	15 (55.6%)	1 (10%)	4 (40%)
どちらとも言えない	12 (41.4%)	6 (22.2%)	7 (70%)	3 (30%)
あまりそう思わない	0	1 (3.7%)	0	0
まったくそう思わない	0	0	0	0
合計	29 (100%)	27 (100%)	10 (100%)	10 (100%)

運動遊びプログラムの時間や頻度に対する質問への回答結果を表8、表9に示した。回答結果から、運動遊びプログラムに対する頻度はほぼ満足されていることが明らかになった。一方

で、プログラムの時間に関しては、「もっと長くして欲しい」といった回答が多く認められ、保護者の満足度が低いことが明らかになった。

表8 運動遊びプログラムに時間に関する回答結果

1回の時間は1クラス30分で

	外遊び有	外遊び無	運動遊び好き	運動遊び苦手
適当である	20 (66.7%)	18 (62.1%)	5 (50%)	6 (67%)
もっと長くして欲しい	10 (33.3%)	8 (27.6%)	5 (50%)	3 (33%)
もっと短くして欲しい	0	0	0	0
合計	30 (100%)	26 (100%)	10 (100%)	9 (100%)

表9 運動遊びプログラムの頻度に関する回答結果

頻度は1週間に1回で

	外遊び有	外遊び無	運動遊び好き	運動遊び苦手
適当である	25 (80.6%)	20 (74.1%)	7 (70%)	8 (80%)
もっと増やして欲しい	6 (19.4%)	7 (25.9%)	3 (30%)	2 (20%)
もっと減らして欲しい	0	0	0	0
合計	31 (100%)	27 (100%)	10 (100%)	10 (100%)

5. まとめ

運動遊びを園でのプログラムとして経験することで、子どもの戸外遊びへの興味や関心が高まる可能性のあることが示唆された。生活時間や生活リズムへの影響に関して、本研究ではその効果を確認することはできなかった。

運動遊びプログラムの実施時間(30分)や頻度(週に1回)に関しては、時間の延長を希望する保護者からの意見が少なくなかった。子どもが遊びに集中するまでの時間を考えるともう少し長くしてみてもいいのではという声も幼稚園教諭や指導スタッフからあげられており、今後の検討課題として認識された。実施頻度は週に1度で概ね満足されているようであった。

プログラムの内容に関しては、技術指導の充実を望む保護者の声が多からず認められた。一方、幼児の運動遊びは、運動技術を習得することがその主な目的ではなく、遊びに含まれる多様な経験(運動有能感を高める、動きの多様なバリエーションの経験、ルールを守るなどの社会的経験等)を深めていくことが大切であると考えられている。子どもが運動技術をマスターすることは、保護者にとってはプログラムの効果を確認しやすく、安心感にもつながるのであろう。しかしながら、この時期に運動技術の追求を遊戯性に優先させる事の弊害は多くの専門書で述べられているところでもある。本研究の結果から、幼稚園や保育園の保育時間にお

いて、運動遊びプログラムを展開する場合には、幼児の運動遊びプログラムの意味を保護者に向けて丁寧に説明していくことの必要性が認識された。

自由記述への回答の中で、運動遊びプログラムの内容を知らせてほしいという意見がいくつか認められた。子どもへのプログラム提供のみに留まらず、様々な方法を駆使して保護者とのコミュニケーションを図っていくことが、運動遊びプログラムを充実させていくためのひとつの課題として認識された。

6. 引用・参考文献

- 1) 馬場浩也：SPSSで学ぶ統計分析入門. 東洋経済新報社, 2002.
- 2) 岩崎洋子 編著：子どもの身体活動と心の育ち. 建帛社, 1999.
- 3) 河邊貴子：遊びを中心とした保育. 萌文書林, 2005.
- 4) 川島隆太：子どもの脳を育てる遊び. 子どもと発育発達, 1 (3) : 153-156, 2003.
- 5) 近藤充夫：幼児のこころと運動. 教育出版, 1995.
- 6) 近藤充夫 監修：乳幼児の運動遊び. 建帛社, 1997.
- 7) 森司朗ら：園環境が幼児の運動能力発達に与える影響の検討. 体育の科学, 54 (4) : 329-336, 2004.

- 8) 小澤治夫ら：北海道の子どもの体力・生活とその改善の取り組み. 子どもと発育発達, 4 (2) : 86-90, 2006.
- 9) 小澤治夫ら：子どもの歩行運動. 体育の科学, 56 (10) : 786-790, 2006.
- 10) 武藤 隆 編：事例で学ぶ保育内容 健康. 萌文書林, 2007.
- 11) 小塩真司：SPSSとAmosによる心理・調査データ解析, 2004.
- 12) 小塩真司：研究事例で学ぶSPSSとAmosによる心理・調査データ解析, 2004.
- 13) 仙田 満：子どもの遊び空間. 子どもと発育発達, 1 (3) : 148-152, 2003.
- 14) Sugihara T, et al. : Chronological change in preschool children's motor ability development in Japan from the 1960s to 2000s. International Journal of Sport and Health Science, 4 : 49-56, 2006.
- 15) 柳澤秋孝：からだ力がつく運動遊び. 主婦の友社, 2003.
- 16) 柳沢秋孝：生きる力を育む 幼児のための柳沢運動プログラム. オフィスエム, 2002.
- 17) 養老孟司：超バカの壁. 新潮新書, 2006.
- 18) 吉田伊津美ら：家庭環境が幼児の運動能力発達に与える影響の検討, 体育の科学, 54 (3) : 243-249, 2004.

本論文は、平成17年度常磐短期大学課題研究助成「子育て支援を目的とした運動遊び教室が幼児の生活時間と心の発達に及ぼす影響の検討」、及び平成17～19年度文部科学省科学研究助成・若手研究（B）「子どもと保護者が育つ運動遊びプログラムの開発」の補助を受けて行われたものの一部をまとめたものです。

本研究を進めるに当たり、ご協力頂きました幼稚園の先生、保護者の皆様、常磐短期大学幼児教育保育学科の学生に心より御礼申し上げます。

ライブドア事件 —企業の社会的責任（CSR）と法令遵守（Compliance）—

松 井 志菜子

Livedoor

MATSUI Shinako

On September 4, 2006, a criminal trial of defendant Takafumi Horie of Livedoor began. In Livedoor case, defendant Horie is asked a crime on Securities and Exchange Act. I inspect on this paper some problems of Livedoor case. I will examine a judgment of a court of law and analyze the reason of a revision of Securities and Exchange Act. What is a legislation purpose of Japanese SOX Act? How to keep the transaction fairly at a capital market?

1. はじめに

2006年9月4日、ライブドアの堀江貴文被告の刑事裁判が始まった。

堀江被告に対する世間の評価は二分する。肯定的なものは、日本のビジネスのあり方を変え、株式会社とは何かを世に問うたという評価である。否定的なものは、世の中、金があれば何でもできるという考え方に対する批判である。

ライブドア事件において、堀江被告は、証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載など）の罪に問われている。公判では、検察側は、堀江被告を、ライブドアグループ全体を統括、指揮していた主犯であると位置付け、質問している。堀江被告は、それは実態に合っていないと、自らの一連の事件の主導を否定している。

2. 問題点

このライブドア事件の問題点は色々あるが、次の二点を考えていく。

ひとつは、ライブドアによるニッポン放送株取得の違法性である。

もう一つは、株式交換、自己株式取得、株式分割、偽計取引、有価証券報告書虚偽記載である。

3. ライブドアによるニッポン放送株取得の違法性

3.1. ニッポン放送の株式の取得方法

ライブドア、正確には、ライブドアの子会社であるライブドアパートナーズが、ニッポン放送の株式を取得した。一般的に、株式が公開されている会社の株式は、証券取引市場において、

自由に売買を行い、譲渡は自由である。

では、ライブドアのニッポン放送の株式の取得のどこが悪かったのか。

また、通常の株式の売買と何が違っていたのかということが問題となる。

ライブドアは、2005年2月7日までに、公開市場において、ニッポン放送株の5.36%を取得した。更に、2005年2月8日の午前8時22分から、午前8時50分までに、6回（10名以下）のToSTNeT-1取引で、29.63%を取得し、合計で34.99%を取得した。

3.2. ToSTNeT-1取引

ライブドアが利用したToSTNeT-1取引とは何であろうか。

ToSTNeTは、Tokyo Stock exchange Trading Network systemの略である。1997年11月から開始した立会外取引である。立会外取引は、大口対当取引とバスケット対当取引がある。これらに関して、注文発注、付合わせ及び約定照合等の迅速化、及び、取引形態の多様化（大口相対交渉取引及び終値取引の追加）を図るために、1998年6月から新たに導入した日本初の電子取引ネットワークシステムである。

立会外取引とは、東京証券取引所の立会時間外の午前8時20分から午前9時、午前11時から午後0時30分、午後3時から4時30分の間に、電子取引ネットワークシステムであるToSTNeTを介して行う売買制度のことをいう。

大口対当取引、及び、バスケット対当取引に関して、注文発注、付合せ、及び、取引形態の多様化（大口相対交渉取引および終値取引の追加）を図るための、すなわち、大口の注文を処理するための取引システムである。

取引の種類としては、(1) 単一銘柄取引（株券及び転換社債券:最低売買単位以上）、(2) バスケット対当取引（株券:15銘柄以上、かつ売買代金1億円以上）、及び、(3) 終値取引（株券及び転換社債型新株予約権付社債券:最低売

買単位以上）の3種類がある。

システムとしては、(1) 単一銘柄取引（1999年10月から数量制限を撤廃）、及び、バスケット対当取引を対象とする1998年6月29日から稼働したToSTNeT-1と、(2) 1998年7月から稼働した終値取引を対象とするToSTNeT-2の2種類がある。

3.3. 大口の注文の立ち会い外取引

なぜ大口の注文を立ち会い外取引で行うのであろうか。

それは、オークション市場での価格の乱高下を回避するためと言われる。

最近では、年金基金や大口の機関投資家が、大量の取引を行う場合が多くなっている。またほとんどの売り手や買い手が特定されている場合が多い。

大口の株式取引は、何を意味するのであろうか。

それは支配権の取得である。

3.4 支配権

株式には、株主が行使できるいくつかの権利が含まれている。

そのうちの 하나가、株主総会での議決権である。例えば、取締役の選任、解任できる権利である。株式会社は、会社の所有と経営を分離し、会社経営をプロフェッショナルに任せる。選任された経営者は、会社の経営を左右する権力を有する。株式会社の会社経営をコントロールする。

大量の株式を所有する株主は、株式所有を通じて株式会社を支配できる。大株主の支配権である。取締役等の役員の選任、解任権のみならず、組織再編の決議などにも支配権が及ぶ。組織再編とは、会社法上、認められた会社の合併、株式交換、株式移転、会社分割などの手続のことを指す。

大口の株式取引には、支配権の移転という現象を伴うことになる。

3.5 支配権の取得方法

公開会社の支配権の取得方法には、通常、公開の株式市場における買付けと公開買付けとがある。以下、見ていく。

3.6 公開の株式市場における買付け

例えば、上場株式の取得は、証券取引所を通じて、公開の株式市場において、誰でも売買できる。この買い付けは、時間優先、価格優先などの競争原理が支配する世界であり、競争原理によって取引が成立する世界である。

時間優先とは、先に注文した人の取引が優先することである。価格優先とは、よい価格の注文が先に成立するということである。例えば、99円と100円であれば、100円の方が成立するということである。

大量の株式を買い付けると、通常の場合、株価は高騰し、買付け費用が高む。大量の株式の買付けは、市場の注目を浴び、思惑から多くの売買が入る。思惑とは、例えば、ある投資家が多額資金を投入の噂が流れると、市場への注目が集まり、一般投資家も参入してくるなどである。

また、大量の株式の買い付けには、いわゆる5%ルールがある。5%ルールとは、大量保有報告のことである。大量の株式を買い付けた場合、大量保有報告書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

なぜならば、投資家の投資判断に影響を与える重要情報であるからである。また、一般投資家にとっても、証券市場の重要情報である。持っている株式の内容が変化するためである。売買の頻度が変わったり、マーケットの売買が動いたりする。そのような場合には情報開示が必要である。すなわち情報開示を行うことによって、株式売買が、一定の公正なルールの下で行われる必要があるからである。証券取引市場は、公正な投資判断材料の提供によって、売買が成立している市場である。投資家は、様々な情報から、当該会社に対する評価を行なう。株式市場

は、多くの人々の支持によって成り立つ特殊なマーケットである。

証券取引法上、5%以上の株式を保有することになった場合には、そのことの届出が必要である（証券取引法第27条の23）⁽¹⁾。

証券の大量保有は、投資家に開示すべき重要な情報である。更に、株式の大量保有は、会社支配にも大きな影響を与える出来事である。また株式の価値を変動させる可能性がある。

大量保有報告によって、保有割合や取得資金、保有目的等の情報が開示される。開示されると株価が高騰する。今まで以上に買付け費用がかかることになる。買付けの際の取得資金は、どこから調達したのか。自己資金か、借入資金か。仮に借入資金による買付けの場合は、借入利息の支払の関係もあり、買い付けた株式を、直ぐに手放すことになる可能性もある。保有目的は何か。単に持っているだけなのか、企業結合(合併、株式交換、株式移転、株式分割など)の目的なのか。会社を統合し、一緒に事業をやっていくのか。

注(1) 第27条の23 株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「株券関連有価証券」という。）で証券取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。）の発行者である会社が発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第27条の30第2項を除き、以下この章及び第27条の30の11第4項において同じ。）である対象有価証券（当該対象有価証券に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示する第2条第1項第10号の2に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第27条の30の11第4項において「株券等」という。）

の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が100分の5を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となった日から5日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第27条の25第1項において同じ。）以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第4項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

3.7 公開買付け

そこで、公開会社の支配権の取得方法には、公開の株式市場における買付けよりも、公開買付けを用いることが多い。

証券取引法第27条の2第6項⁽²⁾は、公開買付けを、不特定かつ多数の者に対し、公告によって、株券等の買付け等の申込み、又は、売付等の申込みの勧誘を行い、取引所有価証券市場外で、株券等の買付け等を行うことをいう、と規定する。

公開買付け（TOB：Take Over Bid）とは、不特定かつ多数の人に対して、新聞広告等の公告により、公開買付けをすることを公に知らせ、会社の経営権の取得等を目的として、株主に株式の買い付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行ない、有価証券市場外で株券等の買付けを行うことをいう。短期間で、大量の株式を一気に取得するための方法である。会社支配権の取得に用いることが多い。コストが高くなる証券取引市場における買付けに比べて、低コストで買い付けることが可能となり、一定の価格で、株主全員から平等に買い付けることができる。

注(2) 第27条の2 その株券、新株予約権

付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第27条の30の11（第4項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場における有価証券の売買等（競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの（第4号において「特定売買等」という。）を除く。第1号において同じ。）による買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）以外の買付け等は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。6. この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行い、取引所有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。

3.8 証券取引法上の公開買付け規制

公開買付けは、証券取引法が規制する（証券取引法第27条の2以下）。公正な取引を確保するためである。

公開買付けは、昭和46年の証券取引法改正によって、アメリカ合衆国の制度を導入したものである。平成2年に大きく改正した⁽³⁾。

平成17年改正前は、公開買付けは、証券取引法第27条の2にあったが、ライブドアのニッポン放送株取得を受けて、証券取引法を改正した（平成17年法76号）。因みに、平成17年改正前の証券取引法第27条の2第1項は、株券等について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等は、公開買付けによらなければならないと規定していた。

しかし、2006年、通常国会において成立した証券取引法改正により、更に、改正の予定である。それはアメリカ合衆国において、濫用的な公開買付けが行われていたことに起因する。例えば公開買付けをやると言うだけで、株価が上がり、上がりきったところで売り抜けるなどを行ない、株価の乱高下があった。このような根拠のない噂などが飛び交うことによる、株価の乱高下などの株式市場や経済市場への悪影響を排除し、正確な情報の下における取引判断ができるようにする目的である。

注(3) 平成17年改正前は、公開買付けは、証券取引法第27条の2にあったが、ライブドアのニッポン放送株取得を受けて、証券取引法を改正した(平成17年度76号)。因みに、平成17年改正前の証券取引法第27条の2第1項は、株券等について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場外における買付け等は、公開買付けによらなければならないと規定していた。

3.9 規制内容

公開買付けの規制内容としては、①情報開示、②投資者の平等取扱い、③公開買付けの濫用防止、④準オークション証券市場の創設などがあ

る。
①情報開示は、投資家による適正な投資判断を確保するためである。公開買付けを開始することを、新聞紙上において公告する公開買付け開始公告や公開買付け届出書(証券取引法第27条の3)。公開買付け説明書(証券取引法第27条の9⁽⁴⁾)。対象会社の意見表明報告書(証券取引法第27条の10⁽⁵⁾)。対象となったニッポン放送の意見表明。公開買付け報告書(証券取引法第27条の13第2項⁽⁶⁾)などである。

②投資者の平等取扱いは、株主の公正な取扱いを確保しようとするものである。投資者の競争に関し、時間優先、価格優先などの競争原理を

作り、投資者の平等を図ろうというものである。前述の5%ルールもあり、無秩序を防止しようとしている。証券取引市場外の取引であるから、買付け価格は均一(証券取引法第27条の2第3項、施行令第8条第3項)でなければならない。誰から買っても、全員、同じ価格である必要がある。すなわち、買付け価格の引き下げ禁止(証券取引法第27条の2第3項)⁽⁷⁾や、案分比例による買付け(証券取引法第27条の13第5項)⁽⁸⁾などである。また別途買付けの禁止(証券取引法第27条の5)もある。これは公開買付け以外の別途の買付けを禁止するものである。ライブドアは、東京証券取引所のマーケット以外での公開買付けはできないということになる。相対取引も不可能である。

③公開買付けの濫用防止は、公開買付けを利用した不正な取引の防止が目的である。公開買付けは、支配権の移転を伴う行為である。従って、公開買付けをやる気もないのにやると言ってマーケットを混乱させることはできない。

これには買付け条件の制限(証券取引法第27条の13第4項)⁽⁹⁾、公開買付け撤回の制限(証券取引法第27条の11第1項)⁽¹⁰⁾、買付け条件変更の制限(証券取引法第27条の6第1項)⁽¹¹⁾などがある。

④準オークション証券市場の創設については、証券市場における支配権の取得を巡る公正な競争の確保するためのものである。公開買付けに応募した投資家による撤回権(証券取引法第27条の12)⁽¹²⁾などがある。

例えば、フジテレビジョン(フジテレビ)の、ニッポン放送株式の公開買付け価格がX円であった場合、ライブドアがX+a円で買付けるという場合である。公開買付けに応募した投資家は、フジテレビのX円をキャンセル(撤回権)して、ライブドアのより高いX+a円に乗り換えることができる。これは会社の支配権を巡る公正な競争の確保である。公開買付けの勝ち残り組が、会社の支配権を握ることになる。証券市場における一定のルールに基づく公正な競争で勝ち抜いた者が、会社経営者、すなわ

ち、会社の支配権を取得した者となり、公正なプロセスに則った会社経営者が出現することになる。

注(4) 第27条の3 前条第1項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によって株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第167条、第197条及び第198条において「公開買付届出書」という。）を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付者が買付け等に付した条件（以下この節において「買付条件等」という。）二 当該公開買付開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容 三 公開買付けの目的、公開買付者に関する事項その他の内閣府令で定める事項

3 公開買付者、その特別関係者（第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）その他政令で定める関係者（以下この節において「公開買付者等」という。）

は、その公開買付けにつき公開買付開始公告が行われた日の翌日以後は、当該公開買付者が公開買付届出書を内閣総理大臣に提出してなければ、売付け等の申込みの勧誘その他の当該公開買付けに係る内閣府令で定める行為をしてはならない。4 公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所 二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会。

注(5) 第27条の10 公開買付けに係る株券等の発行者又はその役員（以下この節及び第27条の30の11第3項において「対象者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該発行者の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。2 第27条の8第1項から第5項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは「第27条の10第1項に規定する対象者」と、同条第2項中「買付条件等の変更」とあるのは「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは「第27条の10第1項に規定する対象者」と、「訂正届

出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第3項及び第4項の規定中「公開買付者」とあるのは「第27条の10第1項に規定する対象者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第5項中「第3項の規定による処分」とあるのは「第27条の10第2項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「前項の規定による処分」とあるのは「同条第2項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

3 公開買付けに係る対象者が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者(当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該対象者である発行者の株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。)に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第27条の3第4項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。

4 前項の規定は、第2項において準用する第27条の8第1項から第4項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

注(6) 第27条の13 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第27条の11第2項の規定により公告した場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第197条及び第198条において「公開買付報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

注(7) 第27条の13 公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告し、又は公表しなければならない。ただし、第27条の11第2項の規定により公告した場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による公告又は公表を行つた公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行つた日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(以下この節並びに第197条及び第198条において「公開買付報告書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第27条の3第4項並びに第27条の8第1項から第6項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第27条の3第4項中「発行者(当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該発行者の株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。)」とあるのは「発行者」と、第27条の8第1項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは「第27条の13第5項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第3項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第27条の13第4項及び第5項の規定」と、「買付条件等の変更が第27条の6第3項の規定」とあるのは「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第27条の13第5項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第4項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第5項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第27条の

13第3項において準用する第3項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と、同条第6項中「第1項から第4項まで」とあるのは「第27条の13第3項において準用する第1項から第4項まで」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

注(8) 第27条の13第5項 公開買付者は、前項第二号に掲げる条件を付した場合において、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、応募株主等から内閣府令で定めるあん分比例の方式（以下この節において「あん分比例方式」という。）により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。

注(9) 第27条の13第4項 公開買付者は、公開買付け期間中における応募株券等の全部について第27条の11第1項ただし書の規定により公開買付けの撤回等を行う場合並びに公開買付開始公告及び公開買付届出書において次に掲げる条件を付した場合を除き、応募株券等の全部について、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した買付条件等（第27条の6第1項の規定による公告又は同条第2項の規定による公表及び公告により買付条件等を変更したときは、当該変更後の買付条件等）により、買付け等に係る受渡しその他の決済を行わなければならない。一 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしないこと。二 応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしないこと。

注(10) 第27条の11 公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る

申込みの撤回及び契約の解除（以下この節において「公開買付けの撤回等」という。）を行うことができない。ただし、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた場合には、この限りでない。

注(11) 第27条の6 公開買付者は、公開買付けに係る買付条件等の変更を行おうとする場合には、公開買付期間中に、政令で定めるところにより、買付条件等の変更の内容その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

注(12) 第27条の12 応募株主等（公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者をいう。以下この節において同じ。）は、公開買付期間（第27条の8第8項の規定により延長しなければならない期間を含む。次条第1項及び第4項、第27条の14第1項並びに第27条の21第1項及び第2項において同じ。）中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。2 応募株主等は、前項の規定により契約の解除をする場合において、公開買付開始公告及び公開買付届出書において当該公開買付けに係る契約の解除に関し政令で定める方法による旨の条件が付されているときは、当該方法によらなければならない。この場合において、当該契約の解除は、政令で定める時に、その効力を生ずる。3 第1項の規定により応募株主等による契約の解除があつた場合においては、公開買付者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないものとし、応募株券等（応募株主等が公開買付けに応じて売付け等をした株券等をいう。以下この

節において同じ。)を証券会社又は銀行等に保管させているときは、その返還に要する費用は、公開買付け者の負担とする。

3.10 3分の1ルール規制内容

株式公開買付けは、証券取引法上の制度である。

証券取引法は、公開買付けする者が、有価証券報告書の提出会社である会社の経営権の変動につながるような大きな買付け等、すなわち、総株主の議決権の3分の1を超える株式の買付けを市場外で行う場合には、一部の例外を除いて、原則、公開買付けによらなければならないと規定する。すなわち、証券取引法においては、証券取引所有価証券市場外での買付けに対して、公開買付けが強制されることになる。

しかし、これには例外がある(証券取引法第27条の2第1項各号⁽¹³⁾)。

一般投資家による相対取引は適用除外である。例えば、自己保有の株式を子供に譲りたい場合には、公開買付けにしなくてもよい。公開買付けの対象とすることに値しない場合には、適正除外となる。

更に、例外の例外があり、株式公開買付けが強制される場合がある。平成17年の証券取引法改正によって、市場内取引でも、ToSTNetなど証券取引所の立会外取引(時間外取引)によって、買付け後の株券等所有割合が3分の1を超えるものについては、同じく公開買付けによらなければならないこととしている⁽¹⁴⁾。

いわゆる3分の1ルールである(平成17年度改正証券取引法第27条の2第1項第4号⁽¹⁵⁾)。

すなわち、株券等所有割合が、3分の1を超える場合には、公開買付けにしなければならない。なぜならば、3分の1を超える株式の移転は、私的な相対取引ではないとされるからである。従って、強制公開買付けによる、証券取引法に則った公正、かつ、透明な支配権の移転が行わなければならないとした。

投資家保護のために、買付け会社は、買付け

る目的や買付け価格、買付け予定株数、買付け期間、公開買付け代理人等を公告等により、事前に公表しなければならない。買付け条件等を事前に公表することにより、インサイダー取引規制に触れることを回避できるからである。このため発行会社が自社株を取得する場合に、公開買付けを利用することが多くなった。

しかし、1990年代半ば以降、日本企業の事業再編が進展し、関連会社等の出資比率の引き上げ等を目的として株式公開買付けを採用する事例が増加した。

なお買付け対象会社の取締役会の賛同を得ないで、買付け会社が公開買付けを行う場合を敵対的株式公開買付け⁽¹⁶⁾という。

注(13) 第27条の2 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第27条の31(第4項を除く。))において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場における有価証券の売買等(競売の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの(第4号において「特定売買等」という。))を除く。第1号において同じ。)による買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)以外の買付け等は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。一 取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等 二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等 三 当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。)に係る株券等の株券等所有割合がその

者の特別関係者（第7項第1号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。次号及び第5号において同じ。）の株券等所有割合と合計して100分の5を超えない場合における当該株券等の買付け等 四 特定売買等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して3分の1を超えない場合における特定売買等による当該株券等の買付け等 五 著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等（当該株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が3分のぬを超えない場合に限る。） 六 株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第7項第1号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等 2 前項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定めて、行わなければならない。 3 第1項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この節において同じ。）については、政令で定めるところにより、均一の条件によらなければならない。 4 第1項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関その他の政令で定める金融機関をいう。第27条の12第3項において同じ。）に行わせなければならない。 5 第1項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前3項の規定その他この節に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。 6 この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株

券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行い、取引所有価証券市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。 7 第1項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。 一 株券等の買付け等を行う者と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者 二 株券等の買付け等を行う者との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者 8 第1項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券については内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この項において同じ。）の合計を、当該発行者の総議決権の数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合 二 前項の特別関係者（同項第二号に掲げる者で当該株券等の発行者の株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数の合計を、当該発行者の総議決権の数にその者の所有に係る当該株券等（株券その他政令で定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除して得た割合。

注(14) 証券取引法第27条の2第3項第3号によれば、買付け後の株券等所有割合が、100分の

5を超えない場合には適正除外とし、更に改正前の証券取引法第27条の2第1項第4号によると、著しく少数の者から行う株券等の買付け等が適用除外とされていた。

注(15) 第27条の2 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの(以下この章及び第27条の30の11(第4項を除く。)において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場における有価証券の売買等(競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの(第4号において「特定売買等」という。)を除く。第1号において同じ。)による買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)以外の買付け等は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。四 特定売買等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して3分の1を超えない場合における特定売買等による当該株券等の買付け等。

注(16) 敵対的TOB(株式公開買い付け)とは、買収対象会社の経営陣や関連会社の同意を得ずに行われる株式公開買い付けをいう。反対に、買収しようとしている対象会社が、買収に対して協力的な場合を、友好的株式公開買い付けという。敵対的株式公開買い付けに対する、予防策や対抗策としては、次の様な考え方がある。予防策としては、ポイズン・ピル(poison pill 毒薬)。これは、敵対的TOBに対する防衛策として代表的なもので、米上場企業の約4割が導入している。敵対的買収者を除く既存株主に市場価格を大幅に下回る価格で株式を購入する権利を与え、敵対的買収者が一定の株式を

取得した場合に、新株(毒薬)を発行して買収者の持ち株比率を下げる方法である。ゴールドン・パラシュート(golden parachute 金の落下傘)。敵対的買収によって経営陣が解任された際に巨額の割り増し退職金を支給する(危機的状況から多額のお金を手に飛び降りる)ことを予め規定し、敵対的買収者の買収コストを膨らませ、買収後の企業価値を低下させる方法である。スタッガード・ボード(staggered board 取締役の任期分散)。全役員が一度に選出されないように役員の変更時期をずらして部分的に選任を行い、敵対的買収者に一度に経営権を握らせない方法である。事後的な防衛策又は対抗策としては、ホワイト・ナイト(white knight 白馬の騎士)。第三者の友好的買収企業(白馬の騎士)に株式を購入してもらい、敵対的買収者を避ける方法である。パックマン・ディフェンス(Pac-Man Defense)。買収対象企業が、買収を仕掛けた企業の株式を購入し逆に買収を仕掛ける方法(ゲーム パックマンの敵に飲み込まれるイメージ)。スクーチド・アース(scouted earth 焦土作戦)。敵対的買収が発生した際に、優良資産・収益性の高い事業を売却し、買収の動機を削ぐ方法である。

4. 会社経営者

証券市場における買付けにしても、公開買付けにしても、いずれも、多数の投資家による投資判断を前提としている。すなわち、支配権の移転は、単なる私的な相対取引ではないと位置づけられ、証券市場における多数の投資家が、買い手に対して行う評価を前提とした取引から生ずる結果であるからである。

証券市場における公正な競争原理を経て、初めて支配権を確立することができる。3分の1超の大株主が、突然、出現することを法は認めていない。すなわち、証券取引法は、公正なプロセスを経て出現した株主が、支配権を行使することを想定している。

なぜならば、会社を支配し、経営しようとする

る者には、それなりの覚悟と責任が必要であるからである。会社の経営者、支配者によって、会社の利害関係人は、左右されることになる。その経営手腕如何によって、多くの利害関係人を巻き込むことになる。その様な会社経営者、支配者の選定プロセスが、証券市場における競争である。証券市場を通じ、買付けを経た者が、会社の経営者、支配者としての資格を有する。逆に言うと、私的な相対取引による株式の取得では、それは認められないことになる。

5. ライブドアによる株式取得

5.1 問題点

ライブドアによる株式取得と改正前証券取引法について見ていこう。

フジテレビは、ニッポン放送の経営権の獲得を目的として、公開買付けを、2005年1月17日に開始していた。当初、フジテレビは応募株式全株を取得するものとしていた。もともとニッポン放送がフジテレビの株式を多数所有していたが、公開買付けを機に、この関係は逆転し、フジテレビがニッポン放送を子会社化することを、目的としていた。

フジテレビは、ライブドアによる株式取得前に公開買付けを行っていた。しかし、その最中に、ライブドアは、ToSTNeT-1 (Tokyo Stock exchange Trading Network system) において、買付けを行い、3分の1超の株式を、突如、取得した。

問題は、ToSTNeT-1 (Tokyo Stock exchange Trading Network system) が、証券取引法第27条の2にいう「取引所有価証券市場」に当たるのか。また、当たるとするならば、公正な競争ルールがあるので、法に則って、規制はかからないのではないか。その上で、証券取引法第27条の2第1項第4号⁽¹⁷⁾の強制公開買付け規制は適用されるであろうかという点である。

注(17) 第27条の2 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるも

の(以下この章及び第27条の30の11(第4項を除く。)において「株券等」という。)について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場における有価証券の売買等(競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの(第四号において「特定売買等」という。))を除く。第一号において同じ。)による買付け等(株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。)以外の買付け等は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。四 特定売買等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して三分の一を超えない場合における特定売買等による当該株券等の買付け等。

5.2 裁判所の判断

ニッポン放送による、フジテレビに対する新株予約権の発行に対して、ライブドアが、差止請求を行った裁判において、東京地方裁判所(東京地方裁判所決定平成17年3月11日、東京地方裁判所決定平成17年3月16日)、東京高等裁判所(東京高等裁判所決定平成17年3月23日)は、いずれも適法と判示した。

ToSTNeT-1 (Tokyo Stock exchange Trading Network system) は、東京証券取引所が開設する「取引所有価証券市場」である。従って、ライブドアが行った株式取引は、「取引所有価証券市場」内の取引であるため、強制公開買付け規制は適用されないという結論である。裁判所は、ここでは形式的な解釈を貫いている。

5.3 課題

裁判所は、法律を形式解釈に解釈した。しか

し、時には法律の形式解釈による脱法行為、法の抜け穴、グレーゾーン、違法スレスレの行為がまかり通ることもある。

ライブドアによる株式取得は、確かに、改正前証券取引法においては、適法であったとも言えるであろう。また株式会社とは、そのようなことも想定したものであるとも言える。

しかし、一般社会の人々の違和感、違法スレスレという見方もあった。なぜならば、ライブドアの行為が、資本市場の機能を混乱させたからである。適法ではあるが、道義上、倫理上、良くないという考え方である。この立場に立つと、違法と言い切っても良かったのではないかということになる。法律の条文を形式的に解釈するのではなく、立法趣旨、その法律が何を指していたか。どの様な価値を大切にしようとしているのかを考えようという立場である。

今回の事件でも明らかな様に、ライブドアの行為による影響は、株主ばかりでなく、国民全体、世界の証券取引市場、世界経済に及んだ。証券市場の更正な価格形成、ないしは、評価を欠くことの意味や、バブルの発生と崩壊による経済不況を引き起こし、失業や犯罪も増加するかもしれない将来への不安が生まれた。

公正な手順を経ない者による会社運営への漠たる不安である。このようなことが、これから度々、起きる可能性への恐怖である。頭の冴えた若者による、あるいは、価値観の異なる経営者がリードする経済社会、会社の在り様、企業経営、会社運営の急激な変換への戸惑いである。世界を巻き込んだ企業買収などは、企業結合、企業再編の経済戦争である。

わが国の資本市場においては証券取引法が支配する。世界においても、今回のライブドアの行為は資本市場の機能を犯す行為という見方もある。もちろん、生き馬の目を抜く激しい競争社会においては、日常茶飯事のことだという専門家もいる。会社経営者は、常に、緊張と闘争の中に置かれている。従って、このようなことも常日頃から対策を立てておかなければなら

いであろう。

しかし、わが国は法治国家である。法的に対策を立て、秩序作りも必要であろう。法律の条文の形式的な解釈をしたときの、抜け穴を塞ぐ方法を、条文改正や新しい立法によって解決しなければならない。

法律に細かい条文を規定することは不可能であろう。また膨大になった条文を一つ一つ検討する手間も現実的ではない。法の適用を受ける者に、時間的にも、経済的にも負担が大きい。そこで証券取引法を平成17年に改正した。

一般的に証券取引法の条文は、長くて読みにくいと言われている。法律遵守のための費用が莫大となる。法律を解釈して、法が何を守ろうとしているかを、明確にしていく必要がある。

5.4 一般投資家

ライブドアに、公開買付けに対する規制を適用していたら、一般投資家たる個人株主の地位はどうなっていたであろうか。

実際には、ToSTNeT-1 (Tokyo Stock exchange Trading Network system) による買付けを実行した。

その結果、一般投資家は恩恵を受けられたかもしれない。一般投資家である個人株主は、フジテレビとライブドアによる競争に参加し、株価の値上がりによる利益を、平等に享受することが可能であったかもしれない。

しかし、一般オークション取引でも、上昇していくと、一般投資家は取得できないことが多い。一般投資家の立場をもっと尊重しなければならないのではないだろうか。お金の世界での取引のルールは守って欲しいと思うであろう。激しい競争の原理が支配する市場ではあるが、一般投資家あつての証券取引市場である。巨大な資金を動かせる者だけが生き残り、資金力の乏しい、一般投資家が押しのけられていいのだろうか。一般投資家の支持は必要であろう。

そのためには公正な競争は不可欠である。裁判所の法律の形式的な解釈によって、問題点が浮彫りとなり、平成17年、証券取引法を改正し

た。

改正は、公正な手順を経ないで出現した大株主、そして、資金力とマネーゲームさながらの駆け引きをして、巨額の資金を得るために手放す行為を厳しく糾弾した。健全な証券取引市場を混乱させる取引は、採り得なくなった。

6. ライブドア起訴

6.1 検察の主張

ライブドアの堀江貴文被告は、株式交換⁽¹⁸⁾、自己株式取得、株式分割⁽¹⁹⁾、偽計取引、有価証券報告書虚偽記載で起訴された。

証券取引法第158条は、何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ⁽²⁰⁾取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない、と規定する。

注(18) 株式交換は、完全親子会社関係（100%親子会社）を創設するための会社法上の組織再編方法である。持株会社を創設するときにも使われる。

注(19) 株主分割は、会社が、一定の割合で株式を細分化して、株式の数を増加すること。株価の高い会社が、株主分割によって、株価を引き下げ、多くの投資家からの投資を実現しようとするものである。

注(20) デリバティブ (derivative) は、借入や預金、債券売買、外国為替、株式売買等の金融取引に伴う、相場変動によるリスクを回避するために開発した金融商品の総称である。金融派生商品ともいう。デリバティブ取引は、貸借対照表に計上されないオフバランス取引である。また少額資金で、多額の原資産を売買した場合と同じ経済効果を得るレバレッジ効果を持つ特徴がある。更に、将来の取引を現時点で確定したりするため、リスクを抑制できるリスクヘッジ効果を持つ。

つ特徴がある。更に、将来の取引を現時点で確定したりするため、リスクを抑制できるリスクヘッジ効果を持つ。

6.2 風説の流布、偽計取引とは何か

風説の流布は、発行会社が、不確かな業績予想を公表する、虚偽の重要事実を公表するなど、合理的な根拠がない事項であることを認識した上で、当該事項を流布することである。

偽計取引は、人を欺罔、誘惑し、あるいは、人の錯誤や不知を利用し、また他人に錯誤を生じさせる詐欺的、不公正な策略、手段を用い、虚偽の説明をして、顧客や投資家を欺く取引である。

相場の変動を目的とする不正行為など、偽計取引は、証券取引法第158条⁽²¹⁾で禁じている。例えば、公募増資を私募債と称して、投資家に勧誘、販売する行為⁽²²⁾、当局から承認を得た商品であると虚偽の資料を使用して、債券を販売する行為⁽²³⁾、インターネット上で募集した会員に対して、電子メールで、売買を推奨する内容虚偽の情報を提供する行為⁽²⁴⁾、公募増資に際して、無借金経営や徹底したディスクロージャーなどの虚偽の事実を公表する行為⁽²⁵⁾などが偽計取引⁽²⁶⁾である。

注(21) 第158条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

注(22) 平成16年4月19日札幌地方裁判所判決判例集未搭載

注(23) 証券取引等監視委員会編著「証券取引等監視委員会の活動状況」16頁 大蔵省印刷

局 2000年

注(24) 証券取引等監視委員会編著「証券取引等監視委員会の活動状況」16-17頁 大蔵省印刷局 2000年

注(25) 証券取引等監視委員会編著「証券取引等監視委員会の活動状況 平成14年」19-20頁 国立印刷局、2003年

注(26) 例えば、自分が大量に保有する株式の下落した場合に、当該株式を、海外投資者が買い取る内容の売買予約が成立したという事実と反する大量保有報告書を大蔵大臣に提出し、一投資家を欺罔するような行為（土持敏裕、榊原一夫「注解特別刑法補巻(2)証券取引法」115頁 青林書院 1996年)。また転換社債型新株予約権付社債の払込後、株式転換が一部完了した旨の虚偽の事実を公表した行為（平成17年5月2日大阪地方裁判所判決）などがある。

6.3 冒頭陳述

ライブドアの場合は、検察側の冒頭陳述によれば、偽計および風説の流布の容疑については、2004年10月25日に、ライブドアマーケティングが、マネーライフ社との株式交換による買収を公表した。但し、マネーライフ社の株主は、ファンはライブドアの連結⁽²⁷⁾対象に含むが、あたかも外部の第三者が買収したような情報開示をした。また株式交換比率を1:1とする報告書を、第三者が作成したように装った。2004年11月8日に、ライブドアマーケティングが、株式100分割を公表した⁽²⁸⁾。2004年11月12日に、赤字である2004年度第3四半期の決算を黒字と公表した。その後、ライブドアマーケティング株を市場で売却した⁽²⁹⁾。

注(27) 連結は、実質的に支配従属関係にある一定の会社その他の団体の財務諸表を結合して、重複項目を相殺消去する会計手続である。

企業集団を単一の組織体とみなして、企業集団全体の財務内容に関する情報を開示するために行う。

注(28) 現在、東京証券取引所は、1:5を超える株主分割をしないよう要請している。
<http://www.tse.or.jp/news/200503/050307-a.html>

注(29) 現在は、株主分割による新株の割当日の翌日から、株主分割の効力が発生する。株主分割後に、株券がなくても、分割後の株式を売買できるようにした。
<http://www.tse.or.jp/news/200503/050307-a.html>

6.4 有価証券

証券取引法上の有価証券については、第2条第1項⁽³⁰⁾に規定がある。国債証券、地方債証券、株券などの他、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書を含む⁽³¹⁾。

注(30) 第2条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。1. 国債証券2. 地方債証券3. 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第7号の2に掲げるものを除く。）3の2. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券4. 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）5. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第5号の3及び第7号の2に掲げるものを除く。）5の2. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券5の3. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券6. 株券又は新株予約権証券7. 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に規定する投資

信託又は外国投資信託の受益証券7の2. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券7の3. 貸付信託の受益証券7の4. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券8. 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの9. 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第1号から第6号まで又は前3号の証券又は証書の性質を有するもの10. 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの10の2. 前各号、次号若しくは第11号に掲げる証券若しくは証書又は次項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る第22項又は第26項各号に規定する権利（当該権利を表示する証券又は証書に係る第22項又は第26項各号に規定する権利を含む。以下「オプション」という。）を表示する証券又は証書10の3. 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの11. 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書。

注(31) 郵便為替証書は同条1項3号の証券として扱う。証券取引法の金融商品取引法への改正に伴い、有価証券の範囲が拡張することになる。

6.5 有価証券報告書

有価証券報告書とは、証券取引法第24条⁽³²⁾に基づき、事業年度ごとに作成する企業内容の外部への開示資料である。証券取引所に株式公開している株式会社、上場会社等の企業は、各事

業年度経過後3月後以内に、金融庁⁽³³⁾へ、有価証券報告書を提出する義務がある。

報告書の内容は、企業の沿革や概況、主要な経営指標等の推移、事業の内容、生産や受注及び販売の状況、設備の状況、研究開発活動、関連会社の状況、配当政策、自己株式の取得等の株価の推移など株式の状況、経理の状況（連結財務諸表等）、従業員の状況等である。

報告書の内容は、財務局や証券取引所で閲覧できる。電子提出された報告書は、金融庁設置のウェブサーバ経由で縦覧が可能である。

注(32) 第24条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第1号から第3号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後3月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第4号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において5億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第3号又は第4号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。1. 証券取

引所に上場されている有価証券2. 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券3. その募集又は売出しにつき第4条第1項本文若しくは第2項本文又は第23条の8第1項本文若しくは第2項の規定の適用を受けた有価証券(前2号に掲げるものを除く。)4. 当該会社が発行する有価証券(株券その他の政令で定める有価証券に限る。)で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前4年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの(前3号に掲げるものを除く。2 前項第3号に掲げる有価証券に該当する有価証券の発行者である会社で、少額募集等につき第5条第2項に規定する事項を記載した同条第1項に規定する届出書を提出した会社のうち次の各号のいずれにも該当しない会社は、前項本文の規定により提出しなければならない有価証券報告書に、同項本文に規定する事項のうち当該会社に係るものとして内閣府令で定めるものを記載することにより、同項本文に規定する事項の記載に代えることができる。1. 既に、前項本文に規定する事項を記載した有価証券報告書又は第24条の5第1項に規定する事項を記載した半期報告書を提出している者 2. 第4条第1項本文又は第2項本文の規定の適用を受けた有価証券の募集又は売出しにつき、第5条第1項第2号に掲げる事項を記載した同項に規定する届出書を提出した者(前号に掲げる者を除く。)3 第1項本文の規定の適用を受けない会社が発行者である有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、当該会社は、内閣府令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。4 第1項第4号に規定する所有者の数の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。5 第1項から第3項までの規定は、特定有価

証券が第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「有価証券の発行者である会社」とあるのは「有価証券の発行者である会社(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。)」と、「事業年度ごと」とあるのは「当該特定有価証券につき、内閣府令で定める期間(以下この条において「特定期間」という。)ごと」と、「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第4号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本金の額が当該事業年度の末日において5億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第3号又は第4号」とあるのは「当該有価証券が第3号」と、第2項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と、第3項中「第1項本文」とあるのは「第5項において準用する第1項本文」と、「発行者」とあるのは「発行者(内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者を除く。)」と、「有価証券が」とあるのは「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。6 有価証券報告書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを添付しなければならない。7 第6条の規定は、第1項から第3項まで(これらの規定を第5項において準用する場合を含む。)及び前項の規定により有価証券報告書及びその添付書類が提出された場合について準用する。8 第1項(第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない外国会社(第23条の3第4項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報

告書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第1項の規定による有価証券報告書及び第6項の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示(当該外国の法令(外国有価証券市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。)に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第24条の5第7項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの(以下この条及び次条第4項において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。9 外国会社報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものの要約の日本語による翻訳文、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他内閣府令で定めるもの(以下この条及び次条第4項において「補足書類」という。)を添付しなければならない。10 前2項の規定により報告書提出外国会社が有価証券報告書等に代えて外国会社報告書及びその補足書類を提出する場合には、第1項中「当該事業年度経過後3月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは「当該事業年度経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とし、第5項中「「当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」とあるのは「「当該事業年度経過後3月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは「当該特定期間経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」

とする。11 第8項及び第9項の規定により報告書提出外国会社が外国会社報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等を提出したものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。12 内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第8項の外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。13 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による有価証券報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。

注(33) 民間金融機関に係る行政は、大蔵省(現財務省)が担ってきた。省庁再編の中で、1998年6月22日、大蔵省銀行局や証券局等の所掌事務のうち、民間金融機関等の検査、監督を切り離し、総理府の外局として金融監督庁を設置した。1998年12月15日には、総理府外局として国務大臣を委員長とする金融再生委員会を設置し、金融監督庁は金融再生委員会の管理下となった。2000年7月1日、金融庁に改称し、大蔵省に残っていた金融制度の企画立案事務を統合した。2001年1月6日、中央省庁再編により内閣府の外局となつた。2003年4月1日からは、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律等により、各所管省から、日本郵政公社や日本政策投資銀行等に対する検査権限を委任されている。

6.6 有価証券報告書虚偽記載

有価証券報告書の虚偽記載は、有価証券報告

書の重要事項に虚偽の記載をすることであり、証券取引法第197条⁽³⁴⁾に違反する犯罪行為である。

それは、投資家が、投資判断する際の重要な判断材料に虚偽があるからである。虚偽の判断材料に基づき、投資家が投資判断をする。それを反映し、作り上げた市場価格に公正さ、適正さがあるといえるだろうか。更に、経済社会の資金の流れ、資本市場への影響もあり、他の企業経営にも悪影響を及ぼすものである。

有価証券報告書虚偽記載は、証券取引法上、刑事罰、民事責任、行政処分を課している。刑事罰は、証券取引法第197条第1項第1号により、懲役5年、罰金500万円以下。証券取引法第207条第1項第1号⁽³⁵⁾により、法人罰金は、5億円以下である。民事責任は、証券取引法第24条の4⁽³⁶⁾により、損害賠償金責任を問われる。行政処分は、証券取引法第172条の2第1項⁽³⁷⁾により、課徴金300万円または時価総額の10万分の3のいずれか多い方である。

注(34) 第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。1. 第5条(第27条において準用する場合を含む。)の規定による届出書類(第5条第4項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。)、第7条、第9条第1項若しくは第10条第1項(これらの規定を第27条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書(当該訂正届出書に係る参照書類を含む。)、第23条の3第1項及び第2項(これらの規定を第27条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書(当該発行登録書に係る参照書類を含む。))及びその添付書類、第23条の4、第23条の9第1項若しくは第23条の10第1項の規定若しくは同条第5項において準用する同条第1項(これらの規定を第27条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参照書類

を含む。)、第23条の8第1項及び第5項(これらの規定を第27条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録追補書類(当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。))及びその添付書類又は第24条第1項若しくは第3項(これらの規定を同条第5項(第27条において準用する場合を含む。))及び第27条において準用する場合を含む。))若しくは第24条の2第1項(第27条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者 2. 第27条の3第1項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)、第27条の6第1項若しくは第2項(これらの規定を第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)、第27条の7第1項若しくは第2項(これらの規定を第27条の8第12項並びに第27条の22の2第2項及び第6項において準用する場合を含む。)、第27条の8第8項(第27条の22の2第2項及び第27条の22の3第4項において準用する場合を含む。)、第27条の8第11項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)、第27条の11第2項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。))又は第27条の13第1項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者 3. 第27条の3第2項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付届出書、第27条の8第1項から第4項まで(これらの規定を第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書、第27条の11第3項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付撤回届出書、第27条の13第2項(第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付報告書又は第27条の13第3項及び第27条の22の2第7項において準用する第27条の8第1項から第4項までの規定による訂正報告書であつ

て、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者 4. 第27条の22の3第1項又は第2項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行つた者 5. 第157条、第158条、第159条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）又は同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 2

財産上の利益を得る目的で、前項第5号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行つた者は、10年以下の懲役及び3000万円以下の罰金に処する。

注(35) 第207条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。1. 第197条 7億円以下の罰金刑 2. 第197条の2（第11号及び第12号を除く。） 5億円以下の罰金刑 3. 第198条の3から第198条の4まで 3億円以下の罰金刑 4. 第198条の5（第5号、第6号、第9号及び第10号を除く。）又は第199条 2億円以下の罰金刑 5. 第200条（第18号及び第20号を除く。）又は第200条の3第1号、第2号、第5号、第7号、第9号若しくは第10号 1億円以下の罰金刑 6. 第198条第1号から第4号まで、第6号若しくは第7号、第198条の5第5号、第6号、第9号若しくは第10号、第200条第18号若しくは第20号、第200条の3（第

1号、第2号、第5号、第7号、第9号及び第10号を除く。）、第205条、第205条の2又は前条（第5号から第7号までを除く。）各本条の罰金刑 2 前項の規定により第197条又は第197条の2（第11号及び第12号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。3 第1項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

注(36) 第24条の4 第22条の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、同条第1項中「有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者」とあるのは、「有価証券を取得した者」と読み替えるものとする。

注(37) 第172条の2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（第24条第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第5項（第27条において準用する場合を含む。）及び第27条において準用する場合を含む。）及び第24条第6項（第27条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類又は第24条の2第1項（第27条において準用する場合を含む。）において準用する第7条、第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による訂正報告書をいう。第178条第5項並びに第185条の7第2項及び第3項において同じ。）を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、第1号に掲げる額（第2号に掲げる額が第1号に掲げる額を超えるときは、第2号に掲げ

る額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、発行者の事業年度(当該発行者が第24条第1項(第27条において準用する場合を含む。))に規定する特定有価証券の発行者である場合には、当該特定有価証券に係る第24条第5項において準用する同条第1項に規定する特定期間。以下この項及び第185条の7第19項において同じ。)が1年である場合以外の場合においては、当該額に当該事業年度の月数を12で除して得た数を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

1. 300万円
2. イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ 当該発行者が発行する算定基準有価証券(株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下この号において同じ。)の内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額(当該算定基準有価証券の市場価額がないとき又は当該発行者が算定基準有価証券を発行していないときは、これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額)

ロ 10万分の3

2 発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある半期・臨時報告書等(第24条の5第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))若しくは第4項(これらの規定を第27条において準用する場合を含む。)の規定による半期報告書若しくは臨時報告書又は第24条の5第5項(第27条において準用する場合を含む。))において準用する第7条、第9条第1項若しくは第10条第1項の規定による訂正報告書をいう。第178条第5項並びに第185条の7第2項及び第3項において同じ。)を提出したときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、前項第1号に掲げる額(同項第2号に掲げる額が同項第1号に掲げる額を超えるときは、同項第2号に掲げる額)の2分の1に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

3 第1項ただし書(前項後段において準用する場合を含む。)の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

6.7 ライブドアの有価証券報告書虚偽記載

有価証券報告書虚偽記載罪の容疑は、まずクラサワコミュニケーションズを株式交換により買収し、クラサワ社の株主に対して、現金を交付することが前提である。株式交換に伴い、クラサワ社の株主が取得したライブドア株式を、ファンドが取得する。このファンドを通じて、ライブドア株を売却し、売却益をライブドアの連結売上高に計上するという一連の流れに対するものである。

投資事業組合が、実質的にライブドアの支配下にある場合、傘下企業である投資事業組合が、親会社であるライブドアの株式を売却したことになる。

企業グループ全体として見れば資本取引である。すなわち、自社株式を売却して、事業活動の資源である資本を調達したに過ぎないという構図である。これは資本を運用し行った事業活動の成果、売り上げには該当しない。これが有価証券報告書虚偽記載に該当するという検察の主張である。

それでは、投資事業組合が、ライブドアから独立して、運営されている場合にはどうか。投資事業組合は、ライブドアとは支配従属関係にない。従って連結の範囲には含まれない。すなわち、投資事業組合からの配当金は売り上げになり、有価証券報告書虚偽記載ではないことになる。

7. 金融商品取引法

7.1 証券取引法等の一部を改正する法律

2006年3月、証券取引法等の一部を改正する法律が国会に提出され、同年6月に成立した。証券取引法を改正し、金融商品取引法³⁸⁾として、平成19年秋ごろから施行の予定である。

わが国では、1990年代後半から日本版ビッグバンに代表される金融システムの改革、再編に関する議論が盛んであった。今回の金融商品取引法の制定もその流れにある。

改正は、国内外を問わない近年の激しい金融市場、資本市場をめぐる環境の変化に対応しようというものである。一般投資家を保護するための、横断的な法制の整備である。また一般投資家保護を徹底することによって、投資家の利便性を確保し、そのことによって貯蓄から投資への資本市場の流れができ、市場機能を回復しようとしている。世界的にも、金融市場、資本市場の国際化への対応を図るための改正である。

注(38) 金融商品取引法（改正法の施行までは証券取引法）昭和23年4月13日法律とは、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的」（第1条）として定められた法律である。

7.2 金融商品取引法の内容

金融商品取引法の内容は、金融商品や金融商品取引所等の用語の定義を行い、株式などの有価証券の売買等の取引や、いわゆるデリバティブ取引と呼ばれる取引の市場での規則を規定する。金融商品取引法は、公正な取引を保つためのインサイダー取引⁽³⁹⁾規制や、金融商品そのものや金融商品の発行会社などの関連法人に関する開示に関する規則も含む。

また、株式の公開買付制度など株式の取得に関する規則を規定し、それぞれの金融商品と取扱い業者についての規定もある。もちろん、実際の取引には、資本市場の商慣行や金融商品取引所（現行の証券取引所）の規則などが及ぶことは従来通りである。

注(39) 第166条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であ

つて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第5号から第8号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後1年以内のものについても、同様とする。1. 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。2. 当該上場会社等の会社法第433条第1項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者又は同条第3項に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。3. 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。4. 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法

人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。 5. 第2号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第2号又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。)その者の職務に関し知つたとき。 2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。 1. 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。イ 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者(協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。)の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定(当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。)によるものを含む。)又は同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集ロ 資本金の額の減少 ハ 資本準備金又は利益準備金の額の減少 ニ 会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。)による自己の株式の取得ホ 株式無償割当て ヘ 株式(優先出資法に規定する優先出資を含む。)の分割 ト 剰余金の配当 チ 株式交換 リ 株式移転 ヌ 合併 ル 会社の分割 ヲ 事業の全部又は一

部の譲渡又は譲受け ワ 解散(合併による解散を除く。) カ 新製品又は新技術の企業化ヨ 業務上の提携その他のイからカまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項 2. 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 ロ 主要株主の異動ハ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実 ニ イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 3. 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益(以下この条において「売上高等」という。)若しくは第1号トに規定する配当又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。 4. 前3号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 5. 当該上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。イ 株式交換 ロ 株式移転 ハ 合併 ニ 会社の分割 ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ヘ 解散(合併による解散を除く。) ト 新製品又は新技術の企業化 チ 業務上の提携その他のイからトまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項 6. 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実 7. 当該上場会社等の子会社(第2条第1項第

4号、第5号の2又は第6号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の内閣府令で定めるものに限る。)の売上高等について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。8. 前3号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの3会社関係者(第1項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。)から当該会社関係者が第1項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者(同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。)又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。4 第1項、第2項第1号、第3号、第5号及び第7号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第1項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第2項第1号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社(子会社については、当該子会社の第1項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。)により多数の者の知り得る状態に置く措

置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第25条第1項に規定する書類(同項第7号に掲げる書類を除く。)にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。5 第1項及び次条において「親会社」とは、他の会社(協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。)を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第5条第1項の規定による届出書、第24条第1項の規定による有価証券報告書又は第24条の5第1項の規定による半期報告書で第25条第1項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう。6 第1項及び第3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

1. 会社法第202条第1項第1号に規定する権利(優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を含む。)を有する者が当該権利を行使することにより株券(優先出資法に規定する優先出資証券を含む。)を取得する場合
2. 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券を取得する場合
- 2の2. 特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合
3. 会社法第116条第1項、第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項若しくは第806条第1項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合
4. 当該上場会社等の株券等(第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)に係る同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請(委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は

特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合 4の2. 会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の同法第156条第1項の規定による株主総会若しくは取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「株主総会決議等」という。）について第1項に規定する公表（当該株主総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該株主総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該株主総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第2条第1項第10号の3に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第1項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合（当該自己の株式の取得以外の同法第156条第1項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る

株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。） 5. 第159条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合 6. 社債券（新株予約権付社債券を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。） 7. 第1項又は第3項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所有有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第1項又は第3項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。） 8. 上場会社等に係る第1項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

7.3 SOX法 (Sarbanes-Oxley Act)

金融商品取引法は、一般に、改正証券取引法、日本版SOX法、投資サービス法（制定前の仮称）とも呼ばれている。しかし、これらは金融商品取引法全体を指すのではなく、新たに義務付けた内部統制報告書の提出に関する部分について指すのが一般的な解釈である。その内部統制報告書、内部統制システムについての基準は、内閣府令に委ねている。

諸外国を含め、昨今、企業会計の不祥事やコンプライアンスの意識の希薄、欠如からくる事件が相次いでいる。企業経営に携わる人の思考や行為は、企業に投資する機関投資家、一般投資家ばかりではなく、資本市場、金融市場を混乱させる事件に発展している。健全な競争社会

の実現を目指し、公正で透明な情報の開示、多くの人々が、安心して投資や経済活動に参加できる経済社会を実現しなければならない。

そのため、アメリカ合衆国のサアベインス・オクスレイ法（Sarbanes-Oxley Act：SOX法）⁽⁴⁰⁾に倣い、会計監査制度の充実と企業の内部統制強化を求める日本の法規制を作成した。アメリカ連邦法であるSOXに因んで、日本版SOX法と呼ばれる。

わが国の証券取引法の母法であるアメリカの証券法における証券の概念は広い。証券取引法の抜本的な改正法である金融商品取引法がこれに該当する。金融商品取引法は、広く資本市場を規制する法であり、資産運用する一般投資家にも、大きな影響がある。

イギリスは、2000年の金融サービス市場法（The Financial Services and Market：FSMA）が定義する投資物件の概念を導入した。ドイツは、2004年の証券取引法改正に基づき、また欧州連合（EU）は、2004年に採択した金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive：Mi-FID）に基づき、金融商品の概念を導入した。世界の諸国家が、投資商品、金融商品に関し規制する法整備を行っている。

注(40) 2002年7月、大統領署名によって、法律として承認されたアメリカ合衆国のサーベンス・オクスリー法（SOX法）は、Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002という上場企業会計改革および投資家保護法である。立法案の提出者であるPaul Sarbanes上院議員、Michael G.Oxley下院議員の名に因み、サーベンス・オクスリー法と呼ばれる。企業会計や財務報告の透明性や正確性、公正を高めることを目的に制定された。このSOX法によって、企業経営に係わるコーポレートガバナンスや監査制度を改革し、投資家に対する企業経営者の責任と義務や罰則を定めた米国連邦法である。アメリカ合衆国では、1990年代末から2000年代初にかけて、エンロン

事件やワールドコム事件などが起きた。不正会計や不透明なし資金の流れに対処するため制定した法である。1933年の連邦証券法、1934年の証券取引所法制定以来の大改正である。

参考文献

1. 「株式会社法」江頭憲治郎 有斐閣2006年
2. 「企業買収を巡る諸相とニッポン放送事件鑑定意見」別冊商事法務289 2005年
3. 「新会社法・法務省令と実務対応」今井宏／監修住友信託銀行証券代行部／編、商事法務 2006年
4. 「改正証券取引法・金融商品取引法のポイント 平成18年改正」児島幸良 商事法務2006年
5. 「会社法」（第8版）神田秀樹 弘文堂、2006年
6. 「改正会社法セミナー 企業統治編」江頭憲治郎、神作裕之、藤田友敬、武井一浩編著 有斐閣 2006年
7. 「新会社とコーポレート・ガバナンス委員会設置会社VS監査役設置会社」小林秀之編著 中央経済社 2006年
8. 「会社法入門」（第11版）前田庸／著、有斐閣、2006年
9. 「会社法概論」平出慶道、山本忠弘、田沢元章 青林書院 2006年
10. 「日本の会社法」河本一郎、岸田雅雄、森田章、川口恭弘共著商事法務 2006年
11. 「リーガルマインド会社法」（第10版）弥永真生 有斐閣 2006年
12. 「平成17年・18年の証券取引法等の改正」証券取引法研究会編 商事法務2006年
13. 「金融商品取引法制の概要」松尾直彦、岡田大、尾崎輝宏 旬刊商事法務1771号4頁
14. 「座談会「新しい投資サービス法制」」旬刊商事法務1774号6頁

指導計画の作成と実践

山路純子

1 はじめに

幼稚園教育の現場で保育者の資質の向上を図るために研修計画等を構築し実習の受け入れを行ってきた立場を離れ、幼稚園教諭養成課程において、教育課程論、保育指導法、教育実習の科目を担当して2年が過ぎようとしている。2年間の授業を通して、学生が幼児とのかかわりや指導の在り方について不安や戸惑いを抱いている状況がよく見えるようになってきた。

本研究ノートでは教育実習で幼児への理解を深め、それぞれの学生が持ち味を発揮しているように、不安や戸惑いの理由にもなっている指導計画の作成について、その課題を捉え、現場が求めていることにつなげていきたいと考えている。

2 教育課程、指導計画の変遷

文科省によってなされた教育課程及び指導計画の変遷を、主なものについて以下にまとめた。

○ 1947年(昭和22年)、学校教育法が公布され、幼稚園は「学校」のひとつとして位置づけられた。

文部省は「幼稚園教育内容調査委員会」を設置し、1948年(昭和23年)に「保育要領－幼児教育の手引き－」を発行した。

保育内容は「楽しい幼児の活動」として、12項目(見学、リズム、休息、自由遊び、音

楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事)をあげ、幼児の生活環境を広く捉えて、幼児の自発的な活動と直接的体験を重視した。

○ 1956年(昭和31年)「幼稚園教育要領」が制定され、小学校のコアカリキュラムの影響を受けて、単元にそった活動を展開する保育が行われるようになった。小学校教育との一貫性をもたせることから、目標の具体化と指導計画の作成、指導上の留意点を明らかにするようになり、6領域(健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作)ごとに「望ましい経験や活動」として保育内容が示された。

○ 1964年(昭和39年)「幼稚園教育要領」が改訂され、学校教育法施行規則の一部改正により、幼稚園の教育課程の基準は「幼稚園教育要領」によるとされた。領域の考え方については、「望ましい経験や活動」を選択・配列する方向として示された。

○ 1989年(平成元年)幼児の環境の大きな変化に伴い「幼稚園教育要領」改訂された。領域主義からの脱却を目指し見直しが行われた。生きる力の基礎を身に付けるために、発達を見る窓口として、「5領域」(健康、人間関係、環境、言葉、表現)が示された。

改訂の中で、『環境を通して行う』ことを教育の基本とすること、『幼児期にふさわしい生活』『遊びを通した総合的な指導』『一人一人の発達の特性に応じた指導』が重点として示された。『ねらい』は、幼稚園教育全体

2006年11月9日受付

* YAMAJI Junko 幼児教育保育学科・助教授(保育指導)

を通して幼児に育つことが期待される『心情』『意欲』『態度』とし、『内容』は、ねらいを達成するために教師が指導し、幼児が身に付けていくことが望まれる事柄として示された。

幼稚園教育における領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるので、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結びつけて指導が行われたりしないように取り扱うことが強調された。指導計画は、教育課程にそって具体的なねらいや内容、環境の構成、幼児の活動などを明らかにし、指導の方向性をもつために作成される重要なものである。しかし、指導計画は一つの『仮説』であることから、幼児の生活に応じて柔軟に実践し、常に改善されるものであると書かれている。

- 1995年（平成7年）中央教育審議会第1次答申で「生きる力」「ゆとり」を第2次答申では「幼児期からの心の教育の在り方」が提言された。

1998年（平成10年）、小学校学習指導要領の改訂に先駆けて幼稚園教育要領が改訂された。幼児を主体とした遊び中心の保育が実践され、保育の現場では戸惑いが生じており、保育者は『見守り』という指導法を重視するようになっていった。環境を用意しておけば、後は子どもに任せて見守り、保育者の積極的なかわりを否定する状況も見られるようになってきたことへの反省に基づく改善である。また、幼児を取り巻く環境の変化を鑑みて、「家庭との連携」の必要性が改めて強調された。

このように幼稚園教育の在り方は、時の流れと共に変遷の道をたどってきている。

2 教育課程・指導計画の考え方

幼稚園は稚園教育の基本に基づいた幼児期にふさわしい生活の中で、幼稚園教育の目的や目標の達成を図っていく場であり、幼児の発達を促していくために、1年～4年の教育期間のそ

れぞれの時期の教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

教育課程は、教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってたどる道筋を明らかにした全体計画である。また幼児期の教育課程は、『自我が芽生え』『自己を表出』し、次第に『他者の存在を意識』『他者を思いやり』『自己を抑制する』ようになり、集団生活を円滑に営むことができるようになるという発達の大まかな道筋を踏まえて編成されるべきものである。

従って指導計画とは、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開していく中で、必要な体験が得られるように具体的に、次の視点から作成する必要がある。

以下指導計画を作成する時の留意点を整理した。

- ① 幼児の主体性を生かした計画を作成する。

幼児が自ら環境とかかわっていくために、幼児の興味・関心を引き起こし、活動を通して発達に必要な経験を積み重ねていけるように幼稚園生活を計画的に組み立てていかなければならない。そのためには、発達の見通しや活動の予想に基づいて環境を構成し、更に幼児一人一人の発達を見通して援助を行う。

- ② 教育課程との関連

教育課程を具体化したものが指導計画であり、年間、期、学期、月、週、日などがある。

教育課程は、「こんな幼児に育てたい」「幼児像」に向けた育ちの道筋であり、発達の方向性を示すものである。

指導計画は、育ちの道筋をたどる過程で展開を予想した具体的な生活である。その指導計画は、一つの『仮説』であり、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものである。たどる道筋は、教育課程に示された目的に向かって進む方向を示していくが、その幼児なりの発達の速度やリズムを大切にして支えていく柔軟性が、幼児期の保育には重要なことになる。「ここまでおいで」ではなく、「こっちへおいで」

という指導法が一人一人の発達に応じていくことにつながらなければならない。

③ 具体的な指導計画での留意点

・ 記録をもとに発達を理解する。

それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興味や関心に向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解することである。また、学級や学年の幼児たちがどのような発達をしているかということの理解も必要である。

発達を理解するためには、日々の生活の中で幼児といかに深くかかわってきたかが重要であり、それらをもとに書き留めた記録を振り返ることによって発達を理解することができる。

さらに、幼児期は生活経験によって発達の過程に違いが大きく見られる時期であることに留意し、計画にも柔軟性やゆとりをもたなければならない。

・ 具体的なねらいや内容を設定する。

具体的なねらいや内容を明確にもつことで、育ちを期待し、必要な体験ができるように環境を構成していくことになる。

また、具体的なねらいや内容には、幼児の発達の過程を見通すとともに、興味・関心の方向、教師や友達との関係、生活の連続性や季節の変化なども考慮して設定をしていく必要がある。

・ 環境の構成を行う。

幼児の周囲の環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとして構成する。幼児が主体的に環境にかかわることにより、様々な活動を展開する中で発達に必要な体験が得られるようにする。

幼児が主体的に活動できる場や空間、物や人との出会い、十分に活動できる時間や流れを教師が作り出すだけでなく、幼児も必要な状況を生み出していけるように幼児の気付きや発想を大切にする。

・ 活動の展開を援助する。

幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中

で様々に変化するものであり、幼児が望ましい方向に向かって活動を展開していくことができるよう必要な援助を行う。

幼児は構成された環境にかかわって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出しているが、活動のすべてが充実して展開されているとは限らない。やりたいことが十分できなかったり、技術が伴わず途中で挫折してしまったり、友達とトラブルをおこして中断してしまうこともある。このような場合、行き詰まったり、挫折したり、あきらめてしまったりすることがないように、幼児のなすがままにさせるのではなく教師は適切な援助を行うことが重要である。

予想したように展開していかないような場合にも、活動のおもしろさを大切にしながら、幼児がどのような体験をしているかを読み取り必要な援助をしなければならない。

活動が教師の期待した方向に向かっているかどうかからだけではなく、そこにかかわる幼児一人一人がどのような体験をしているか、発達を促すことにどのようにつながっていくかを把握し援助する必要がある。

・ 反省・評価を行う。

指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るようにする。

幼稚園における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動にそった必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成という循環の中で、常に指導の過程について反省や評価を行い、改善を図るようにする。

評価は幼児の発達の理解と教師の指導の改善の両面から行う。

3 指導計画の作成指導と課題

幼稚園の教育実習に学生を出す前に、事前指導や幼稚園の生活等、いろいろな科目を通して、保育全般の様々な角度から授業や演習が行われている。しかし、責任実習や部分実習に関する授業が進み、指導計画の作成段階になると、学

生の間戸惑いが増えてくることを感じる。目の前に幼児がいないし、日頃から子どもに触れているわけではないので、当然の戸惑いとも考えられるが、指導計画の作成は、幼児との生活をイメージする楽しい作業であることを認識させなければならない。

そのためには、指導計画作成の目的を明確にさせ、何のために、何を書いていくかを理解させていく必要がある。具体的に指導計画を作成する過程において、どこに戸惑い、混乱しているかを確認させていく必要がある。

以下に、これまで述べてきたことの実践として用いている指導計画作成演習例及び、実際の講義での留意点について項目ごとに述べる。

○ 保育指導案作成と実際（記入の基本型）

① 学級名（ 年保育 歳児）

男児 名 女児 名

② 期日・曜日・天気

③ 「予想される幼児の姿」の項の記入

- ・ 前日の保育からの流れ（連続性）を受け止める。
- ・ 連続的な計画であることを意識して書く。
- ・ 最近の幼児の様子や変化を捉える。
- ・ 課題と感じていることを捉える。
- ・ その状況に対して、これからどのように対応していくか、考えを書く。
- ・ ねらいの達成を振り返る。
- ・ 興味・関心を引き起こすような体験が重ねられているかを振り返る。

④ 「ねらい」の項の記入

- ・ 発達過程を見通した視点
- ・ 具体的な活動に関する視点
- ・ 生活習慣に関する視点

⑤ 「内容」の項の記入

- ・ ねらいを達成するために教師が指導し、幼児が身に付けていくことが望まれるものをねらいに対して、それぞれについて内容（体験すること）として書く。

⑥ 「展開」の項の記入

- ・ 時間の流れ（登園から降園まで）
- ・ 幼児の姿
時系列にそって、予想される姿を書く。
- ・ 環境の構成
場の設定
準備する物 等
ねらいを達成するために、活動を予想して適切に構成する。
環境の中で必要な体験が得られるように構成する。
幼児の発想を予想し、再構成する。

⑦ 「指導上の留意点」の項の記入

- ・ 具体的な活動を望ましい方向への援助
- ・ 技術が不足している時の援助
- ・ 行き詰まっている時の援助
- ・ 戸惑いや葛藤を乗り越える援助
- ・ 一人一人に対する援助
- ・ 全体的な活動や育ちへの援助
- ・ 心の理解とそれへの支えと援助

⑧ 「反省・評価」の項の記入

- ・ ねらいがどの程度達成できたか。
- ・ 幼児の活動はどうであったか。
- ・ 充実感があったか。
- ・ 教師のかかわりは適切であったか。
- ・ 幼児の気持ちを理解し、受け止めることができたか。
- ・ 生活の流れは無理がなかったか。
- ・ 準備した環境は興味・関心をひきだすものであったか。

○ 指導案作成で学生はどこにつまずくか

以下、実際の講義で重点的に指導している留意点を項目ごとに示す。

（例）は学生の場合であり、→以降が指導により訂正した文例である。

① 「幼児の姿」が実態のみになる。

（例）身の回りのことを自分でやってみようとする気持ちがでてくる。→それをどう受け止めるかを書く必要がある。

好きな友達と一緒に遊んで遊ぶ姿が見られる。→どんなふう遊ぶか具体的に書く必要がある。

② 「ねらい」は幼児側から書けていない。

(例) ハロウィンという行事を知り、野菜スタンプで友達と楽しく会話をしながら遊ぶ。

↓

- ・ ハロウィンという行事を知り、野菜スタンプの面白さを感じながら製作を楽しむ。→製作をして、何を体験するかを加えて書く必要がある。

③ 「内容」は幼児側から書けていない。

(例) ハロウィンとはどのようなものか知った上で、カボチャの形に切った紙の上に野菜スタンプを押し、野菜に触れることで、野菜の特徴を知って楽しむ。

↓

- ・ 紙の上にいるいろいろな形の野菜のスタンプを押し、野菜の特徴を知る。

④ 「予想される幼児の姿」にウエイト付けができていない。

毎日繰り返されている場面を同じように書くのではなく、本日幼児に出合わせたいと思う場面、体験して欲しいことを明確にして保育に当たる必要がある。

⑤ 「環境の構成」に、おはようブック、シール、タオル、ブロックなど使用する物の羅列に留まってしまうこと。

それを使い、それで遊ぶことが幼児にどのような意味があるかを書く必要がある。また、環境の構成は教師が行うので、どのような意図で環境に加えたかについて書くことになる。

⑥ 「指導上の留意点」は、幼児を援助する教

師の立場から書けていない。

その語尾は～に気付かせる、～に目を配る、～を知らせていくなどの抽象的表現が多い。

活動の内容や幼児の心や意欲を支える言葉がなかなかでてこない(認める、励ます等)。

⑦ 「反省・評価」があらかじめ書けていない。

保育の場面でその都度、教師のかかわりを振り返る視点である。従って、指導案の段階で記入をするものであり、保育後に書くものではない。

⑧ その他

具体的な保育の場面における戸惑いや、幼稚園教育には『指導』があるのかという疑問が解消されていない。

幼稚園教育の基本に基づいて行われる援助のすべてが指導であると明記されている。指導という言葉が、教師主導で画一的な保育のイメージと混同され、幼児の興味や関心や発想を無視しているのではという、一部誤解を生み出している。幼稚園教育において指導とは、幼児が展開する活動に対して必要な助言・指示・承認・共感・励ましなど教師が行う援助のすべてとして捉えるべきものであることを認識させる必要がある。

4 おわりに

指導計画は単なる計画・予定ではなく、実践することと同じである。教師には一人一人の幼児と向き合っ、幼児と共に生活を創り出していくことの楽しさや喜びが存在することを学生に理解させ、実践の場に臨めるように、指導計画作成の重要性を認識させながら、授業の改善を図っていきたい。

参考文献

- (1) 文部省 幼稚園教育要領解説 1999
- (2) 文部省 指導計画作成と保育の展開 1991
- (3) 磯部裕子 教育課程の理論 2003
- (4) 田中まさ子 幼稚園・保育所実習ハンドブック

2006

平成17年度 課題研究（各個研究）助成報告

「加齢に伴う味覚の感受性の変動に関する要因の解析その3」

生活科学科 食物栄養専攻
助教 富田 教代

1、目的

豊かな食生活には食事がおいしく楽しいという条件が満たされる必要がある。味覚は食べ物のおいしさに直接関わる重要な因子である。我が国では、年間14万人が新たに味覚障害に陥っているとの報告があり、味覚異常を訴える人では食欲がなくなり偏食に陥ったり、濃い味を好むようになって塩分摂取量が増加するなど、健康上多くの問題が生じてくる。高齢者だけでなく若者でも、不規則な食生活による栄養の偏りや、ファーストフードに含まれる食品添加物の摂取などによって味覚障害が増加している。そこで本研究では、昨年の地域在宅高齢者に加えて、地域住民を対象に全口腔式による味覚検査と生活習慣を中心とする調査により、味覚に及ぼす影響因子について分析検討することを目的とした。

2、方法

昨年に引き続き、茨城県内の地域住民を対象に生活習慣・食習慣については自己記入による質問紙調査を行った。味覚検査としては、全口腔法による4味覚各4濃度の試液甘味（①0.6%、②1.25%、③2.5%、④10%）、塩味（①0.15%、②0.6%、③1.25%、④5%）、苦味（①0.0003%、②0.005%、③0.01%、④0.1%）、酸味（①0.01%、②0.1%、③0.2%、④2%）で検査を実施し分析を行った。

3、結果

1) 各年代別の味覚感度を比較したところ、甘味は、71～89歳、苦味は、71～89歳の高齢者に、塩味、酸味では全ての年代でそれぞれ味覚感度の低下例を認めた。高齢者の味覚については、感度低下だけでなく、味覚不全、錯味症などの味覚異常が約半数に認められた。錯味症については、塩味と酸味に、酸味と苦味に混乱が見られた。

2) 薬の有無による影響は、薬の服用者に味覚異常と錯味障害が多い傾向がみられた。味覚障害を起こす薬剤は、亜鉛とキレート結合を起こすカプトプリルやフロセミドなどの降圧利尿剤や高脂血症などの生活習慣病の疾患治療薬に多く見られるが、今回薬を服用して味覚異常が認められた例も、これら降圧剤、高脂血症剤の服用者に味覚障害の多い傾向が見られた。

3) 疾患との関係においては、甘味、酸味の味覚感度と骨粗鬆症との関連が見られた。

4) 服用薬剤からの要因の検討では、ほとんどが口渇、味覚異常、歯肉肥厚といった口腔の副作用が知られている薬剤を多く服用していることがわかった。

5) 生活習慣は、味覚感度に大きく影響を及ぼすことがわかった。今回喫煙と味覚感度との関連は、有意差が認められなかったが、飲酒の習慣のある人は、4味全部とも味覚減退認められ、飲酒の生活習慣と関連することが示唆された。

6) 外食の多い人には、塩味の味覚減退者が認められた。食生活の乱れの原因として挙げられる外食が、塩分摂取を増加させ、高齢者だけでなく、若い人の味覚減退に関連する可能性が考えられた。味覚減退に関連する生活習慣は飲酒習慣である。アルコールによって味覚が変化する傾向があるとわかった。

なお、昨年のデータは第52回日本栄養改善学会において「味覚の感受性の変動要因の研究第2報」および第9回日本地域薬局薬学会「薬剤師と栄養士の連携による味覚障害の要因分析」においてその成果を発表した。

平成17年度 課題研究（各個研究）助成報告

「植物低分子成分の癌細胞増殖阻害活性」

生活科学科 生活科学専攻
専任講師 佐塚 正樹

本年度は植物の低分子成分の癌細胞増殖阻害活性について探求するためにフラボノイドなどの低分子成分の含まれる大豆煮豆の癌細胞アポトーシスについて実験を行った。

今回、使用した大豆（品種名タチナガハ：茨城県産）は、テンペの製造に使われる国産大豆で以下のようにして癌細胞増殖阻害活性を明らかにした。

(方法) 大豆煮豆の凍結乾燥粉碎物0.5gをRPMI培地10mlに溶解し4℃でオーバーナイト抽出した。抽出液を8,000rpm10分間で遠心分離し、0.25 μ mフィルターで滅菌ろ過したろ液を試料とした。この試料液を用いてヒト単核球系白血病細胞U937に対する増殖阻害活性を調べた。

(結果) 大豆煮豆によってU937細胞の増殖阻害活性が明らかになった（図1）。

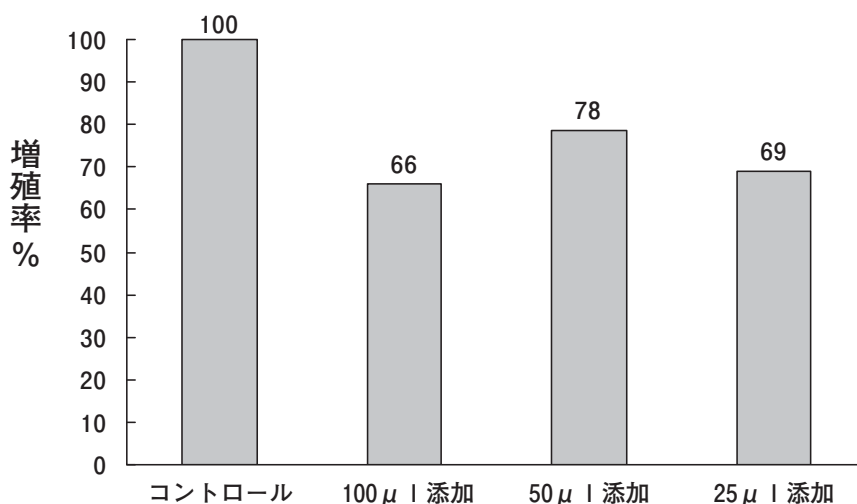


図1 大豆煮豆による癌細胞増殖阻害

(考察) 図1の結果から、テンペの原料となる茨城県産大豆タチナガハの癌細胞増殖阻害が明らかになり、その低分子成分のフラボノイドの関与が考えられた。大豆の摂取はその低分子成分の有効性から考えて今回の結果のような癌細胞増殖阻害など健康に有益であり、タチナガハも他の大豆品種と同じように健康に有効と考えられる。

今後、他の品種との比較やアポトーシスなどの癌細胞増殖阻害メカニズムの検討を行っていく予定である。

平成17年度 課題研究（各個研究）助成報告

「子育て支援を目的とした運動遊び教室が幼児の生活時間と
心の発達に及ぼす影響の検討」幼児教育保育学科
専任講師 鈴木 康弘

運動遊びを園でのプログラムとして経験することで、子どもの戸外遊びへの興味や関心が高まる可能性のあることが示唆された。生活時間や生活リズムへの影響に関して、本研究ではその効果を確認することはできなかった。

運動遊びプログラムの実施時間（30分）や頻度（週に1回）に関しては、時間の延長を希望する保護者からの意見が少なくなかった。子どもが遊びに集中するまでの時間を考えるともう少し長くしてみてもいいのではという声も幼稚園教諭や指導スタッフからあげられており、今後の検討課題として認識された。実施頻度は週に1度で概ね満足されているようであった。

プログラムの内容に関しては、技術指導の充実を望む保護者の声が多からず認められた。一方、幼児の運動遊びは、運動技術を習得することがその主な目的ではなく、遊びに含まれる多様な経験（運動有能感を高める、動きの多様なバリエーションの経験、ルールを守るなどの社会的経験等）を深めていくことが大切であると考えられている。子どもが運動技術をマスターすることは、保護者にとってはプログラムの効果を確認しやすく、安心感にもつながるのであろう。しかしながら、この時期に運動技術の追求を遊戯性に優先させる事の弊害は多くの専門書で述べられているところでもある。本研究の結果から、幼稚園や保育園の保育時間において、運動遊びプログラムを展開する場合には、幼児の運動遊びプログラムの意味を保護者に向けて丁寧に説明していくことの必要性が認識された。

自由記述への回答の中で、運動遊びプログラムの内容を知らせてほしいという意見がいくつか認められた。子どもへのプログラム提供に留まらず、様々な方法を駆使して保護者とのコミュニケーションを図っていくことが、運動遊びプログラムを充実させていくためのひとつの課題として認識された。

研究の方法・結果等の詳細は、前掲著「幼児の運動遊びプログラムに関する実践的研究～保護者からの評価と期待に焦点を当てて～」をご参照ください。

業 績 一 覧

以下に掲載するものは、2005年4月から2006年3月までに本誌以外に発表した原著および著書である。

教 授 江 波 諄 子

キーウェイデインの回想 - 子どもからの60のメッセージ - (新風舎, 2005.5)
教育機関の著作権等について (『幼児の教育』第104巻第8号, 日本幼稚園協会, 2005.8) Pp.4 - 7

教 授 瀧 口 泰 行

『日本文徳天皇実録』 斉衡三年・天安元年の記事をめぐって (大洗磯前神社社報第17号, 2005.6) Pp.2 - 3
古代文芸と刀剣 (8) - 再生復活の剣 - (常陸万葉の会誌第19号, 2006.3) Pp.2 - 3

教 授 伊 藤 久 美 子

2色配色の色彩感情評価 - ファッション雑誌掲載事例より - (共著, 日本色彩学会誌Vol.29, Supplement, 2005.5) Pp.76 - 77
異色相間の二色配色の感情効果 (共著, 日本色彩学会誌Vol.29, No.4, 2005.11) Pp.291 - 302
色彩調和理論をめぐって - 理論と実証との関係 - (共著, 日本理論心理学会第51回大会発表要旨 2005.11) P.15

助 教 授 大 武 茂 樹

ファレンベルクの上流学校におけるヘルバルト教育学の導入について (『教育学研究』第72巻3号, 日本教育学会, 2005.9) Pp.39 - 48

助 教 授 紙 透 雅 子

『スポーツルール審判問答集』 ホッケー (ぎょうせい, 2005.7) Pp.1581 - 1654

助 教 授 荒 田 玲 子

あすの健康と調理 (共著, アイ・ケイコーポレーション, 2005.4) Pp.84-91, Pp.96-99, Pp.104-107, Pp.112-115, Pp.128-131
大豆食品テンペの利用に関する研究 (日本調理科学会平成17年度大会研究発表要旨集, 2005.9) P.2

助 教 授 山 路 純 子

5歳児の協同的学びと対話的保育 (共著, ひとなる書房, 2005.8)

助 教 授 高 橋 眞 知 子

フォロワーシップ育成マネジメント (中間報告) (共著, 日本ビジネス執務学会 会報No. 43, 2005.6) P.7
フォロワーシップ育成マネジメント (最終報告) (共著, 日本ビジネス実務学会 関東・東北ブロック研究会 会報No. 33, 2005.6) P.5
ビジネス現場におけるフォロワーシップ 組織におけるこれからのフォロワーとリーダーの関わり方を探

る（共著，ビジネス実務論集24号，2006.3）P.17-24

専任講師 **李 精**

財務会計の世界（共著，税務経理協会，2005.6）Pp.86 - 99, Pp.148 - 156, Pp.253 - 268

専任講師 **佐々木 宏**

A proposed catalytic mechanism of aspergilloglutamic peptidase from *Aspergillus*（共著，Proceedings of the Japan Academy, Series B, vol.81, No.10, 2005.12）Pp.441 - 446

専任講師 **鈴木 康弘**

積極的休養としてのウォーキング効果について～高校生への実践指導より～（第9回日本ウォーキング学会大会抄録集，2005.6）P.21

幼児の運動遊び場面における経験の質について（日本体育学会第56回大会予稿集，2005.11）P.206

運動遊びプログラムが幼児の生活時間と運動遊びへの積極性に及ぼす影響の検討（日本発育発達学会第4回大会プログラム，2006.3）P.54

専任講師 **関 美紀子**

気になる子、かかわりの難しい子への支援 軽度発達障害とインリアルアプローチ（茨城県，2005.12）

専任講師 **大津 美紀**

生活習慣病教室を開講（共著，医療の広場第45巻第6号，2005.6）Pp.5-9

小児保存期慢性腎不全患児の栄養管理（共著，第27回日本小児腎不全学会プログラム・抄録集，2005.9）P.80

栄養管理によりBUNの低下が見られた乳幼児低形成腎患児の例（共著，第27回日本小児腎不全学会プログラム・抄録集，2005.9）P.81

Bulletin
of
Tokiwa Junior College
No.35

Contents

Articles

- TOMITA Noriyo, SUZUKI Yuko : A Study on the Score of the Sensory
Evaluation by Steam Convection Oven 1
- TAKEDA Kanako, OTSU Miki and NAKAHARA Kyoko : Effects of the Cook-Loving
Mother on the Dietary Life of Preschool Children 7
- MIYAKE Mitsukazu : Kant's Doctrine of "Perpetual Peace" in Today's Political
Situation..... 16
- SUZUKI Yasuhiro : Practical Research on an Exercise Play Program for Children
- With Focus on Parents' Evaluation of and Expectations for the Program - 35

Notes

- MATSUI Shinako : Livedoor 44
- YAMAJI Junko : Children Education Planning and Practice in Kindergarten 70

Tokiwa Junior College
December 2006

常
塾
知
其
大
学
研
究
綜
要

第
三
五
号

三
〇
〇
六
年
十
二
月

三
〇
〇
六
年
十
二
月